学　　生　　便　　覧

令和８年度



広島商船高等専門学校

学校からの緊急情報について

学校から学生への緊急連絡（授業や行事予定の変更等を含む。）については以下の方法でお知らせします。携帯電話による緊急連絡システムの登録及び本校ホームページのブックマークをしてください。

（１）携帯電話による緊急連絡システム

（２）本校ホームページ（https://www.hiroshima-cmt.ac.jp）

【（１）携帯電話による緊急連絡システムの登録方法】

1. 下の QR コードから携帯電話による緊急連絡システムの URL を読み込みます。

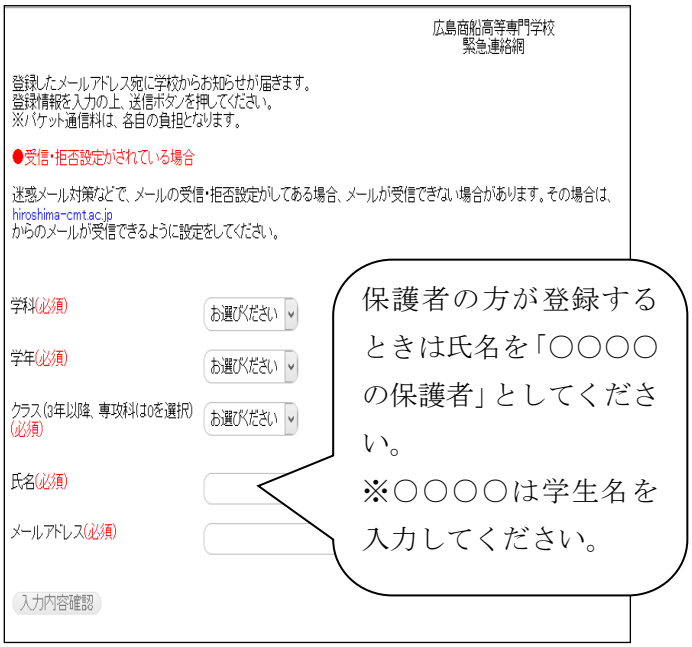
PC の場合　https://mdh.fm/e?kA60330ASn　にアクセスします。

2. 接続すると右下のような画面となります。
携帯電話の受信・拒否設定を行っている場合は、hiroshima-cmt.ac.jp からの**メールが届くように設定**してください。

画面内の
- 学科
- 学年
- クラス（1、２年生専用）
- 氏名
- メールアドレス

を入力して、【内容確認】ボタンを押します。

注意：氏名が特定できないときは削除することがあります。



3. 入力確認をした後、【送信】ボタンを押すと登録確認のメールが届くことにより完了します。

本校の教育理念及び学習・教育目標

教育理念

本校は、豊かな人間性と国際性及び、強い精神力及び高い倫理意識を持ち、将来社会において活躍するための基礎となる知識と技術を身につけ、さらに生涯にわたって学ぶ力を備えた人材を育成する。

学習・教育目標

〈本　科〉

(A) 豊かな心、生きる力及び規範意識の育成（**人間力と規範意識**）
- (1) 命の大切さと安心・安全に対する心を培うこと
- (2) 優しさと思いやりに満ちた心を育成すること
- (3) 強い精神力を持ち、生きる力を身につけること
- (4) 社会人としての規範意識を養うこと

(B) 地域や国際社会に対応できる広い視野と素養の形成（**広い視野と素養**）
- (1) 人文・社会に関わる広い視野を養い、国内外の多様な状況を理解できる知識を身につけること
- (2) 地域や国際社会で活躍するためのコミュニケーション基礎力を身につけること

(C) 基礎科学や情報処理の知識・技術の習得（**基礎科学と情報技術**）
- (1) 自然科学又は社会活動に関わる基礎的な知識を習得し、自然又は社会の現象を科学的に説明できること
- (2) 情報処理に関わる基礎技術を習得し、データ処理やプレゼンテーションに活用できること

(D) 専門的知識・技術とその活用力の習得（**知識・技術とその応用**）
- (1) 専門分野の知識・技術を習得し、それを実際に活用できること
- (2) 専門分野の知識・技術を活用して、ものやシステムを造る、あるいは運用管理する基礎能力を習得すること

(E) 社会に貢献できる創造力と実践力の育成（**実践と創造**）
- (1) 習得した知識・技術を基に、問題点とその原因を発見できる基礎的能力を身につけること
- (2) 問題点の解決策を考え、それを計画して、実現する能力を身につけること

学習・教育目標

〈専攻科〉

(A) 豊かな人間性と社会的責任感の育成（**人間性と社会貢献**）
- (1) 歴史や文化、経済などのさまざまな知識を修得し、自身の価値観だけでなく多様な視点や価値観から物事を考えることができること
- (2) 周囲と協力して作業を進めるためのリーダーシップや協調性を身につけること
- (3) 安全や文化、環境、倫理等の観点から社会と技術の関わり方を考慮し、技術者として責任ある判断力と行動力を身につけること

(B) 国際社会に対応したコミュニケーションスキルの養成（**コミュニケーション能力**）
- (1) 日本語による適切な表現を用いて、論理的な記述や口頭発表、及び討論ができること
- (2) 外国語を用いて、技術的な内容についての文書作成や、口頭での意思伝達ができること

(C) 基礎科学と情報技術の修得とその活用（**知識・技術とその活用**）
- (1) 数学や自然科学に関する知識から自然現象を科学的に理解するとともに、実践に際してそれらを活用できること
- (2) 情報技術を活用して、必要な情報の検索や収集、データ分析をすることができること

(D) 専門的知識・技術の確立と発展的応用（**専門性とその拡充**）
- (1) 航海学、舶用機関学、電子制御工学、流通情報工学のいずれかの専門分野に精通し、その分野の研究状況や技術動向を把握することができること
- (2) 自身の専門とは異なる技術分野も学習し、既得の専門分野の技術と融合させ、新たなものづくりやシステム開発に活用できること

(E) 社会情勢の変化に対応した問題解決能力の育成（**創造性と探求心**）

(1) 社会や産業の状況を把握し、問題点とその原因を発見できる能力を身につけること

(2) 種々の知識と技術を活用し、問題の解決策を見つけて実行に移すとともに、その結果を検証する能力を身につけること

(3) 変化する社会に対応するため、新たな知識や技術、情報を自発的かつ継続的に獲得する能力を身につけること

広島商船高等専門学校　三つの方針

◆アドミッション・ポリシー

【本科共通】

【求める学生像】

広島商船高等専門学校では、次のような人を待っています。

(1) 学校で学習した基礎学力が身についている人

(2) 学校の行事、生徒会や部活動に努力した人

(3) 自ら考え、工夫し行動できる人

(4) 将来、社会で活躍したいという夢のある人

求める学生像の 4 項目について、(1)は学力の 3 要素の①知識・技能、(2)(3)は②主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度、(4)は③思考力・判断力・表現力に対応しています。

【入学者受け入れの基本方針】

本校では、「専門的知識と技術及び豊かな人間力を有し、社会に貢献できる実践的で創造的な技術者」の育成を目的とし、「求める学生像」に沿って、その能力と適性を有する人材を選抜するため、以下の方法で選抜を行います。

〇推薦による選抜（全学科共通）

出身学校長が責任を持って推薦した学生で、本校の教育を受けるのに必要な素養と基礎的学力を有した学生を選抜するため、推薦書及び調査書を評価するとともに、志願動機、意欲、適性などに関して面接を行い、その結果を総合的に評価します。

〇学力検査による選抜（全学科共通）

本校の教育を受けるのに必要な素養と基礎学力を有した学生を選抜するため、調査書を評価するとともに学力検査（理科、英語、数学、国語及び社会の 5 教科）を行い、その結果を総合的に判断します。なお、学力検査はマークシート方式になります。

〇帰国生徒特別選抜（全学科共通）

豊かな国際性を備え、本校の教育を受けるのに必要な素養を有した学生を選抜するため、志願動機、意欲、適性などに関して、提出書類の評価と学力検査（理科、英語及び数学の 3 教科)、作文（日本語）及び面接を実施し、その結果を総合的に評価します。なお、学力検査はマークシート方式、作文は与えられたテーマについて 600 字程度になります。

〇編入学試験（電子制御工学科及び流通情報工学科）

編入学者の選抜は、「推薦による選抜」と「学力検査による選抜」の二つで行います。

１　推薦による選抜は、在学する高等学校長から提出された推薦書及び調査書並びに本

校で実施する口頭試問及び面接の結果を総合して行います。

2　学力検査による選抜は、提出された調査書並びに本校で実施する学力検査の成績及び面接の結果を総合して行います。なお、学力検査科目は次に示す通りです。

・電子制御工学科

英語、数学、専門科目（数学・物理または電気基礎のどちらかを選択）

・流通情報工学科

英語、数学、小論文（流通または情報若しくは流通情報に関わるテーマを提示する）

【専攻科共通】

(1) 自らの専門分野の知識・技術の基礎学力を備えている人

(2) これまでに修得した専門分野以外の幅広い産業分野への興味を持っている人

(3) コミュニケーション能力を身につけ、地域や国際社会で活躍できる専門的職業人を目指す人

(4) 科学技術に対する強い探求心を持ち、積極的に開発・研究に取り組みたい人

求める学生像の 4 項目について、(1)は学力の 3 要素の①知識・技能、(2)(4)は②思考力・判断力・表現力、(3)は③主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度に対応しています。

【入学者受け入れの基本方針】

本校では、「専門的知識と技術および豊かな人間力を有し、社会に貢献できる実践的で創造的な技術者」の育成を目的とし、「求める学生像」に沿って、その能力と適性を有する人材を選抜するため、以下の方法で選抜を行います。

○推薦による選抜

出身学校長が責任を持って推薦した学生で、本校の教育を受けるのに必要な素養と基礎的学力を有した学生を選抜するため、推薦書および調査書を評価するとともに、志願動機、意欲、適性などに関して面接を行い、その結果を総合的に評価します。

○学力検査による選抜

本校の教育を受けるのに必要な素養と基礎学力を有した学生を選抜するため、調査書を評価するとともに学力検査（英語、数学、専門教科）を行い、その結果を総合的に判断します。なお、学力検査科目は次に示す通りです。

・海事システム工学専攻航海学系

英語、数学、専門科目（航海学・運用学・海上交通法のうち 2 科目を選択）

・海事システム工学専攻機関学系

英語、数学、専門科目（原動機工学・電気電子工学・機械工学のうち 2 科目を選択）

・産業システム工学専攻電気電子工学系

英語、数学、専門教科（電気磁気学・電気回路・電子回路・情報処理のうち 2 科目を選択）

・産業システム工学専攻社会システム工学系

英語、数学、小論文、専門教科（物流論・情報処理・応用数理・経済経営のどれかを選択）

〇社会人特別選抜

本校の教育を受けるのに必要な素養と基礎学力を有した学生を選抜するため、志望理由書、調査書を評価するとともに、志望動機、意欲、適性などに関して面接を行い、その結果を総合的に評価します。

◆カリキュラム・ポリシー

【本科】

【全学科共通】

広島商船高等専門学校のディプロマポリシーに掲げる 5 つの能力を学修するため、低学年では一般教養科目に重点を置き、学年進行に伴い徐々に専門科目の比重を増加する楔形の 5 年一貫教育課程を編成しています（商船学科は 5 年 6 か月）。なお、評価はシラバスに示す評価割合に従って行い、60 点以上で単位認定しています。

(A)　豊かな心、生きる力および規範意識を身につけるために、人文・社会科学系科目を設ける

(B)　地域や国際社会に対応できるコミュニケーション力を身につけるために、語学系科目を設ける

(C)　専門分野で活用できる工学及びデータサイエンスに関する基礎知識を身につけるために、自然科学系科目を設ける

(D)　専門知識を修得し、実験・実習及び演習・実技を通してその知識を応用できる能力を修得するために、専門教科を設ける

(E)　課題を発見し、創造的に対応できる実践力を身につけるために、実践的な科目を設ける

本科の学習・教育目標である「(A) 豊かな心、生きる力および規範意識の育成、(B)　地域や国際社会に対応できる広い視野と素養の形成、(C) 基礎科学や情報処理の知識・技術の習得、(D) 専門的知識・技術とその活用力の習得、(E) 社会に貢献できる創造力と実践力の育成」を実現するため、低学年は一般科目を中心とし、学年進行に伴い徐々に専門科目の比重を増加し、高学年は専門科目中心となる楔形のカリキュラムとしています。

全ての授業は、カリキュラムポリシーに基づいて、講義、演習、実験・実習など多様な形態で実施し、その評価については、試験、発表、態度、ポートフォリオなどにより評価しています。単位認定基準及び標語については以下に示す通りです。

優：100～80 点、良：79～70 点、可：69～60 点、不可：59 点以下

各科目の到達目標・授業方法・授業計画・評価方法を Web シラバスにより公開し、学修の成果は学則に定める成績評価基準により評価しています。

【商船学科】

商船学科ではディプロマポリシーに掲げる 5 つの能力を学修するため、低学年では一般教養科目に重点を置き、学年進行に伴い徐々に専門科目の比重を増加する楔形の 5 年 6 か月の一貫教育課程を編成しています。ディプロマポリシーの（A）（B）(C)は高専機構モデルコアカリキュラム「技術者が共通で備えるべき基礎的能力」と「基礎的資質・能力」、(D)は「技術者が備えるべき分野別専門的能力」として商船系分野（航海）もしくは商船系分野（機関）、（E）は「創造性・デザイン能力」に準拠して定めています。

(1) 豊かな心・規範意識や人間力を養い、他者や社会の多様な状況を理解できる知識を身につけるための人文・社会科学系科目を設ける。
(2) 地域や国際社会で活躍するための理解力やコミュニケーション基礎力を身につけるための語学系科目を設ける。
(3) 海事関連分野で活用できる工学及びデータサイエンスに関する基礎知識を身につけるために、自然科学・情報科学系科目を設ける。
(4)「Society 5.0」において活躍できる船舶の運航や管理に関わる知識と技術を身につけ、世界の海で活躍できる海事技術者を育成するために必要な科目として、航海コースでは、航海学、海上交通法、船舶の管理運用、物流管理、通信に関する科目を、機関コースでは、内燃・蒸気機関、伝熱、流体、材料、電気機械、情報処理、機関管理に関する科目を設置する。
(5) 航海実習や卒業研究に取り組み、上級船員に求められる課題題解決力や実践的チームワーク能力（シーマンシップ）を身につけられる科目を設置する。

【総合科学科電子情報システム系】

総合科学科電子情報システム系ではディプロマポリシーに掲げる 5 つの能力を学修するため、低学年では一般教養科目に重点を置き、学年進行に伴い徐々に専門科目の比重を増加する楔形の 5 年一貫教育課程を編成しています。ディプロマポリシーの（A）（B）(C)は高専機構モデルコアカリキュラム「技術者が共通で備えるべき基礎的能力」と「基礎的資質・能力」、（D）は「技術者が備えるべき分野別専門的能力」として電気・電子系分野、機械系分野、材料系分野、情報系分野、（E）は「創造性・デザイン能力」に準拠して定めています。

(1) 豊かな心・規範意識や人間力を養い、他者や社会の多様な状況を理解できる知識を身につけるための人文・社会科学系科目を設ける。
(2) 地域や国際社会で活躍するための理解力やコミュニケーション基礎力を身につけるための語学系科目を設ける。
(3) 電子制御分野で活用できる工学及びデータサイエンスに関する基礎知識を身につけるために、自然科学・情報科学系科目を設ける。
(4) 「Society 5.0」において活躍できる実践的・創造的メカトロニクス技術者を育成するために必要な科目として、電気・電子、機械、計測・制御、情報に関する科目を設ける。
(5) 専門知識を実践的活用することができるように、また、課題解決案の立案能力の取得や自ら学習する能力の取得を目指し、実験実習や卒業研究などを設ける。

【総合科学科流通情報マネジメント系】

総合科学科流通情報マネジメント系ではディプロマポリシーに掲げる 5 つの能力を学修するため、低学年では一般教養科目に重点を置き、学年進行に伴い徐々に専門科目の比重を増加する楔形の 5 年一貫教育課程を編成しています。ディプロマポリシーの (A) (B) (C) は高専機構モデルコアカリキュラム「技術者が共通で備えるべき基礎的能力」と「基礎的資質・能力」、 (D) は「技術者が備えるべき分野別専門的能力」としてビジネス基礎系分野や経済ビジネス系分野、情報系分野、 (E) は「創造性・デザイン能力」に準拠して定めています。

(1) 豊かな心・規範意識や人間力を養い、他者や社会の多様な状況を理解できる知識を身につけるための人文・社会科学系科目を設ける。
(2) 地域や国際社会で活躍するための理解力やコミュニケーション基礎力を身につけるための語学系科目を設ける。
(3) 流通ビジネスまたは情報通信分野で活用できる工学及びデータサイエンスに関する基礎知識を身につけるために、自然科学・情報科学系科目を設ける。
(4) 「Society 5.0」において活躍できる情報工学・管理工学・法学に関する技術を身につけ、流通・経営分野の管理・運営に応えられる技術者を育成するための科目を設置する。
(5) 専門知識を実践的活用することができるように、また、課題解決案の立案能力の取得や自ら学習する能力の取得を目指し、流通情報工学演習など演習系の科目や卒業研究などを設ける。

＜電子制御工学科＞

電子制御工学科ではディプロマポリシーに掲げる 5 つの能力を学修するため、低学年では一般教養科目に重点を置き、学年進行に伴い徐々に専門科目の比重を増加する楔形の 5 年

一貫教育課程を編成しています。ディプロマポリシーの（A）（B）（C）は高専機構モデルコアカリキュラム「技術者が共通で備えるべき基礎的能力」と「基礎的資質・能力」、（D）は「技術者が備えるべき分野別専門的能力」として電気・電子系分野、機械系分野、材料系分野、情報系分野、（E）は「創造性・デザイン能力」に準拠して定めています。

(1) 豊かな心・規範意識や人間力を養い、他者や社会の多様な状況を理解できる知識を身につけるための人文・社会科学系科目を設ける
(2) 地域や国際社会で活躍するための理解力やコミュニケーション基礎力を身につけるための語学系科目を設ける
(3) 電子制御分野で活用できる工学に関する基礎知識を身につけるために、自然科学系科目を設ける
(4) 「Society 5.0」において活躍できる実践的・創造的メカトロニクス技術者を育成するために必要な科目として、電気・電子、機械、計測・制御、情報に関する科目を設置する
(5) 専門知識を実践的活用することができるように、また、課題解決案の立案能力の取得や自ら学習する能力の取得を目指し、実験実習や卒業研究などを開設する

＜流通情報工学科（流通・ビジネス系、情報・通信系）＞

流通情報工学科ではディプロマポリシーに掲げる 5 つの能力を学修するため、低学年では一般教養科目に重点を置き、学年進行に伴い徐々に専門科目の比重を増加する楔形の 5 年一貫教育課程を編成しています。ディプロマポリシーの（A）（B）（C）は高専機構モデルコアカリキュラム「技術者が共通で備えるべき基礎的能力」と「基礎的資質・能力」、（D）は「技術者が備えるべき分野別専門的能力」としてビジネス基礎系分野や経済ビジネス系分野、情報系分野、（E）は「創造性・デザイン能力」に準拠して定めています。

(1) 豊かな心・規範意識や人間力を養い、他者や社会の多様な状況を理解できる知識を身につけるための人文・社会科学系科目を設ける
(2) 地域や国際社会で活躍するための理解力やコミュニケーション基礎力を身につけるための語学系科目を設ける
(3) 流通ビジネスまたは情報通信分野で活用できる工学に関する基礎知識を身につけるために、自然科学系科目を設ける
(4) 「Society 5.0」において活躍できる流通・経営分野の管理・運営に応えられる技術者または情報技術者を育成するために必要な科目として、流通・ビジネスコースでは流通・物流・経営系科目や管理工学的手法などに関する科目を、情報通信コースでは情報基本科目および統計学などの科目を開設する
(5) 専門知識を実践的活用することができるように、また、課題解決案の立案能力の取得や

自ら学習する能力の取得を目指し、流通情報工学演習など演習系の科目や卒業研究などを開設する

【専攻科】

＜専攻科共通＞

本科における教育の基礎の上に立って、特定の専門領域における高度の知識・素養を応用することによって理解の程度を深化させ、複合領域に対応できる幅広い視野を身につけ、高い課題設定・解決能力を備えた実践的・創造的技術者を育成するための教育課程を編成しています。なお、評価はシラバスに示す評価割合に従って行い、60 点以上で単位認定しています。

(1) 豊かな人間性と社会的責任感を身につけるために、人文・社会科学系科目を設ける
(2) 国際社会に対応したコミュニケーションスキルを身につけるために、語学系科目を設ける
(3) 専門分野で活用できる基礎科学と情報技術を身につけるために、自然科学系科目を設ける
(4) 専門知識・技術を確立し、それを発展的に応用できる能力を修得するために、専門教科を設ける
(5) 社会情勢の変化に対応した問題解決能力を身につけるために、実践的な科目を設ける

全ての授業は、カリキュラムポリシーに基づいて、講義、演習、実験・実習など多様な形態で実施し、その評価については、試験、発表、態度、ポートフォリオなどにより評価しています。単位認定基準および標語については以下に示す通りです。
優：100～80 点、良：79～70 点、可：69～60 点、不可：59 点以下
各科目の到達目標・授業方法・授業計画・評価方法を Web シラバスにより公開し、学修の成果は学則に定める成績評価基準により評価しています。

＜海事システム工学専攻＞

広島商船高等専門学校のカリキュラムポリシーに基づき、海事システム工学専攻ではディプロマポリシーに掲げる 5 つの能力を学修するため、一般教科や専門教科、特別研究などがバランスよく配置されるように編成しています。ディプロマポリシーの (A) (B) (C) は一般教科を広く学べるよう人文・社会科学系科目や自然科学系科目を配置しています。(D) は準学士課程で修得した海事分野の専門基礎科目をベースに、さらに高度な専門知識を習得する科目やその専門知識を応用する科目を配置しています。(E) は問題発見・解決力育成を目指した課題解決型教育を行う科目を配置しています。

(1) 豊かな人間性と社会的責任感を身につけるために、人文・社会科学系科目を設ける
(2) 国際社会に対応したコミュニケーションスキルを身につけるために、語学系科目を設ける
(3) 海事関連分野で活用できる基礎科学と情報技術を身につけるために、自然科学系科目を設ける
(4) 海事関連分野における専門知識・技術を確立し、それを発展的に応用できる能力を修得するために、海上輸送、港湾、法規などの船舶運航分野または熱機関、電気機械、設計などの船舶機関分野に加え、安全、環境、社会工学分野の知識・技術を修得し、海上輸送に関わる新技術の開発やマネジメント能力を身につけるための科目を設ける
(5) 変化する社会や産業の状況を把握して課題を発見し、その解決策を計画して実行するとともに、その結果を検証する能力を身につける科目を設ける

＜産業システム工学専攻＞

【電気電子工学】

広島商船高等専門学校のカリキュラムポリシーに基づき、産業システム工学専攻（電気電子工学）ではディプロマポリシーに掲げる 5 つの能力を学修するため、一般教科や専門教科、特別研究などがバランスよく配置されるように編成しています。ディプロマポリシーの（A）（B）（C）は一般教科を広く学べるよう人文・社会科学系科目や自然科学系科目を配置しています。（D）は準学士課程で修得した電気・電子系分野、機械系分野、材料系分野、情報系分野の専門基礎科目をベースに、さらに高度な専門知識を習得する科目やその専門知識を応用する科目を配置しています。（E）は問題発見・解決力育成を目指した課題解決型教育を行う科目を配置しています。

(1) 豊かな人間性と社会的責任感を身につけるために、人文・社会科学系科目を設ける
(2) 国際社会に対応したコミュニケーションスキルを身につけるために、語学系科目を設ける
(3) 電気・電子系分野、機械系分野、材料系分野、情報系分野で活用できる基礎科学と情報技術を身につけるために、自然科学系科目を設ける
(4) 電気・電子、機械、計測、制御、情報などの電子制御分野に加え、安全、環境、社会工学分野の知識・技術を修得し、制御機器・システム開発や運用の能力を身につけるための科目を設ける
(5) 変化する社会や産業の状況を把握して課題を発見し、その解決策を計画して実行するとともに、その結果を検証する能力を身につける科目を設ける

【社会システム工学】

広島商船高等専門学校のカリキュラムポリシーに基づき、産業システム工学専攻（社会シ

ステム工学）ではディプロマポリシーに掲げる５つの能力を学修するため、一般教科や専門教科、特別研究などがバランスよく配置されるように編成しています。ディプロマポリシーの（A）（B）（C）は一般教科を広く学べるよう人文・社会科学系科目や自然科学系科目を配置しています。(D) は準学士課程で修得した流通ビジネスまたは情報通信分野の専門基礎科目をベースに、さらに高度な専門知識を習得する科目やその専門知識を応用する科目を配置しています。(E) は問題発見・解決力育成を目指した課題解決型教育を行う科目を配置しています。

(1) 豊かな人間性と社会的責任感を身につけるために、人文・社会科学系科目を設ける
(2) 国際社会に対応したコミュニケーションスキルを身につけるために、語学系科目を設ける
(3) 流通ビジネスまたは情報通信分野で活用できる基礎科学と情報技術を身につけるために、自然科学系科目を設ける
(4) 物流、輸送・交通工学、マーケティング、コストマネジメントなど流通・社会工学分野に加え、安全、環境に関わる知識・技術を修得し、流通・社会システムの開発やマネジメント能力を身につけるための科目を設ける
(5) 変化する社会や産業の状況を把握して課題を発見し、その解決策を計画して実行するとともに、その結果を検証する能力を身につける科目を設ける

◆ディプロマ・ポリシー

【本科共通】

【卒業認定の基本方針】

広島商船高等専門学校は、豊かな人間性と国際性及び、強い精神力と高い倫理意識を持ち、将来社会において活躍するための基礎となる知識と技術を身につけ、さらに生涯にわたって学ぶ力を備えた人材を育成することを理念としています。本校ではこの理念に基づいて、学習・教育目標に沿って設けた授業科目を履修し、以下の項目にあげる知識・能力を身に付け、修得した学生に準学士の称号を授与します。

【養成する人材像】

(A) 豊かな心、生きる力および規範意識を身につけている
→人文・社会科学系科目
(B) 地域や国際社会に対応できるコミュニケーション力を身につけている
→語学系科目
(C) データサイエンスに関する情報科学の知識を習得し、専門分野で活用できる工学に関する基礎知識を身につけている
→自然科学系科目、専門教科

(D) 専門知識を修得し、実験・実習及び演習・実技を通してその知識を応用できる
→専門教科
(E) 課題を発見し、創造的に対応できる実践力を身につけている
→実習・演習系科目及び卒業研究

準学士課程では、本科の学習・教育目標である「 (A) 豊かな心、生きる力および規範意識の育成、(B) 地域や国際社会に対応できる広い視野と素養の形成、(C) 基礎科学や情報処理の知識・技術の習得、(D) 専門的知識・技術とその活用力の習得、(E) 社会に貢献できる創造力と実践力の育成」の各目標に対応した科目の履修により、商船学科については147単位以上、総合科学科については167単位以上を修得した学生に卒業を認定し、準学士と称することを認めます。
ここで、一般科目は (A) 、 (B) 、 (C) の科目、専門科目は (C) 、(D)、 (E) の科目が対応します。
上記単位の修得により、本科の教育目的「豊かな心、生きる力および規範意識の育成、地域や国際社会に対応できる広い視野と素養の形成、基礎科学や情報処理の知識・技術の習得、専門的知識・技術とその活用力の習得、社会に貢献できる創造力と実践力の育成」を実現します。

【商船学科】
商船学科は、海事関連分野の専門技術を中心とした実践的技術を身に付け、社会情勢の変化に応えられる技術者の育成を目的としています。本学科ではこの目標に基づいて、以下の卒業認定に必要な能力を身につけた学生に対して、準学士の称号を授与しています。
(A) 豊かな心、生きる力および規範意識を身につけている
(B) 地域や国際社会に対応できるコミュニケーション力を身につけている
(C) 海事関連分野で活用できる工学及びデータサイエンスに関する基礎知識を身につけている
(D) 船舶の運航や管理に関わる専門知識を修得し、実験・実習及び演習・実技を通してその知識を国内外の海上輸送分野で応用・実践できる
(E) 課題を発見し、創造的に対応できる実践力を身につけている

【総合科学科電子情報システム系】
総合科学科電子情報システム系は、電気・電子、機械、計測・制御、情報の専門技術を中心とした幅広い基礎技術を身に付け、社会のニーズに応えられる技術者の育成を目的としています。総合科学科電子情報システム系ではこの目標に基づいて、以下の卒業認定に必要な能力を身につけた学生に対して、準学士の称号を授与しています。
(A) 豊かな心、生きる力および規範意識を身につけている

(B) 地域や国際社会に対応できるコミュニケーション力を身につけている
(C) 電子制御分野で活用できる工学及びデータサイエンスに関する基礎知識を身につけている
(D) 電子制御に関わる専門知識を修得し、実験・実習及び演習・実技を通してその知識を電気電子、機械、計測・制御、情報分野で応用・実践できる
(E) 課題を発見し、創造的に対応できる実践力を身につけている

【総合科学科流通情報マネジメント系】

総合科学科流通情報マネジメント系は、情報工学・管理工学に関する技術を身に付け、流通・経営分野の管理・運営に応えられる技術者の育成を目的としています。総合科学科流通情報マネジメント系ではこの目標に基づいて、以下の卒業認定に必要な能力を身につけた学生に対して、準学士の称号を授与しています。
(A) 豊かな心、生きる力および規範意識を身につけている
(B) 地域や国際社会に対応できるコミュニケーション力を身につけている
(C) 流通ビジネスまたは情報通信分野で活用できる工学及びデータサイエンスに関する基礎知識を身につけている
(D) 流通ビジネスまたは情報通信に関わる専門知識を修得し、演習を通してその知識を情報社会や地域ビジネスで応用・実践できる
(E) 課題を発見し、創造的に対応できる実践力を身につけている

＜電子制御工学科＞

電子制御工学科は、電気・電子、機械、計測・制御、情報の専門技術を中心とした幅広い基礎技術を身につけ、社会のニーズに応えられる技術者の育成を目的としています。本学科ではこの目標に基づいて、以下の卒業認定に必要な能力を身につけた学生に対して、準学士の称号を授与しています。

(A) 豊かな心、生きる力および規範意識を身につけている
(B) 地域や国際社会に対応できるコミュニケーション力を身につけている
(C) 電子制御分野で活用できる工学に関する基礎知識を身につけている
(D) 電子制御に関わる専門知識を修得し、実験・実習および演習・実技を通してその知識を電気電子、機械、計測・制御、情報分野で応用・実践できる
(E) 課題を発見し、創造的に対応できる実践力を身につけている

＜流通情報工学科＞

流通情報工学科は、情報工学・管理工学に関する技術を身につけ、流通・経営分野の管理・運営に応えられる技術者の育成を目的としています。本学科ではこの目標に基づいて、以下

の卒業認定に必要な能力を身につけた学生に対して、準学士の称号を授与しています。

(A) 豊かな心、生きる力および規範意識を身につけている
(B) 地域や国際社会に対応できるコミュニケーション力を身につけている
(C) 流通ビジネスまたは情報通信分野で活用できる工学に関する基礎知識を身につけている
(D) 流通ビジネスまたは情報通信に関わる専門知識を修得し、演習を通してその知識を情報社会や地域ビジネスで応用・実践できる
(E) 課題を発見し、創造的に対応できる実践力を身につけている

【専攻科共通】

学習・教育目標に沿って設けた授業科目を履修し、以下の項目にあげる知識・能力を身につけ、専攻科に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した学生に対して修了を認定します。

(A) 豊かな人間性と社会的責任感を身につけている
→人文・社会科学系科目
(B) 国際社会に対応したコミュニケーションスキルを身につけている
→語学系科目
(C) 専門分野で活用できる基礎科学と情報技術を身につけている
→自然科学系科目
(D) 専門知識・技術を確立し、それを発展的に応用できる
→専門教科
(E) 社会情勢の変化に対応した問題解決能力を身につけている
→実習・演習系科目および特別研究

専攻科課程では、専攻科の学修・教育目標である「(A) 豊かな人間性と社会的責任感の育成、(B) 国際社会に対応したコミュニケーションスキルの養成、(C) 基礎科学と情報技術の習得とその活用、(D) 専門的知識・技術の確立と発展的応用、(E) 社会情勢の変化に対応した問題解決能力の育成」の各目標に対応した科目の履修により、2 年以上在学し、62 単位以上を修得した学生に対して修了を認定します。

上記単位の修得により、専攻科の教育目的「(A) 豊かな人間性と社会的責任感の育成、(B) 国際社会に対応したコミュニケーションスキルの養成、(C) 基礎科学と情報技術の習得とその活用、(D) 専門的知識・技術の確立と発展的応用、(E) 社会情勢の変化に対応した問題解決能力の育成」を実現します。

＜海事システム工学専攻＞

【商船学】

海事システム工学専攻では、海事に関わる幅広い知識・技術を持ち、海上輸送に関わるシステムの技術開発やマネジメントができる人材育成を目的としています。本専攻ではこの目標に基づいて、以下の修了認定に必要な能力を身につけ、学士の取得を目指します。

(A) 豊かな人間性と社会的責任感を身につけている
(B) 国際社会に対応したコミュニケーションスキルを身につけている
(C) 商船学分野で活用できる基礎科学と情報技術を身につけている
(D) 商船学に関わる専門知識・技術を確立し、それを発展的に応用できる
(E) 社会情勢の変化に対応した問題解決能力を身につけている

＜産業システム工学専攻＞

【電気電子工学】

産業システム工学専攻（電気電子工学）では、電子制御に関わる高度な知識・技術を持ち、制御機器・システムの技術開発や管理ができる人材育成を目的としています。本専攻ではこの目標に基づいて、以下の修了認定に必要な能力を身につけ、学士の取得を目指します。

(A) 豊かな人間性と社会的責任感を身につけている
(B) 国際社会に対応したコミュニケーションスキルを身につけている
(C) 電気電子工学分野で活用できる基礎科学と情報技術を身につけている
(D) 電気電子工学に関わる専門知識・技術を確立し、それを発展的に応用できる
(E) 社会情勢の変化に対応した問題解決能力を身につけている

【社会システム工学】

産業システム工学専攻（社会システム工学）は、経営や情報に関わる高度な知識・技術を持ち、流通や物流の技術開発やマネジメントができる人材育成を目的としています。本専攻ではこの目標に基づいて、以下の修了認定に必要な能力を身につけ、学士の取得を目指します。

(A) 豊かな人間性と社会的責任感を身につけている
(B) 国際社会に対応したコミュニケーションスキルを身につけている
(C) 社会システム工学分野で活用できる基礎科学と情報技術を身につけている
(D) 社会システム工学に関わる専門知識・技術を確立し、それを発展的に応用できる
(E) 社会情勢の変化に対応した問題解決能力を身につけている

学年暦（授業計画）及び学校行事等の年間計画（予定）

	月	授業関係等	その他一般行事等
前期	4	入寮式 入学式 始業式	新入生オリエンテーション
	5	創立記念日	学生総会 奨学後援会総会（学級懇談会）
	6		クラスマッチ 弓削戦
	7	学年末試験（商船４年） 前期末試験	中国地区高専体育大会 全国漕艇大会
	8	特別研究発表（海事２年） 終業式 夏季休業	オープンスクール 全国高専体育大会 地域別保護者懇談会 （本校・竹原・広島）
	9	卒業式（商船）・修了式（海事）	

※海技教育機構での大型練習船による航海実習については、商船３年が後期に１ヶ月、商船４年が後期に５ヶ月、商船席上課程修了者が前期に６ヶ月実施します。

	月	授業関係等	その他一般行事等
後期	１０	入学式（海事）	ロボコン中国地区大会 プロコン 商船祭 オープンスクール
	１１		中国地区高専体育大会（冬季） ロボコン全国大会 クラスマッチ
	１２	冬季休業	研修旅行（３年）
	1	学年末試験	
	2	卒業研究発表（５年） 特別研究発表（産業２年） 終業式	
	3	学年末休業 卒業式（電子・流通）・修了式（産業）	

学 生 便 覧 目 次

１．沿革の概要 ・・・

５．学生会会則 …… 175

６．学寮

(1) 学寮規則 …… 185

(2) 学寮の日課表 …… 191

(3) 学寮生活心得 …… 192

(4) 学寮の医療体制 …… 194

(5) 学寮の火災予防，消火及び緊急避難要領 …… 195

(6) 若潮寮寮生会会則 …… 196

７．諸施設・設備の使用心得

(1) 図書館利用規程 …… 199

(2) 福利施設使用規程 …… 202

(3) 体育館使用心得 …… 207

(4) 水泳プール使用心得 …… 208

(5) テニスコート使用心得 …… 209

(6) 屋外運動場照明施設使用心得 …… 210

８．学校組織 …… 213

９．諸手続一覧 …… 214

１０．快適な学生生活を送るために …… 217

1．沿 革 の 概 要

本校が所在する広島県豊田郡大崎上島町東野は、瀬戸内海のほぼ中央にある大崎上島に位置する。中世期には大崎上島は小早川氏の支配下にあり、弘治元年（1555）の厳島合戦においては、小早川隆景の率いる水軍として参加する等、海上での活躍は目覚ましいものがあった。

徳川時代には、そうした水軍の流れをくむ島民たちを基盤として、巨大な回漕業者が現われ、やがて世は明治となり、自由な海外飛躍は、当地方の海運界を新時代にふさわしいものに脱皮させ、明治 27・28 年の日清戦争を契機として、我が国海運界の近代化に応えるために、当地に海員養成機関設置の要望が高まり、明治 31 年 5 月 10 日に、地元 13 か町村組合立として、本校の前身である「芸陽海員学校」が設立された。

以来、幾たびかの変遷を経て、昭和 42 年に高等専門学校に昇格し、現在百有余年の輝かしい伝統を有している。

沿 革 大 要

明治 31. 5. 10	豊田郡東野村外 12 か町村組合立芸陽海員学校として創立
明治 32. 5. 17	実業学校令に基づき学則を改正し、校名を芸陽商船学校と改称
明治 34. 4. 1	広島県に移管され、広島県商船学校と改称
明治 34. 6. 12	広島県立商船学校と改称
昭和 15. 7. 1	文部省直轄となり、広島商船学校と改称
昭和 17. 1. 1	逓信省に移管
昭和 18. 11. 1	官制改正により、運輸通信省所管となる
昭和 20. 5. 18	官制改正により、運輸省所管となる
昭和 26. 4. 1	文部省に移管され、広島商船高等学校と改称
昭和 42. 6. 1	国立学校設置法の一部改正（昭和 42 年法律第 18 号）により、広島商船高等専門学校となる（航海学科１学級、機関学科１学級）
昭和 44. 3. 20	新校地に新校舎竣工
昭和 44. 4. 1	国立学校設置法施行規則の一部改正（昭和 44 年文部省令第８号）により航海学科１学級増設
昭和 45. 3. 28	校舎及び学生寄宿舎増築工事完成
昭和 45. 3. 31	広島丸（３代目）竣工
昭和 46. 6. 1	国立学校設置法の一部改正（昭和 46 年法律第 23 号）により、広島商船高等学校廃止
昭和 51. 3. 2	図書館及び電子計算機室竣工
昭和 56. 10. 30	福利施設（若潮会館）竣工
昭和 57. 3. 30	第二体育館竣工
昭和 60. 4. 1	国立学校設置法施行規則の一部改正（昭和 60 年文部省令第９号）により航海学科１学級を流通情報工学科１学級に改組

昭和62. 3. 27	流通情報工学科校舎及び校舎地区学生食堂竣工
昭和63. 4. 1	国立学校設置法施行規則の一部改正（昭和63年文部省令第７号）により、航海学科、機関学科を商船学科１学級、電子制御工学科１学級に改組
平成 3. 3. 26	電子制御工学科校舎竣工
平成 6. 2. 28	学生寄宿舎（女子寮）竣工
平成 8. 3. 21	学生寄宿舎（男子寮）Ｃ棟・管理棟改修竣工
平成 8. 11. 25	矢弓職員宿舎2号棟竣工
平成 9. 1. 20	広島丸（4代目）竣工
平成 10. 10. 30	創立100周年記念式典挙行
平成 11. 4. 1	地域交流・共同研究センター設置（学内措置）
平成 12. 3. 1	学生寄宿舎（男子寮）Ｄ棟・管理棟改修竣工
平成 15. 3. 19	練習船桟橋更新竣工
平成 16. 4. 1	独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）により独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する広島商船高等専門学校となる
平成 17. 4. 1	専攻科（海事システム工学専攻、産業システム工学専攻）設置
平成 17. 6. 23	竹原サテライト・オフィス設置
平成 17. 7. 1	メディア教育基盤センター設置（校内措置）
平成 20. 2 . 12	ものづくり教育研究棟竣工
平成 21. 3. 12	校舎改修竣工
平成 21. 4 . 1	技術教育支援センター設置
平成 23. 3. 31	竹原サテライト・オフィス閉鎖
平成 23. 4 . 13	学生寄宿舎（男子寮）E 棟竣工
平成 25. 2. 1	学生寄宿舎（男子寮）Ａ棟改修竣工
平成 26. 2. 5	技術教育センター棟改修・船舶総合実験棟改修竣工
平成 29. 9. 22	図書館メディアセンター棟・知財情報センター棟改修竣工
平成 30. 10. 20	創立120周年記念式典挙行
令和 4. 3. 10	ものづくり教育棟・艇庫改修竣工
令和 6. 3. 27	流通情報工学科校舎改修竣工
令和 7. 3. 24	電子制御工学科校舎改修竣工
令和 7. 4. 1	電子制御工学科（定員40人）及び流通情報工学科（定員40人）を総合科学科（定員100人）に改組

２．学則・学生準則

(1)広島商船高等専門学校学則

第１章　総則

（目的）

第１条　本校は，教育基本法（昭和２２年法律第２５号）の精神にのっとり，及び学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に基づき，深く専門の学芸を教授し，職業に必要な能力を育成することを目的とする。

第２章　修業年限，学年，学期，休業日及び授業終始の時刻

（修業年限及び在学期間）

第２条　修業年限は，商船に関する学科については５年６月とし，工業に関する学科については５年とする。

２　商船に関する学科の修業年限のうち，１２月の練習船による実習課程（以下「大型練習船実習課程」という。）を含むものとする。

３　前項の規定にかかわらず，大型練習船実習課程の一部については，やむを得ない事由がある場合は，別に定める。

４　在学期間は，修業年限の２倍を超えることはできない。

（学年）

第３条　学年は，４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。ただし，商船に関する学科の卒業年次にあっては，４月１日に始まり，大型練習船実習課程修了時に終わる。

（学期）

第４条　学年を分けて，前期及び後期とする。

（休業日）

第５条　休業日は，次のとおりとする。ただし，特別の必要があるときは，校長はこれら休業日を授業日に振り替えることがある。

一　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

二　日曜日及び土曜日

三　創立記念日　　５月１０日

四　春季休業

五　夏季休業

六　冬季休業

七　学年末休業

２　前項に規定する休業日のほか，臨時の休業日は，校長がその都度定める。

３　第１項に規定する第４号から第７号までの休業日の期間は，校長が別に定める。

（授業終始の時刻）

第６条　授業終始の時刻は，校長が別に定める。

第３章　学科，学級数，入学定員，収容定員及び職員組織

（学科，学級数及び入学定員及び収容定員）

第７条　学科，学級数及び入学定員は，次のとおりとする。

学	科	学級数	入学定員	収容定員
商船に関する学科	商船学科	１	４０人	２４０人
工業に関する学科	総合科学科	３	１００人	５００人

２　前項の規定にかかわらず，教育上有益と認めるときは，異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

（教育上の目的）

第７条の２　各学科の教育上の目的は，次のとおりとする。

一　商船学科は，船舶の運航や管理に関わる知識と技術を身につけ，世界の海で活躍できる海事技術者を育成することを目的とする。

二　総合科学科は，情報技術に精通し，ものづくりに関わる工学的な知識又は流通・ビジネスに関わる知識を身につけ，より進んだ情報化社会で活躍できる実践的なメカトロニクス・エンジニア及びビジネスシステム・エンジニアを育成することを目的とする。

（職員組織）

第８条　本校に，校長，教授，准教授，講師，助教，助手，事務職員及び技術職員を置く。

２　職員の職務は，学校教育法その他法令の定めるところによる。

（教務主事，学生主事，寮務主事及び広報主事）

第９条　本校に，教務主事，学生主事，寮務主事及び広報主事を置く。

２　教務主事は，校長の命を受け，教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

３　学生主事は，校長の命を受け，学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

４　寮務主事は，校長の命を受け，学寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

５　広報主事は，校長の命を受け，入学試験広報に関することを掌理する。

（事務部）

第１０条　本校に，総務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため，事務部を置く。

（その他内部組織）

第１１条　前２条に規定するもののほか，本校の内部組織は，別に定めるところによる。

第４章　教育課程等

（１年間の授業期間）

第１２条　１年間の授業を行う期間は，３５週以上にわたるものとする。

（授業科目及び履修単位数）

第１３条　教育課程は，授業科目及び特別活動により編成するものとする。

２　授業科目及びその履修単位数は，一般科目にあっては別表第１，専門科目にあっては別表第２のとおりとする。

３　各授業科目の単位数は，３０単位時間の履修を１単位として計算するものとする。

４　前項の規定にかかわらず，１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，おおむね１５時間から４５時間までの範囲で高等専門学校が定める時間の授業をもって１単位として単位数を計算することができる。

５　前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は，６０単位を超えないものとする。

６　前３項の規定にかかわらず，卒業研究及び特別学修については，これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

７　特別活動は，第１学年から第３学年まで各学年３０単位時間実施するものとする。

８　第１項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

９　第１項の授業は，外国において履修させることができる。前項の規定により，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても，同様とする。

１０　前２項の授業方法により修得した単位は，６０単位を超えない範囲で卒業に必要な単位の中に算入することができる。

（他の高等専門学校における授業科目の履修）

第１３条の２　校長は，教育上有益と認めるときは，学生が他の高等専門学校において修得した単位を，６０単位を超えない範囲で本校において修得したものとみなすことができる。

（高等専門学校以外の教育施設等における学修等）

第１３条の３　校長は，教育上有益と認めるときは，学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本校における授業科目の履修とみなし，単位の修得を認定することができる。

２　前項により認定することができる単位数は，前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて６０単位を超えないものとする。

３　第１項の規定は，学生が第２５条の２の規定により留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は，前条及び第１項により本校において修得したものとみなし，又は認定する単位数を合わせて６０単位を超えないものとする。

第１３条の４　本校以外の教育施設等における学修等に対する単位の認定に関し必要な事項は，別に定める。

（成績評価）

第１４条　各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては，平素の成績を評価して行うものとする。

（原級留置）

第１５条　前条の認定の結果，原学年にとどめられた者は，当該学年に係る授業科目を再履修するものとする。

第５章　入学，編入学，転学，休学，退学，留学及び卒業

（入学資格）

第１６条　入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者

二　義務教育学校を卒業した者

三　中等教育学校の前期課程を修了した者

四　外国において，学校教育における９年の課程を修了した者

五　文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

六　文部科学大臣の指定した者

七　就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和４１年文部省令第３６号）により，中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

八　その他相当年齢に達し，本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願の手続）

第１７条　入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は，入学願書に第２７条に規定する検定料及び所定の書類を添えて願い出なければならない。

（入学者の選抜）

第１８条　校長は，入学志願者について，学力検査の成績及び出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

２　校長は，前項の選抜方法によるほか，入学定員の一部について，出身学校の長の推薦に基づき，学力検査を免除し，出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行うことができる。

（編入学）

第１８条の２　校長は，第１学年の途中又は第２学年以上に入学を希望する者があるときは，選考の上，その者が相当年齢に達し，当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り，相当学年に入学させることがある。

２　編入学に関し必要な事項は，別に定める。

（入学許可）

第１９条　校長は，前２条の選抜の結果に基づき合格した者が，第２７条に規定する入学料を納付したとき入学を許可する。ただし，入学料免除又は徴収猶予の申請をした者に対しては，入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理したとき入学を許可

する。
２　入学を許可された者は，所定の期日までに誓約書及び校長が定める書類を提出しなければならない。
３　前項の手続を終了しない者があるときは，校長は，その入学の許可を取り消すことがある。

（転学）

第１９条の２　校長は，他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは，教育上支障がない場合に限り，転学を許可することがある。
２　転学に関し必要な事項は，別に定める。

（休学）

第２０条　学生は，疾病その他やむを得ない事由により，３月以上継続して修学することができないときは，校長の許可を受けて休学することができる。

（休学期間）

第２１条　休学の期間は，１年以内とする。ただし，特別の事由がある場合は，１年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
２　休学期間は，通算して修業年限を超えることができない。
３　休学した期間は，在学期間に算入する。ただし，修業年限には算入しない。

（復学）

第２２条　休学した者は，休学の事由がなくなったときには，校長の許可を受けて復学することができる。

（出席停止）

第２３条　学生に，伝染病その他の疾病があるときは，校長は，出席停止を命ずることがある。

（退学）

第２４条　学生は，疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは，校長の許可を受けて退学することができる。
２　前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは，校長は，選考の上，相当学年に入学を許可することがある。

（除籍）

第２４条の２　次の各号の一に該当する者は，校長がこれを除籍する。
一　長期間にわたり行方不明の者
二　第２１条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
三　授業料又は寄宿料の納付を怠り，督促してもなお納付しない者
四　第１９条第１項ただし書に規定する入学料免除又は徴収猶予の申請書を受理され，免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者，又は半額免除若しくは徴収猶予の許可をされた者で，所定の期日までに納付すべき入学料を納付しない者

（転学科）

第２４条の３　転学科を希望する者があるときは，校長は，教育上支障がない場合に限り，選考の上，相当学年に転学科を許可することがある。

（他の学校への入学，転学及び編入学）

第２５条　他の学校に入学，転学又は編入学を志望しようとする者は，校長の許可を

受けなければならない。

（留学）

第２５条の２　校長は，教育上有益と認めるときは，学生が外国の大学又は高等学校に留学することを許可することができる。

２　校長は，第１３条の３第３項の規定により単位の修得を認定された学生について，学年の途中においても，各学年の課程の修了または卒業を認めることができる。

３　前２項に関し必要な事項は，別に定める。

（卒業）

第２６条　校長は，全学年の課程を修了した者に卒業証書を授与する。

（称号）

第２６条の２　卒業した者は，準学士と称することができる。

第６章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料

（検定料等）

第２７条　検定料，入学料，授業料及び寄宿料の額並びに徴収方法は，独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成１６年４月１日制定）の定めるところによる。

第２８条から第３２条まで　削除

（入学料，授業料及び寄宿料の免除等）

第３３条　入学前１年以内において，入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し，又は入学をする者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合，その他やむを得ない事由により，入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には，入学料の全額若しくは半額を免除し，又はその徴収を猶予することがある。

２　第４学年以上に入学する者のうち，経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合には，入学料の全部若しくは一部を免除し，又はその徴収を猶予することがある。

３　経済的理由により，授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合又は休学，死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には，授業料の全部若しくは一部を免除し，又はその徴収を猶予することがある。

４　風水害等の災害を受けたことにより，寄宿料の納付が困難であると認められる場合には，寄宿料の全部を免除することがある。

５　免除等に関し必要な事項は，別に定める。

（授業料等の還付）

第３４条　納付済の検定料，入学料，授業料及び寄宿料は還付しない。

２　前項の規定にかかわらず，入学料，授業料及び寄宿料（以下，「授業料等」という。）について，次の各号のいずれかに該当する場合は，授業料等を還付することがある。

一　学生が授業料又は寄宿料納付後，当該授業料又は寄宿料に係る期間に，死亡により除籍された場合

二　学生が授業料又は寄宿料を納付した日がそれぞれの納付期限前であって，納付した日から納付期限までの間に当該授業料又は寄宿料に係る期間に休学する

ことが認められた場合
三　入学しようとする者が，入学料納付後，入学しようとする月の前月末日までに死亡した場合
四　入学しようとする者が，入学料納付後，入学しようとする月の前月末日までに学資負担者が死亡し，又は入学をする者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合，その他やむを得ない事由により，入学料の納付が著しく困難であると認められる場合
五　授業料に充てることを目的とした支援金等が国等から支給される場合で，授業料納付後，支給額が変更となった場合
六　授業料等を還付することが相当と認められる真にやむを得ない事由がある場合
3　前項における授業料等の還付額は，独立行政法人国立高等専門学校機構授業料等の還付に関する規則（平成２５年３月２９日制定）及び独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料，入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（令和２年５月１９日制定）によるものとする。

第７章　学生準則及び賞罰

（学生準則）

第３５条　学生は，この学則に定めるもののほか，別に定める広島商船高等専門学校学生準則を遵守しなければならない。

（表彰）

第３６条　学生として表彰に値する行為又は業績があるときは，表彰することがある。

（懲戒）

第３７条　教育上必要があるときは，学生に退学，停学，訓告の懲戒を加えることがある。ただし，退学は，次の各号の一に該当する者について行うものとする。
一　性行不良で改善の見込みがないと認められる者
二　学業を怠り，成業の見込みがないと認められる者
三　正当の理由がなくて出席が常でない者
四　学校の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者
2　前項における停学の期間は，修業年限及び在学期間に参入する。

第８章　専攻科

（設置）

第３８条　本校に専攻科を置く。

（目的）

第３９条　専攻科は，高等専門学校を卒業した者等に対し，精深な程度において，特別な事項を教授し，その研究を指導することを目的とする。

第３９条の２　各専攻の教育上の目的は，次のとおりとする。
一　海事システム工学専攻は，海事に関わる幅広い知識・技術を持ち，海上輸送に関連するシステムの開発やマネジメントができる人材を育成する。
二　産業システム工学専攻は，電子制御又は流通・管理に関わる高度な知識・技術を持ち，制御機器・システム又は流通・社会システムの技術開発やマネジメントができる人材を育成する。

（専攻、入学定員及び収容定員）

第４０条　専攻、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専　　攻	入学定員	収容定員
海事システム工学専攻	４人	８人
産業システム工学専攻	８人	１６人

（教育課程）

第４１条　専攻科の授業科目及びその単位数は，別表第３のとおりとする。

２　履修方法については，別に定める。

（入学資格）

第４２条　専攻科に入学できる者は，次の各号の一に該当する者とする。

一　高等専門学校を卒業した者

二　高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第５８条の２（同法第７０条第１項及び第８２条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができる者

三　専門職大学の前期課程を修了した者

四　短期大学を卒業した者

五　専修学校の専門課程を修了した者のうち，学校教育法第１３２条の規定により大学に編入学することができる者

六　外国において，学校教育における１４年の課程を修了した者

七　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより，当該外国の学校教育における１４年の課程を修了した者

八　我が国において，外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における１４年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって，文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

九　その他本校専攻科において，高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者の選抜及び入学の許可）

第４３条　校長は，専攻科の入学志願者について，別に定めるところにより選抜の上，入学を許可する。

（修業年限及び在学期間）

第４４条　専攻科の修業年限は，２年とする。ただし，４年を超えて在学することはできない。

（休学期間）

第４５条　休学期間は，前条に定める修業年限及び在学期間には算入しない。

（修了）

第４６条　専攻科に２年以上在学し，６２単位以上を修得した者について，修了を認定する。

２　校長は，修了を認定した者に対し，所定の修了証書を授与する。

（準用規定）

第４７条　専攻科学生については，第４条から第６条，第１３条の第８項から第１０項，第１９条から第２１条第２項，第２２条から第２４条の２，第２５条の２，第２７条から第３４条，第３５条から第３７条第２項の規定を準用する。この場合において，第４条中「学年」とあるのは「１年」と，第１３条第１０項中「６０単位」とあるのは「３０単位」と，第１９条第１項中「前２条」とあるのは「第４３条」と，第２５条の２第１項中「外国の大学又は高等学校」とあるのは「外国の大学」と，第３３条第２項中「第４学年以上に入学する者」は「専攻科に入学する者」と読み替えるものとする。

第４８条　本章に定めるもののほか，専攻科に関し必要な事項は別に定める。

第９章　図書館

（図書館）

第４９条　本校に図書館を置く。

２　図書館の運営その他必要な事項は，別に定める。

第１０章　学寮

（学寮）

第５０条　本校に学寮を設ける。

２　学寮の運営その他必要な事項は，別に定める。

第１１章　練習船

（練習船及び実習船）

第５１条　本校に練習船及び実習船を置く。

２　練習船及び実習船に関し必要な事項は，別に定める。

第１２章　研究生，聴講生，特別聴講生及び科目等履修生

（研究生）

第５２条　本校において特定の専門事項について研究することを希望する者があるときは，校長は，教育研究に支障がないと認める場合に限り，選考の上，研究生として入学を許可することができる。

（聴講生）

第５２条の２　本校の授業科目のうち，特定の科目について聴講を希望する者があるときは，校長は，教育研究に支障がないと認める場合に限り，選考の上，聴講生として入学を許可することができる。

（特別聴講生）

第５２条の３　本校の授業科目のうち，特定の科目について他の学校等に在学中の者で，当該学校等の教育課程の一環として聴講を希望する者があるときは，校長は，教育研究に支障がないと認める場合に限り，特別聴講生として入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第５２条の４　本校の授業科目のうち，特定の科目について履修を希望する者があるときは，校長は，教育研究に支障がないと認める場合に限り，選考の上，科目等履修生として入学を許可し，単位の修得を認定することができる。

（その他）

第５２条の５　研究生，聴講生，特別聴講生及び科目等履修生に関し必要な事項は，別に定める。

第１３章　外国人留学生

（外国人留学生）

第５３条　外国人で，本校に留学を志願する者があるときは，選考の上，外国人留学生として入学を許可することがある。

２　外国人留学生は，定員外とすることができる。

３　外国人留学生に関し必要な事項は，別に定める。

第１４章　公開講座

（公開講座）

第５４条　本校に公開講座を開設することができる。

２　公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この学則は，昭和４４年１月１日から施行し，昭和４２年６月１日から適用する。

附　則

（省略）

１　この学則は，平成２６年４月１日から施行する。

２　平成２２年度以前に入学した商船学科の学生に係る授業科目及びその履修単位数は，なお，従前の例による。

３　該当学年のうちで，平成２３年度以降の入学者と同一学年になる者については，改正後の授業科目及びその履修単位数によるものとする。

附　則

１　この学則は，平成２６年５月２６日から施行し，平成２６年４月１日から適用する。

２　平成２５年度以前に専攻科に入学した学生の授業科目及びその単位数は，なお，従前の例による。

附　則

１　この学則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は，平成２８年４月１日から施行する。

２　平成２４年度以降の入学者と同一学年になる学生については，改正後の授業科目及びその履修単位数によるものとする。

附　則

この学則は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この学則は，令和２年４月２０日から施行し，令和２年４月１日から適用する。

附　則

この学則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　この学則は，令和４年４月１日から施行する。

２　令和４年３月３１日以前の入学者は，この学則による改正後の広島商船高等専門学校学則第２条，第２１条，第４７条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この学則は，令和４年１２月２１日から施行し，令和４年４月１日から適用する。

附　則

この学則は，令和５年　４月　１日から施行する。

附　則

この学則は，令和６年　４月　１日から施行する。

附　則

この学則は，令和６年１１月１１から施行し，令和６年１０月１日から適用する。

附　則

１　この学則は，令和７年４月１日から施行する。

２　令和７年３月３１日以前の入学者は，この学則による改正後の広島商船高等専門学校学則第７条及び第７条の２の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この学則は，令和８年４月１日から施行する。

別表第１

一　般　科　目（商船学科）　　（平成28年度以降入学者適用）

授業科目		単位数	学年別配当					備考
			１年	２年	３年	４年	５年	
必修科目	現代文Ⅰ	2	2					
	古典Ⅰ	1	1					
	現代文Ⅱ	2		2				
	古典Ⅱ	1		1				
	国語Ⅰ	2			2			
	国語Ⅱ	1				1		
	文学と思想	1					1	
	地理	2	2					
	歴史	4	2	2				１年生：歴史Ⅰ　２年生：歴史Ⅱ
	政治経済	2	2					
	社会特論	3				1	2	４年生：社会特論Ⅰ　５年生：社会特論Ⅱ
	数学ⅠA	2	2					
	数学ⅠB	2	2					
	数学ⅠC	2	2					
	数学ⅡA	2		2				
	数学ⅡB	2		2				
	数学ⅡC	2		2				
	数学ⅢA	2			2			
	数学ⅢB	2			2			
	物理	5	1	2	2			１年生：物理Ⅰ　２年生：物理Ⅱ　３年生：物理Ⅲ
	理科総合	5	2	2	1			１年生：理科総合Ⅰ　２年生：理科総合Ⅱ　３年生：理科総合Ⅲ
	芸術	1	1					
	総合英語Ⅰ	4	4					
	総合英語Ⅱ	4		4				
	総合英語Ⅲ	3			3			
	英語表現Ⅰ	2	2					
	英語表現Ⅱ	2		2				
	英語表現Ⅲ	2			2			
	発展英語Ⅰ	2				2		
	発展英語Ⅱ	2					2	
	保健体育Ⅰ	2	2					
	保健体育Ⅱ	2		2				
	体育・スポーツⅠ	2			2			
	体育・スポーツⅡ	1				1		
	体育・スポーツⅢ	2					2	
	基礎実習	2	2					
留学生選択科目用	日本語Ⅰ	2			2			
	日本語Ⅱ	1				1		
	日本語Ⅲ	1					1	
合計		80	29	23	16	5	7	
特別学修								別に定める
修得単位数合計			80単位以上					

注１　特別活動は、１～３年において、毎週１単位時間以上を実施する。

注２　芸術は音楽とする。

注３　特別学修は、広島商船高等専門学校教育規程第８条及び第９条の適用外とする。

別表第１

一　般　科　目（ 電子制御工学科及び流通情報工学科 ）　　（平成28年度以降入学者適用）

授業科目		単位数	学年別配当					備考
			１年	２年	３年	４年	５年	
必修科目	現代文Ⅰ	2	2					
	古典Ⅰ	1	1					
	現代文Ⅱ	2		2				
	古典Ⅱ	1		1				
	国語Ⅰ	2			2			
	国語Ⅱ	1				1		
	文学と思想	1					1	
	地理	2	2					
	歴史	4	2	2				１年生：歴史Ⅰ　２年生：歴史Ⅱ
	政治経済	2	2					
	社会特論	3				1	2	４年生：社会特論Ⅰ　５年生：社会特論Ⅱ
	数学ⅠA	2	2					
	数学ⅠB	2	2					
	数学ⅠC	2	2					
	数学ⅡA	2		2				
	数学ⅡB	2		2				
	数学ⅡC	2		2				
	数学ⅢA	2			2			
	数学ⅢB	2			2			
	物理	6	1	2	3			電子制御工学科科目 １年生：物理Ⅰ　２年生：物理Ⅱ　３年生：物理Ⅲ
	物理	4	1	2	1			流通情報工学科科目 １年生：物理Ⅰ　２年生：物理Ⅱ　３年生：物理Ⅲ
	理科総合	4	2	2				電子制御工学科科目 １年生：理科総合Ⅰ　２年生：理科総合Ⅱ　３年生：理科総合Ⅲ
	理科総合	6	2	2	2			流通情報工学科科目 １年生：理科総合Ⅰ　２年生：理科総合Ⅱ　３年生：理科総合Ⅲ
	芸術	1	1					
	総合英語Ⅰ	4	4					
	総合英語Ⅱ	4		4				
	総合英語Ⅲ	3			3			
	英語表現Ⅰ	2	2					
	英語表現Ⅱ	2		2				
	英語表現Ⅲ	2			2			
	発展英語Ⅰ	2				2		
	発展英語Ⅱ	2					2	
	保健体育Ⅰ	2	2					
	保健体育Ⅱ	2		2				
	体育・スポーツⅠ	2			2			
	体育・スポーツⅡ	2				2		
	体育・スポーツⅢ	1					1	
	基礎実習	2	2					
留学生選択科目用	日本語Ⅰ	2			2			
	日本語Ⅱ	1				1		
	日本語Ⅲ	1					1	
合計		80	29	23	16	6	6	
特別学修								別に定める
修得単位数合計			80単位以上					

注１　特別活動は、１～３年において、毎週１単位時間以上を実施する。

注２　芸術は音楽とする。

注３　特別学修は、広島商船高等専門学校教育規程第８条及び第９条の適用外とする。

別表第１

一般科目（全学科共通）　　（令和7年度以降入学者適用）

必修選択種別	授業科目	単位数	学年別配当					備考
			１年	２年	３年	４年	５年	
必修科目	現代文Ⅰ	2	2					
	古典Ⅰ	1	1					
	現代文Ⅱ	2		2				
	古典Ⅱ	1		1				
	現代文Ⅲ	2			2			
	日本語文章表現演習	1				1		
	文学	1					1	
	歴史総合Ⅰ	2	2					
	歴史総合Ⅱ	2		2				
	社会特論	2					2	
	政治経済	2	2					
	経済学概論	1				1		
	地理	2	2					
	基礎数学ⅠA	2	2					
	基礎数学ⅠB	2	2					
	基礎数学ⅠC	2	2					
	基礎数学ⅡA	2		2				
	基礎数学ⅡB	2		2				
	基礎数学ⅡC	2		2				
	線形代数学・微分学	2			2			
	線形代数学・積分学	2			2			
	基礎物理Ⅰ	1	1					
	基礎物理Ⅱ	2		2				
	基礎物理Ⅲ	2			2			
	理科総合Ⅰ	2	2					
	理科総合Ⅱ	2		2				
	理科総合Ⅲ	2			2			
	総合英語Ⅰ	4	4					
	英語表現Ⅰ	2	2					
	総合英語Ⅱ	4		4				
	英語表現Ⅱ	2		2				
	総合英語Ⅲ	3			3			
	英語表現Ⅲ	2			2			
	発展英語Ⅰ	2				2		
	発展英語Ⅱ	2					2	
	保健体育Ⅰ	2	2					
	保健体育Ⅱ	2		2				
	保健体育Ⅲ	2			2			
	スポーツ実習Ⅰ	2				2		
	スポーツ実習Ⅱ	1					1	
	芸術	1	1					
留学生用	日本語Ⅰ	2			2			
	日本語Ⅱ	1				1		
	日本語Ⅲ	1					1	
特別学修								
合計		79	27	23	17	6	6	
修得単位合計		79単位以上						

別表第２

専門科目（商船学科）　　（平成28年度以降入学者適用）

授業科目			単位数	学年別配当					備考
				１年	２年	３年	４年	５年	
必修科目	共通	商船演習	4	2	2				１年生：商船演習Ⅰ　２年生：商船演習Ⅱ
		商船概論	2	2					
		電気基礎	2		2				
		情報処理	2		1	1			２年生：情報処理Ⅰ　３年生：情報処理Ⅱ
		海事英語基礎	1		1				
		船舶安全工学	1					1	
		舶用機関工学	2		2				
		工業力学	2		2				
		海事演習	2	1	1				１年生：海事演習Ⅰ　２年生：海事演習Ⅱ
		海事法規Ⅰ	1				1		
		卒業研究	7					7	
		小計	26	5	11	1	1	8	
	航海コース	地文航法	2			2			
		航路論	2				1	1	４年生：航路論Ⅰ　５年生：航路論Ⅱ
		天文航法	2			1	1		３年生：天文航法Ⅰ　４年生：天文航法Ⅱ
		航海計器	3			2	1		３年生：航海計器Ⅰ　４年生：航海計器Ⅱ
		電波法規	1			1			
		無線工学	1				1		
		操船論	1			1			
		船体管理論	1				1		
		海洋気象	2					2	
		載貨論	2				1	1	４年生：載貨論Ⅰ　５年生：載貨論Ⅱ
		航海法規	2			1	1		３年生：航海法規Ⅰ　４年生：航海法規Ⅱ
		海事法規Ⅱ	1					1	
		物流管理論	1					1	
		航海英語	2			1		1	３年生：航海英語Ⅰ　５年生：航海英語Ⅱ
		航海演習	5			2	1	2	３年生：航海演習Ⅰ　４年生：航海演習Ⅱ　５年生：航海演習Ⅲ
		実験実習	6			3	2	1	３年生：実験実習Ⅰ　４年生：実験実習Ⅱ　５年生：実験実習Ⅲ
		校内練習船実習	5			2	1	2	３年生：校内練習船実習Ⅰ　４年生：校内練習船実習Ⅱ　５年生：校内練習船実習Ⅲ
		小計	39			16	11	12	

授業科目			単位数	学年別配当					備考
				1年	2年	3年	4年	5年	
必修科目	機関コース	内燃機関Ⅰ	2			2			
		熱流体力学	2			2			
		電気電子工学	2			2			
		設計製図	2			2			
		材料力学	2			2			
		内燃機関Ⅱ	1				1		
		流体機械Ⅰ	1				1		
		蒸気工学Ⅰ	1				1		
		推進システム工学	1				1		
		計測自動制御	1				1		
		機械力学Ⅰ	1				1		
		造船工学	1				1		
		流体機械Ⅱ	2					2	
		蒸気工学Ⅱ	2					2	
		電気機械	2					2	
		機械力学Ⅱ	1					1	
		数値計算	1					1	
		機関管理	2				1	1	4年生：機関管理Ⅰ　5年生：機関管理Ⅱ
		機関英語	2			1	1		3年生：機関英語Ⅰ　4年生：機関英語Ⅱ
		機関演習	1			1			
		実験実習	4			2	1	1	3年生：実験実習Ⅰ　4年生：実験実習Ⅱ　5年生：実験実習Ⅲ
		校内練習船実習	5			2	1	2	3年生：校内練習船実習Ⅰ　4年生：校内練習船実習Ⅱ　5年生：校内練習船実習Ⅲ
		小計	39			16	11	12	
選択科目		応用数学	2					2	
		特別学修							別に定める
		開設単位数計	2					2	特別学修含まず
		修得単位数計	2単位以上						
専門科目単位数計			65	5	11	17	12	20	
一般科目単位数計			80	29	23	16	5	7	特別学修含まず
選択科目合計			2単位以上						
合計			147	34	34	33	17	27	
大型練習船実習課程			上記単位数以外で１２月実施する。						

注1　特別学修は、広島商船高等専門学校教育規程第８条及び第９条の適用外とする。

注2　大型練習船実習課程のうち、後期長期実習課程について、やむを得ない事由がある場合は、別に定める。

別表第２

専門科目（電子制御工学科）　　（平成28年度以降入学者適用）

			単位数	学年別配当					備考
				１年	２年	３年	４年	５年	
必修科目		電気数学Ⅰ	2				2		
		電気数学II	2					2	
		応用物理	2					2＊	
		電気磁気基礎	2		2				
		電磁気学	2				2		
		電気回路基礎	2		2				
		電気回路	2			2			
		電子工学	2			2			
		電子回路	2				2		
		電子回路設計	2					2	
		パワーエレクトロニクス	2					2	
		計測工学	2			2			
		制御工学Ⅰ	2				2		
		制御回路設計	2				2		
		システム工学	2					2＊	
		情報演習	1	1					
		情報処理Ⅰ	1		1				
		プログラミング演習Ⅰ	1		1				
		情報処理Ⅱ	1			1			
		プログラミング演習Ⅱ	1			1			
		論理回路	2			2			
		計算機システム	2				2		
		設計製図	2			2			
		機構学	2				2		
		工業力学	2			2			
		材料力学	2				2		
		メカトロニクス	2					2＊	
		電子制御工学基礎	1		1				
		技術者入門	1		1				
		技術者倫理	2				2＊		
		プレゼンテーション	2				2＊		
		工業英語	2					2＊	
		実験実習	12	3	3	3	3		１年生：実験実習Ⅰ　２年生：実験実習Ⅱ　３年生：実験実習Ⅲ　４年生：実験実習Ⅳ
		卒業研究	12				1	11	４年生：卒業研究Ⅰ　５年生：卒業研究Ⅱ
		小計	81	4	11	17	24	25	
選択科目	選択必修	ネットワーク工学	2				2		この内、1科目2単位以上修得すること
		CAD/CAM	2				2		
	A選択	熱流体工学	2					2	この内、2科目4単位以上修得すること
		通信工学	2					2	
		電気機器	2					2	
		制御工学Ⅱ	2					2	
	B選択	電気法規	2				2＊	2＊	この内、1科目2単位までA選択の修得単位とすることができる
		電力工学	2				2＊	2＊	
		機械力学	2				2＊	2＊	
		特別学修							別に定める
		開設単位数計	18	18					特別学修含まず
		修得単位数計	6単位以上						
		専門科目単位数計	87	4	11	17	26	29	特別学修含まず
		一般科目単位数計	80	29	23	16	6	6	
		修得単位数合計	167単位以上						
		合計	167	33	34	33	32	35	

注１　＊は４５時間学修単位（第１３条第４項）を示す。
注２　選択科目におけるＢ選択の科目は、広島商船高等専門学校教育規程第８条及び
注２　第９条の適用外とする。

別表第２

専門科目（流通情報工学科）　　（平成28年度以降入学者適用）

授業科目		単位数	学年別配当					備考
			１年	２年	３年	４年	５年	
共通必修科目	専門基礎（情報）	2	2					
	専門基礎（流通）	2	2					
	流通演習	2		2				
	社会人基礎力演習	2			2			
	ビジネス基礎	2				2		
	流通情報工学実習	2		2				
	ビジネス英語Ⅰ	2				2		
	ビジネス英語Ⅱ	2					2	
	情報基礎（情報）	2			2			
	情報基礎（経営）	2			2			
	コンピュータ概論	2		2				
	流通と情報	2		2				
	知的財産基礎	2			2			
	統計学	2			2			
	現代ビジネス	2				2＊		
	情報演習	2		2				
	財務会計	2			2			
	データベース	2				2＊		
	スケジュール管理	2				2＊		
	データ解析	2				2＊		
	流通情報工学演習	4				4		
	情報セキュリティ	2					2＊	
	コーポレートガバナンス	2					2＊	
	プロジェクト管理	2					2＊	
	ソフトウェア工学	2					2＊	
	卒業研究	12					12	
	小計	64	4	10	12	16	22	
選択科目	流通情報システム論	1	1					
	特別学修							別に定める
	小計	1	1以上					
情報系科目	プログラミング基礎	2			2			
	オペレーティングシステム基礎	2			2			
	情報数学	2				2		
	ネットワーク基礎	2				2		
	プログラミング応用	2				2		
	システム構築	2				2		
	システム開発	2					2＊	
	ソフトウェア開発	2					2＊	
	システム運用	2					2	
	プログラミング基礎演習	2			2			
	プログラミング応用演習	2				2		
	小計	22			6	10	6	
流通・ビジネス系科目	経営学概論	2				2		
	会計学	2			2			
	経済学概論	2				2		
	商法	2				2		
	マーケティング論	2					2	
	物流概論	2			2			
	物流施設計画	2				2		
	マーチャンダイジング	2				2		
	在庫管理	2					2＊	
	輸送計画	2					2＊	
	簿記演習	2			2			
	小計	22			6	10	6	
専門科目修得単位数計		86	4	10	18	26	28	
		87	選択科目1を含む					
一般科目修得単位数計		80	29	23	16	6	6	
修得単位数合計		166	33	33	34	32	34	
		167	選択科目1を含む					

注１　＊は４５時間学修単位（第１３条第４項）を示す。

注２　特別学修は、広島商船高等専門学校教育規程第８条及び第９条の適用外とする。

別表第２

専門科目（商船学科）　　（令和7年度以降入学者適用）

科目区分			授業科目	単位数	学年別配当					備考
科目種別	コース種別	必修選択種別			１年	２年	３年	４年	５年	
全学科共通科目		必修	情報リテラシー	2	2					
			ディジタル工学基礎A	1		1				
			ディジタル工学基礎B	1		1				
			データサイエンスA	2			2			
			データサイエンスB	2					2	
			修得単位計	8	2	2	2	0	2	
		選択	イノベーションスタート	2					2*	
			無人航空機運航論Ⅰ	1			1*			
			無人航空機運航論Ⅱ	1				1*		
			モビリティサイバーセキュリティー	2					2*	
			海洋利用運用工学	2					2*	
			半導体デバイス・プロセス技術	2					2*	
			開設単位計	10	0	0	1	1	8	
コース別共通科目	航海コース・流通マネジメントコース	必修	物流管理論	1					1	
			修得単位計	1	0	0	0	0	1	
	機関コース・電子システムコース	必修	材料力学	2			2			
			熱流体力学	2			2			
			設計製図Ⅰ	2			2			
			計測自動制御	1				1		
			電気機器	2					2	
			修得単位計	9	0	0	6	1	2	
商船学科共通科目		必修	商船演習Ⅰ	2	2					
			海事演習Ⅰ	1	1					
			商船演習Ⅱ	2		2				
			電気基礎	1		1				
			海事英語基礎	1		1				
			工業力学	2		2				
			海事演習Ⅱ	1		1				
			舶用機関工学	2		2				
			海事法規Ⅰ	1				1		
			船体管理論	1				1		
			船舶安全工学	1					1	
			卒業研究	7					7	
			修得単位計	22	3	9	0	2	8	
商船学科航海コース科目		必修	地文航法	2			2			
			天文航法Ⅰ	1			1			
			航海計器Ⅰ	2			2			
			電波法規	1			1			
			操船論	1			1			
			航海法規Ⅰ	1			1			
			航海英語Ⅰ	1			1			
			航海演習Ⅰ	2			2			
			実験実習Ⅰ	3			3			
			校内練習船実習Ⅰ	2			2			
			航路論Ⅰ	1				1		
			天文航法Ⅱ	1				1		
			航海計器Ⅱ	1				1		
			無線工学	1				1		
			載貨論Ⅰ	1				1		
			航海法規Ⅱ	1				1		
			航海演習Ⅱ	1				1		
			実験実習Ⅱ	2				2		

別表第２

専門科目（商船学科）　　（令和7年度以降入学者適用）

科目区分			授業科目	単位数	学年別配当					備考
科目種別	コース種別	必修選択種別			１年	２年	３年	４年	５年	
商船学科機関コース科目			校内練習船実習Ⅱ	1				1		
			海洋気象	2					2	
			載貨論Ⅱ	1					1	
			航路論Ⅱ	1					1	
			海事法規Ⅱ	1					1	
			航海英語Ⅱ	1					1	
			航海演習Ⅲ	2					2	
			実験実習Ⅲ	1					1	
			校内練習船実習Ⅲ	2					2	
			修得単位計	37	0	0	16	10	11	
		必修	内燃機関Ⅰ	2			2			
			電気電子工学	2			2			
			機関英語Ⅰ	1			1			
			制御工学	1			1			
			実験実習Ⅰ	2			2			
			校内練習船実習Ⅰ	2			2			
			内燃機関Ⅱ	1				1		
			流体機械Ⅰ	1				1		
			蒸気工学Ⅰ	1				1		
			推進システム工学	1				1		
			機械力学Ⅰ	1				1		
			機関英語Ⅱ	1				1		
			機関演習	1				1		
			実験実習Ⅱ	1				1		
			校内練習船実習Ⅱ	1				1		
			流体機械Ⅱ	2					2	
			蒸気工学Ⅱ	2					2	
			機械力学Ⅱ	1					1	
			機関管理	2					2	
			実験実習Ⅲ	1					1	
			校内練習船実習Ⅲ	2					2	
			修得単位計	29	0	0	10	9	10	
			特別学修							
専門科目単位　計				68	5	11	18	12	22	
一般科目単位　計				79	27	23	17	6	6	
修得単位合計				147単位以上						

別表第２

専門科目（総合科学科（電子情報システム系））　　（令和7年度以降入学者適用）

科目区分			授業科目	単位数	学年別配当					備考
科目種別	コース種別	必修選択種別			１年	２年	３年	４年	５年	
全学科共通科目		必修	情報リテラシー	2	2					
			ディジタル工学基礎A	1		1				
			ディジタル工学基礎B	1		1				
			データサイエンスA	2			2			
			データサイエンスB	2				2		
			修得単位計	8	2	2	2	2	0	
		選択	イノベーションスタート	2					2*	
			無人航空機運航論Ⅰ	1			1*			
			無人航空機運航論Ⅱ	1				1*		
			モビリティサイバーセキュリティー	2					2*	
			海洋利用運用工学	2					2*	
			半導体デバイス・プロセス技術	2					2*	
			開設単位計	10	0	0	1	1	8	
全学科コース別共通科目	機関コース・電子システムコース	必修	材料力学	2				2		
			熱流体力学	2					2	
			設計製図Ⅰ	2			2			
			計測自動制御	1				1		
			電気機器	2					2	
			修得単位計	9	0	0	2	3	4	
	電子情報コース・流通情報コース	必修	ネットワーク工学	2			2			
			コンピュータアーキテクチャ	2				2		
			オペレーティングシステム	2				2*		
			情報セキュリティ	2				2*		
			組込みシステム	2					2*	
			ディジタル信号処理	2					2*	
			修得単位計	12	0	0	2	6	4	
全系共通科目		必修	総合科学概論	3	3					
			修得単位計	3	3	0	0	0	0	
電子情報システム系共通科目		必修	情報処理Ⅰ	1		1				
			プログラミング演習Ⅰ	1		1				
			電気回路基礎	2		2				
			電気磁気基礎	2		2				
			実験実習Ⅰ	3		3				
			情報処理Ⅱ	1			1			
			プログラミング演習Ⅱ	1			1			
			電気回路	2			2			
			電子工学	2			2			
			計測工学	2			2			
			論理回路	2			2			
			工業力学	2			2			
			実験実習Ⅱ	4			4			
			技術者倫理	2				2*		
			プレゼンテーション	2				2*		
			電磁気学	2				2*		
			電子回路	2				2*		
			電気数学Ⅰ	2				2*		
			実験実習Ⅲ	4				4		
			卒業研究Ⅰ	1				1		
			電気数学Ⅱ	2					2	
			電子回路設計	2					2	
			工業英語	2					2*	
			卒業研究Ⅱ	11					11	
			修得単位計	57	0	9	16	15	17	
電子情報システム系コース別共通科目	電子システムコース	必修	制御工学Ⅰ	1				1		
			制御回路設計	2				2		
			機構学	2				2		
			設計製図Ⅱ	2				2		
			制御工学Ⅱ	2					2*	
			パワーエレクトロニクス	2					2*	
			修得単位計	11	0	0	0	7	4	
	電子情報コース	必修	ネットワーク設計	2				2		
			ワイヤレスネットワーク	2				2		
			ディジタル回路設計	2					2	
			システム工学	2					2*	
			修得単位計	8	0	0	0	4	4	
		特別学修								
専門科目単位　計				88	5	11	19	26	27	
一般科目単位　計				79	27	23	17	6	6	
修得単位合計				167単位以上						

別表第２

専門科目（総合科学科（流通情報マネジメント系））　　（令和7年度以降入学者適用）

科目区分			授業科目	単位数	学年別配当					備考
科目種別	コース種別	必修選択種別			１年	２年	３年	４年	５年	
全学科共通科目		必修	情報リテラシー	2	2					
			ディジタル工学基礎A	1		1				
			ディジタル工学基礎B	1		1				
			データサイエンスA	2			2			
			データサイエンスB	2				2		
			修得単位計	8	2	2	2	2	0	
		選択	イノベーションスタート	2					2*	
			無人航空機運航論Ⅰ	1			1*			
			無人航空機運航論Ⅱ	1				1*		
			モビリティサイバーセキュリティー	2					2*	
			海洋利用運用工学	2					2*	
			半導体デバイス・プロセス技術	2					2*	
			開設単位計	10	0	0	1	1	8	
全学科コース別共通科目	航海コース・流通マネジメントコース	必修	物流管理論	1					1	
			修得単位計	1	0	0	0	0	1	
	電子情報コース・流通情報コース	必修	ネットワーク工学	2			2			
			コンピュータアーキテクチャ	2				2		
			オペレーティングシステム	2				2*		
			情報セキュリティ	2				2*		
			組込みシステム	2					2*	
			ディジタル信号処理	2					2*	
			修得単位計	12	0	0	2	6	4	
全系共通科目		必修	総合科学概論	3	3					
			修得単位計	3	3	0	0	0	0	
流通情報マネジメント系共通科目		必修	流通基礎	2		2				
			プログラミングⅠ	2		2				
			流通と情報	2		2				
			流通情報マネジメント演習Ⅰ	3		3				
			法学概論	2			2			
			情報・経営基礎A	2			2			
			情報・経営基礎B	2			2			
			プログラミングⅡ	2			2			
			オペレーションズリサーチ	2			2			
			ビジネス基礎	2				2		
			ビジネス英語Ⅰ	2				2		
			データベース	2				2*		
			経営管理	2				2*		
			ビジネス法	2				2		
			プロジェクト管理	2				2*		
			ソフトウェア工学	2				2*		
			流通情報マネジメント演習Ⅱ	4				4		
			ビジネス英語Ⅱ	2					2	
			知能情報処理	2					2*	
			知的財産・コーポレートガバナンス	2					2*	
			卒業研究	12					12	

別表第２

専門科目（総合科学科（流通情報マネジメント系））　　（令和7年度以降入学者適用）

科目区分			授業科目	単位数	学年別配当					備考
科目種別	コース種別	必修選択種別			１年	２年	３年	４年	５年	
			修得単位計	55	0	9	10	18	18	
流通情報マネジメント系コース別共通科目	流通情報コース	必修	システム構築	2				2		
			プログラミングⅢ	2				2		
			ソフトウェア開発	2					2*	
			情報システム演習	2					2*	
			情報数学	2					2	
			修得単位計	10	0	0	0	4	6	
	流通マネジメントコース	必修	物流概論	2			2			
			経済システム分析A	2				2*		
			経済システム分析B	2				2*		
			経営財務	2				2		
			原価計算	2				2		
			物流システム工学	2				2		
			マーチャンダイジング	2					2*	
			アントレプレナーシップ演習	2					2*	
			マーケティング論	2					2*	
			在庫管理	1					1	
			物流システム論	2					2*	
			修得単位計	21	0	0	2	10	9	
		特別学修								
専門科目単位　計				88	5	11	14	30	28	
一般科目単位　計				79	27	23	17	6	6	
修得　単位合計				167単位以上						

海事システム工学専攻教育課程表　　（令和６年度以降入学者適用）

区分	必修 選択		単位数	第１年次		第２年次	
				10月～ 3月期	4月～ 9月期	10月～ 3月期	4月～ 9月期
一般科目	必修	英語	2		2		
	選択	比較文学思想論	2			2	
		比較政治論	2				2
		生命環境科学	2			2	
一般科目開設単位数 計			8	0	2	4	2
専門基礎科目	必修	数理科学Ａ	2		2		
		数理科学Ｂ	2				2
		数理科学Ｃ	2	2			
	選択	知的財産マネジメント論	2			2	
		情報サービス技術概論	2		2		
		コンピュータ活用概論Ⅰ	2	2			
		コンピュータ活用概論Ⅱ	2				2
専門基礎科目開設単位数　計			14	4	4	2	4
専門科目	必修	特別研究Ⅰ	2		2		
		特別研究Ⅱ	10			4	6
		海事システム工学特別実験・実習	4	2	2		
		輸送システム工学概論	2				2
		管理システム論	2			2	
		安全工学Ⅰ	2		2		
		安全工学Ⅱ	2			2	
		環境工学	2		2		
		船舶管理工学	2			2	
	選択	輸送安全工学	2	2			
		航海シミュレーション概論	2		2		
		海上交通法特論	2		2		
		運送契約論	2			2	
		国際安全管理論	2				2
		船舶貨物管理論	2			2	
		海事システム論	2	2			
		船体運動解析学	2		2		
		船員教育システム概論	2	2			
		ビジネス海事英語	2				2
		ターミナル工学	2		2		
		輸送ネットワーク	2	2			
		社会システム論	2				2
		社会基盤論	2		2		
		数理計画法	2	2			
		機関システム工学	2		2		
		熱機関工学	2			2	
		燃焼工学	2				2
		冷凍・空調工学	2			2	
		弾塑性力学	2	2			
		振動工学	2			2	
		原子エネルギー工学	2				2
		電子基礎工学	2	2			
		伝熱工学特論	2			2	
		混相流工学	2				2
		電子物性工学	2		2		
		機構設計論	2	2			
		特別研修	2				
専門科目開設単位数 計			84	18	22	22	20
開設単位数 計			106	22	28	28	26

産業システム工学専攻教育課程表　　（令和７年度入学者適用）

区分	必修 選択		単位数	第１年次		第２年次	
				4月～ 9月期	10月～ 3月期	4月～ 9月期	10月～ 3月期
一般科目	必修	英語	2	2			
	選択	比較文学思想論	2				2
		比較政治論	2			2	
		生命環境科学	2				2
一般科目開設単位数 計			8	2	0	2	4
専門基礎科目	必修	数理科学Ａ	2	2			
		数理科学Ｂ	2			2	
		数理科学Ｃ	2		2		
		コンピュータ活用概論Ⅰ	2		2		
	選択	知的財産マネジメント論	2				2
		情報サービス技術概論	2	2			
		コンピュータ活用概論Ⅱ	2			2	
専門基礎科目開設単位数 計			14	4	4	4	2
専門科目	必修	環境工学	2			2	
		特別研究Ⅰ	2		2		
		特別研究Ⅱ	10			4	6
		産業システム工学特別演習	2	2			
		産業システム工学特別実験	2		2		
	選択	エネルギー変換工学	2			2	
		電子物性工学	2	2			
		計測工学特論	2				2
		デバイス工学	2				2
		電子計測特論	2		2		
		機構設計論	2		2		
		機器加工学	2				2
		電気数学	2	2			
		信号処理論	2				2
		システム制御論	2			2	
		ソフトウェア工学	2		2		
		画像工学	2				2
		シミュレーション工学	2		2		
		創造設計工学	2	2			
		輸送安全工学	2		2		
		数理計画法	2				2
		ロジスティクス工学	2			2	
		交通工学	2	2			
		ターミナル工学	2	2			
		輸送ネットワーク	2		2		
		交通計画論	2	2			
		社会システム論	2			2	
		社会基盤論	2	2			
		マーケティング・リサーチ	2				2
		コスト・マネジメント	2			2	
		ライフサイクル・アナリシス	2		2		
		特別研修	2				
専門科目開設単位数 計			72	16	18	16	20
開設単位数 計			94	22	22	22	26

産業システム工学専攻教育課程表　　（令和８年度以降入学者適用）

区分	必修 選択		単位数	第１年次		第２年次	
				4月～ 9月期	10月～ 3月期	4月～ 9月期	10月～ 3月期
一般科目	必修	英語	2	2			
	選択	比較文学思想論	2				2
		比較政治論	2			2	
		生命環境科学	2				2
一般科目開設単位数 計			8	2	0	2	4
専門基礎科目	必修	数理科学Ａ	2	2			
		数理科学Ｂ	2			2	
		数理科学Ｃ	2		2		
		コンピュータ活用概論Ⅰ	2		2		
	選択	知的財産マネジメント論	2				2
		情報サービス技術概論	2	2			
		コンピュータ活用概論Ⅱ	2			2	
専門基礎科目開設単位数 計			14	4	4	4	2
専門科目	必修	環境工学	2			2	
		特別研究Ⅰ	2		2		
		特別研究Ⅱ	10			4	6
		産業システム工学特別演習	2	2			
		産業システム工学特別実験	2		2		
	選択	エネルギー変換工学	2			2	
		電子物性工学	2	2			
		計測工学特論	2				2
		デバイス工学	2				2
		電子計測特論	2		2		
		機構設計論	2		2		
		機器加工学	2				2
		電気数学	2	2			
		信号処理論	2				2
		システム制御論	2			2	
		ソフトウェア工学	2		2		
		画像工学	2				2
		シミュレーション工学	2		2		
		創造設計工学	2	2			
		輸送安全工学	2		2		
		数理計画法	2				2
		ロジスティクス工学	2			2	
		交通工学	2	2			
		ターミナル工学	2	2			
		輸送ネットワーク	2		2		
		交通計画論	2	2			
		社会システム論	2			2	
		社会基盤論	2	2			
		マーケティング・リサーチ	2				2
		コスト・マネジメント	2			2	
		ライフサイクル・アナリシス	2		2		
		管理システム論	2				2
		安全工学Ⅰ	2	2			
		特別研修	2				
専門科目開設単位数 計			76	18	18	16	22
開設単位数 計			98	24	22	22	28

広島商船高等専門学校学生準則

制　　定　平成　元.　３.１５
最終改正　令和　７.　４.　１

第１章　総則

（準拠）

第１条　広島商船高等専門学校学則（以下「学則」という。）第３５条の規定に基づき広島商船高等専門学校学生準則（以下「学生準則」という。）を定める。

（目的）

第２条　この学生準則は，学生が本校学生として遵守すべき事項について定める。

第２章　誓約書

（誓約書）

第３条　入学を許可された者は，所定の期日までに，学校と連携し，学生を指導・支援する立場にある者（以下「保護者等」という。）の連署の上，誓約書（第１号書式）を提出しなければならない。

２　保護者等とすることができる者は，独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項（令和３年２月１８日理事長裁定）第２条に定められた者とする。

第３章　身分異動等

（住所又は氏名及び保護者等の変更等）

第４条　学生及び保護者等は，住所又は氏名を変更したとき，その他一身上の変更があつたときは，速やかに変更届（第２号書式）を校長に提出しなければならない。

２　保護者等が，死亡し，又は資格を失なったときは，新たに保護者等を定めて，保護者等変更届（第３号書式）を，校長に提出しなければならない。

第４章　学生証

（学生証）

第５条　学生は，学生証（第５号書式）の交付を受けて常時これを携帯し，本校教職員の請求があったときはいつでもこれを呈示しなければならない。

１　学生証の有効期間は３年とし，期間が満了したとき，又は卒業若しくは退学等により本校の学生でなくなったときは，直ちに校長に返納しなければならない。

２　学生証を滅失し，又はき損したとき等は，速やかに再交付願（第６号書式）を校長に提出し，再交付を受けなければならない。

第５章　学習及び学生生活等

（学級担任）

第６条　学生は，学習及び学生生活等について，学級担任の指導助言を受けるものとする。

第７条　削除

（服装）

第８条　学生の服装は，本校学生として品位と体面を保持するものであること。

２　服装に関する必要な事項は，別に定める。

（健康）

第９条　学生は，常に健康保持に努めるとともに，定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

２　校長は，医師の診断の結果，必要と認める場合は治療に専念させることがある。

（安全）

第10条　学生は，施設，設備の保持に充分注意するとともに常に安全に留意し，火災等の災害防止に努めなければならない。

２　学生による防火部署は別に定める。

第６章　学生会等

（学生会）

第11条　本校に学生会を置く。

２　学生会は，本校の学生全員をもって構成する。

３　学生会について必要な事項は，別に定める。

（顧問教員）

第12条　学生が，体育又は文化活動の団体を結成したときは，指導助言のために顧問教員を置く。

２　顧問教員は，校長が委嘱する。

（校外団体への参加等）

第13条　学生が，団体として校外団体に参加しようとするときは，代表者が許可願（第７号書式）に当該校外団体の目的，規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え，校長に提出し，許可を受けなければならない。

２　前項の校外団体が，本校学生にふさわしくないと認められるときは，校長は許可を取り消すことがある。

第７章　学生活動等

（集会等）

第14条　学生が，学校内外（学寮を含む。以下同じ）において，校名又は学生会名等を使用して集会，催物その他の行事を行い，又はこれらの行事に参加しようとする場合は，代表者が許可願（第８号書式）を，２週間以前に校長に提出し，許可を受けなければならない。

２　前項の場合，本校の学生としてふさわしくない行為が認められるときは，校長は中止を命ずることがある。

（印刷物の発行等）

第15条　学生が，校内外において雑誌・新聞・パンフレットその他の印刷物を発行し，配布し，又は販売しようとするときは，当該印刷物の原稿を添え，あらかじめ許可願（第９号書式）を校長に提出し，許可を受けなければならない。

（掲示）

第16条　学生が，校内外において，ビラ・ポスター類を掲示しようとするときは，当該掲示物

を添え，許可願（第１０号書式）を校長に提出し，許可を受けなければならない。

２　前項の規定により許可された掲示物は，校長の指定する場所に掲示しなければならない。

（施設等の使用）

第17条　学生及び団体が，本校の施設・設備を使用しようとする場合は，許可願（第１１号書式）を校長に提出し，許可を受けなければならない。

２　学生又は団体が，本校の施設・設備を故意又は重大な過失により滅失，き損したときは，現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

附　則

１　この準則は，平成元年４月１日から施行する。

２　広島商船高等専門学校学生準則（昭和４２年６月１日制定）は廃止する。

附　則

この準則は，平成１０年４月３日から施行する。

附　則

この準則は，平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この準則は，平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この準則は，平成２７年　１月２６日から施行する。

附　則

この準則は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この準則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この準則は，令和７年４月１日から施行する。

（第１号書式）

誓　　約　　書

広島商船高等専門学校長　殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和　　年　　月　　日

本　人　　〒
現住所

学科（専攻）名　　学科・専攻

（ふりがな）
氏　名　　（自署）

年　　月　　日生

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和３年２月１８日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。
なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

保護者等　　〒
現住所

電話(　　)　　－

（ふりがな）
氏　名　　（自署）

年　　月　　日生

本人との続柄（　　）

注１　保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条、第６条の４及び第７条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては３親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。
２　氏名・生年月日は戸籍簿のとおり記載してください。
３　住所は、住民票のとおり記載してください。
４　保護者等が変わる場合や住所変更又は改姓をした場合は、速やかに届け出てください。
５　退学を申し出る場合は必ず未払いの授業料及び寄宿料を納めてください。未納入のままでは許可できません。

（第２号書式）

住　所（氏　名）変　更　届

□保護者等　　□学生本人

※　該当する□にチェックを入れてください。

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

学科・専攻　　年　　組

本　　人　氏　名　　（自署）

保護者等　氏　名　　（自署）

このたび、下記のとおり住所（氏名）を変更したのでお届けします。

記

１．旧　住所

氏名

２．新　住所

〒□□□－□□□□　　TEL（固定）＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

氏名　　TEL（携帯）＿＿＿＿＿＿＿＿

※学生本人と保護者等の変更後の住所が異なる場合は、それぞれ変更届を提出してください。

（第３号書式）

保　護　者　等　変　更　届

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

このたび、下記のとおり保護者等を変更したのでお届けします。

学　科・専　攻　　年　　組

本　　人　氏　名　　（自署）

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」（令和３年２月１８日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを同意します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

保護者等　氏　名　　（自署）

記

１．変更事由

２．旧　　住所
　　氏　名

３．新　　住所
　　〒□□□－□□□□　　TEL

(ふりがな)
氏　名　　本人学生との続柄（　　）

年　　月　　日生

注１　保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条、第６条の４及び第７条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては３親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。
２　氏名・生年月日は戸籍簿のとおり記載してください。
３　住所は、住民票のとおり記載してください。
４　保護者等が変わる場合や住所変更又は改姓をした場合は、速やかに届け出てください。
５　退学を申し出る場合は必ず未払いの授業料又は寄宿料を納めてください。未納入のままではいずれも許可できません。

（第４号書式）

削　　除

（第５号書式）

表

学籍番号

学　生　証

下記の者は本校の学生
であることを証明する。

写　真

令和　　年度入学　　学科（専攻）　　コース

氏　　名

生　年　月　日　　年　　月　　日

発 行 年 月 日　　年　　月　　日

有　効　期　限　　年　　月　　日

発行者　広島県豊田郡大崎上島町東野 4272-1
広島商船高等専門学校長

印

裏



注　　意

1　このカードは、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない。
2　通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、このカードとともに差し出さなければならない。
3　このカードは、他人に貸与又は譲渡することはできない。
4　このカードを紛失した時は、直ちに校長に届け出なければならない。
5　このカードは、新たなカードの交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったとき、直ちに校長に返納しなければならない。
6　磁気テープ部分に磁石等を近づけないこと。

バーコード

（第６号書式）

学　生　証　再　交　付　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科・専攻　　学年　　組

氏　　名

生年月日　　平成　　年　　月　　日

このたび、下記のとおり学生証を失いましたので、再交付くださるようお願いします。

記

再交付事由（該当項目を○で囲んでください）

紛　　失

破　　損

盗　　難

そ　の　他　（　　）

（第７号書式）

校　外　団　体　参　加　許　可　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

顧 問 教 員
責任代表者
学科　　年　　組　　氏名

このたび、下記のとおり校外団体に参加したいので、御許可くださるようお願いします。

記

１．参加しようとする校外団体名
２．　　同　　代表者
３．　　同　　所在地
４．　　同　　規則（添付）
５．参加学生団体名
６．目的・理由
７．参加年月日

（第８号書式）

集　会（　催　物　）　許　可　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

責任代表者
学科　　年　　組　氏　名

このたび、下記のとおり（催物）をしたいので、御許可くださるようお願いします。

記

１．集会の名称
２．目　　的
３．期　　日
４．場　　所
５．参加者の種類
６．参加者の人員

（第９号書式）

印刷物発行・配布及び販売許可願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

責任代表者
学科　　年　　組　　氏　名

このたび、下記のとおり印刷物を発行・配布・販売したいので、御許可くださるようお願いします。

記

１．印刷物を発行・配布・販売しようとする団体名
　　（団体でないときは個人名）
２．発行・配布・販売しようとする物の名称
３．　　〃　　〃　　場所及び日時
　場所
　日時
４．印刷物の配布・販売先
５．印刷物　　部添付

（第１０号書式）

掲　示　許　可　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

責任代表者
学科　　年　　組　　氏　名

このたび、下記のとおり掲示したいので、御許可くださるようお願いします。

記

１．掲示表題
２．掲示内容（又は掲示物を添えること）
３．掲示場所
４．掲示期間
自　令和　　年　　月　　日
至　令和　　年　　月　　日

（第１１号書式）

施　設　・　設　備　使　用　許　可　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

責任代表者
学科　　年　　組　　氏　名

このたび、下記のとおり施設・設備を使用したいので、御許可くださるようお願いします。

なお、使用に際しては火気に注意し、施設及び備品類を破損紛失した場合は直ちに弁償します。

記

１．使用者名
２．使用施設・設備名
３．使用日時
　　月　　日　　時から　　月　　日　　時まで
４．使用目的
５．参加人員

○広島商船高等専門学校教育規程

制　　定　　昭和６３年　４月　１日
最終改正　　令和　７年１１月２５日

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は，本校における教育課程全般について，その基準，手続などを明確化することにより，学習意欲の向上及び教育の統一性と継続性との確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　授業科目

学則別表第１，第２に定める授業科目をいう。ただし，単に，科目というときもある。

二　単位数

学則別表第１，第２に定める単位数をいう。

三　席上課程

商船学科の教育規程のうち，学則別表第１及び別表第２に示す単位数を修得する課程をいう。

四　大型練習船実習課程

商船学科の教育課程のうち，海技教育機構所属又は本邦対外船舶運航業者（船社）所有の大型練習船に乗り組み遠洋航海を含む１２月の練習船実習期間をいう。

五　特別課程

すべての未修得科目を修得するため，第５学年の最後に設けられる教育課程をいう（第３条第３項）。

六　遅刻，早退

遅刻とは，授業開始後１５分までの遅れた出席をいい，早退とは，授業終了前１５分間の退席をいう。

七　修得科目，未修得科目

第８条から第１０条に定める履修を完了した科目のうち，学年成績の評価が可以上の科目を修得科目といい，学年成績の評価が可に満たないものを未修得科目という。

八　科目担任

授業科目を担当する教員をいう。

九　保護者等

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項（令和３年２月 18 日理事長裁定）に規定する，在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで，本校と連携し，学生を指導・支援する立場にある者をいう。

（教育課程の編成）

第３条　教育課程の編成は，学則に定めるほか，本条の定めるところによる。

２　教育課程は，学年制を基本としつつ，一部に単位制を取り入れて編成する。

３　第５学年の期末試験終了時から，席上課程修了認定会議（商船学科）又は卒業認定会議（総

合科学科）までを特別課程とする。

（略称）

第４条　本規程を引用するときの略称は，教育規程とする。

２　広島商船高等専門学校教育規程施行細則は，教育細則と略称する。

第２章　授業

（授業時数）

第５条　授業時数は，学年末試験，学校行事などの期間を除き，年間３０週（中間試験を含む。）を基準とする。

（授業時刻）

第６条　授業開始，終了の時刻は，次のとおりとする。

校　内　時　間	時　間　帯
S　H　R	8：35　～　8：50
１・２時間	8：50　～　10：20
３・４時間	10：30　～　12：00
５・６時間	13：00　～　14：30
７・８時間	14：40　～　16：10

ただし，授業科目（単位）により，７・８時間を次のとおりとすることができる。

７　時　間	14：40　～　15：30
８　時　間	15：40　～　16：30

＜定期試験＞

校　内　時　間	定　期　試　験　時　間　帯
１・２時間	8：50　～　9：40
	9：50　～　10：40
３・４時間	10：50　～　11：40
	11：50　～　12：40

（授業時間割の編成）

第７条　授業時間割は，毎年度，前期及び後期に分けて編成する。ただし，各期の途中において，特別の事情が生じた場合は変更する。

（履修義務）

第８条　学生は，学則別表第１，第２に定める学年別の授業科目を，すべて出席し，履習しなければならない。

２　削除

（履修の認定と再履修）

第９条　前条の規定にかかわらず，原則として，授業科目ごとの欠席時数が１単位につき８以内の場合は，その科目を履修したものとみなす。

２　授業科目の欠席時数が，履修単位については１単位につき８を超えた学生，学修単位については２単位につき８を超えた学生は，当該学年の履修は認められず，第４１条により，現学年を再履修しなければならない。

３　削除

４　第１項の規定にかかわらず，実験実習及び校内練習船実習は，原則として，すべて出席しなければならない。また，総合科学科流通情報マネジメント系の流通情報マネジメント演習Ⅰ及

びⅡは，実験実習とみなす。

５　前項の履修の取扱いは，関係学科で定める。

（半年間で終了する授業科目の履修の取扱い）

第１０条　前期又は後期の半年間で終了する授業の科目担任は，前条第２項の規定にかかわらず，次の各号のすべてを満たす学生について，補講及びレポートの提出などにより，その授業科目の履修を補うことができる。

一　１単位あたり１５時間以上出席していること。ただし，学修単位科目については，２単位あたり１５時間以上出席していることとする。

二　欠席時数のうち５以上は，病気などの正当な理由によるものであること。

２　科目担任は，前項の授業開始にあたり，授業を前期又は後期のみで行うことを，学生に周知させなければならない。

（選択科目の受講）

第１１条　選択科目を受講しようとする学生は，教育細則（第４条）の定めるところにより，受講の申請をしなければならない。

（聴講制度）

第１２条　選択科目について，学生は，教育細則（第５条）の定めるところにより，聴講することができる。

（出席状況の記帳）

第１３条　授業，特別活動及び学校行事への出席状況は，出席簿に記入する。

２　記入方法は，教育細則（第６条）に定める。

（欠席等の取扱い）

第１４条　遅刻及び早退３回をもって１欠席時数とする。

（欠席の特別扱い）

第１５条　次の各号の一に該当する欠席は，教育細則（第８条以下）に定める手続をとったものに限り，出席したものとみなす。（以下「公欠」という。）

一　公共交通機関の停止及び交通路の閉鎖などの不可抗力により，授業への正常な出席ができないとき。

二　忌引で出席できないとき。

三　学生準則に定める校内団体又は学校代表となった学生が，校外団体行事へ参加するとき。

四　資格検定試験及び就職試験などを受験するとき。

五　他の学年で校内練習船実習を行うとき。

六　校内関係者の慶弔及び学校行事へ参加をするとき。

七　その他教育細則の定めるところにより承認されたとき。

２　前項の公欠の範囲，期間及び手続は，教育細則（第８条以下）に定める。

（伝染病等による欠席）

第１６条　学則第２３条に基づき，伝染病などのため，授業への出席が停止された期間は，出席すべき日数又は時数から除く。

第３章　特別活動

（特別活動の趣旨）

第１７条　特別活動は，学生及び卒業後，社会人として生活するために必要な人間性及び社会性を養うことを目的とする。

（特別活動の目標）

第１８条　ホームルーム（ロングホームルーム（LHR），ショートホームルーム（SHR））などを通じて自主性，協調性及び民主的な討論などのあり方を学ぶ。

２　球技大会などを通じて，学生間の親睦を図り，教員と学生との相互理解を深める。

３　指導教員，特別指導教員とのふれあいを通じて，教員と学生との信頼関係を深める。

（指導教員）

第１９条　少人数の学生指導を行うため，第３学年の学生を対象に，指導教員を置く。

（特別指導教員）

第２０条　個人指導にあたるため，前条以外の学生を対象に，必要に応じ，特別指導教員を置く。

２　前項に関わらず，編入学生を対象に，特別指導教員を置き，原則として，学級担任をあてる。

第４章　試験

（定期試験及び中間試験）

第２１条　定期試験として，年２回各学期末に期末試験を実施する。なお，半期のみの学科学年は１回とする。

２　中間試験は，必要のある授業科目について，各学期の定められた時期に実施する。

３　試験以外の方法で成績を評価し得る授業科目については，試験の一部又は全部を実施しないことがある。

（試験時間割の発表）

第２２条　期末試験及び中間試験の時間割は，別に定める日に発表する。

（試験における遅刻及び退室）

第２３条　学生は，試験開始後１５分を経過したときには，試験室へ入ることができない。

２　学生は，試験開始後，１５分を経過しなければ退室してはならない。

（不正行為）

第２４条　試験中の不正行為の判定は，試験監督教員が行う。

２　試験監督教員は，不正行為をする学生を発見したときには，直ちに当該学生の受験を停止させ，試験場より退室させなければならない。

３　不正行為をした学生は，当該試験期間中における他の試験を受験できない。

（追試験）

第２５条　追試験は，次の各号の一つに該当するため，期末試験又は中間試験を受験できなかった学生に対して行う。

一　傷病（診断書がなければならない。）

二　第１５条第１項第１号の事由（交通機関の停止など）

三　第１５条第１項第２号の事由（忌引）

四　その他やむを得ないと認められる事由

２　追試験の手続については，教育細則（第２０条，第２１条）に定める。

（再試験等）

第２５条の２　第２１条の試験のうち，中間試験及び学期末試験において成績不良であった科目については再試験，又はその内容に代わるレポートや活動（活動を行う場合は報告書を作成すること）を再試験等として実施することができる。（以下，「再試験等」という）

ただし，前期の半年間で終了する授業の科目については前期末試験の再試験等は実施しない。なお，口述による試験は実施しない。

２　再試験等を実施する科目は次条にて定める。

３　再試験等は，不正行為を行った学生には該当する定期試験又は中間試験においては実施しない。

第５章　成績評価

（成績の評価）

第２６条　学業成績は，期末試験，中間試験の成績（科目の性格上これらにより難い場合は，これらに代わる試験の成績）及び平常の学習態度などを総合して評価する。

２　成績は，優・良・可・不可に分けて評価する。

３　前項の不可はさらに，成績程度に応じ，２つに分けて評価する。

４　追試験の成績評価は該当する試験と同等のものとし，評価点の減点はしない。

５　第２１条の試験において，成績が不可相当の学生に対して，該当する試験の再試験等を実施する。

６　再試験等の成績評価は該当する試験と同等とする。ただし評価は「可（60 点）」を上限とする。

（異議申立て）

第２６条の２　成績評価及び出欠について，異議申立ての理由を記載した「成績評価・出席等についての異議申立書」を学生課に提出することにより，異議を申立てることができる。

２　異議申立ての期間は，原則当該年度内とする。

３　第１項の申立てがあった場合は，教務委員会で協議の上，学生への回答を行うものとする。

（成績評価の範囲とその区分）

第２７条　学業成績は，前期を評価対象とする前期成績と，１年間を評価対象とする学年成績とする。

２　商船学科の第４学年においては，前期成績を学年成績とする。

３　実験実習及び校内練習船実習は，学年成績のみとする。

４　卒業研究の成績評価は，特別課程終了時に行う。

第２８条　削除

（不正行為の評価）

第２９条　科目担任は，期末試験又は中間試験において，不正行為をした学生の当該試験期間中におけるすべての試験科目の得点を，零点としなければならない。

第３０条　削除

（特別活動等の評価）

第３１条　特別活動などの評価は，特別活動及び学校行事への出席状況並びにその活動内容に基づいて行う。

（授業科目の修得）

第３２条　授業科目の修得は，次の各号のすべてを満たした場合について認める。

一　第８条から第１０条に定める履修を完了していること。

二　その科目の学年成績が可以上であること。

（成績会議）

第３３条　期末試験及び中間試験終了後，成績に関する教員会議を開催する。

（成績連絡会議）

第３４条　前期中間試験の成績会議終了後に，第１学年について成績連絡会議を開催する。

２　必要がある場合には，前項以外の成績連絡会議を開催することができる。

（成績の通知）

第３５条　学業成績は，教育細則（第２９条）の定めるところにより，保護者等に通知する。

第６章　進級，単位追認及び留年

（学年の修了と進級）

第３６条　各学年修了の認定は，次の各号のすべてを満たす学生について行う。

一　当該学年の授業科目をすべて修得していること。

二　特別活動及び学校行事への出席状況並びにその活動内容が良好であること。

２　学年の修了を認定された学生は，進級する。

（第５学年修了の特例）

第３７条　前条の規定にかかわらず，第５学年修了の認定は，次の各号のすべてを満たす学生について行う。

一　学年末試験終了時における未修得科目数及び未修得単位数が，次の表に掲げる数以内であること。

学　　年	第１～第５学年 合　　計
未修得科目数	5
未修得単位数	9

二　特別課程において，第１学年から第５学年までのすべての未修得科目を修得していること。

三　学校行事への出席状況及びその活動内容が良好であること。

２　次条第２項は，前項の未修得科目数及び未修得単位数に適用する。

（単位追認）

第３８条　第３６条第１項第１号の規定より進級できなかった者のうち，次の各号のすべてを満たす学生については，単位追認を認める。

一　第１学年から現学年までの未修得科目数及び未修得単位数の合計が，次の表に掲げる数以内であること。

学　　年	第１学年	第２学年	第３学年	第４学年
未修得科目数	6 (4)	6 (4)	5 (4)	5 (4)

未修得単位数	12（7）	12（7）	9（7）	9（7）

二　第１学年から前学年までの未修得科目数及び未修得単位数の合計が前号の表の括弧内の数以内であること。

２　前項第１号及び２号の場合，未修得科目が，選択すべき単位数を超えた選択科目である場合には，各号の未修得科目数及び未修得単位数に数えない。

（特別進級）

第３８条の２　単位追認終了時に，次の各号のすべてを満たす学生については，進級を特別に認める。

一　現学年の全ての授業科目を履修していること。

二　第１学年から現学年までの未修得科目数及び未修得単位数が，それぞれ４及び７以内であること。

三　特別活動及び学校行事への出席状況並びにその活動内容が良好であること。

２　前項第２号の場合，未修得科目が，選択すべき単位数を超えた選択科目である場合には，各号の未修得科目及び未修得単位数に数えない。

（席上課程の修了及び実習課程への進級）

第３９条　商船学科の席上課程の修了を認定された学生は，後期長期実習課程に進級する。

（各学年の修了及び席上課程修了認定行為）

第４０条　校長は，教員会議の審議を経て，各学年の修了，特別進級及び席上課程の修了の認定を行う。

（留年）

第４１条　次の各号のいずれかに該当する学生は，留年とする。

一　第８条から第１０条に定めるところにより，履修の継続が不可能になったとき。

二　第１学年から第４学年の学生で，第３６条（学年修了）又は第３８条第１項第１号を満たすことができないとき。

三　第５学年の学年末試験終了時に，第３７条第１項第１号を満たすことができなかったとき。

四　特別課程終了時に，第３７条第１項第２号を満たすことができなかったとき。

五　単位追認終了時に，第３８条の２第１項第２号を満たすことができなかったとき。

（留年の決定）

第４２条　前条各号に定める留年は，成績会議において決定する。

（再履修）

第４３条　留年した学生は，現学年のすべての授業科目を，再び履修しなければならない。

第７章　単位追認措置

（単位追認の資格）

第４４条　単位追認試験は，当該学年の未修得科目について，受験することができる。

ただし，留年した学生は，定められた期間に別途手続きをする場合に限り，第１学年から前学年までの全ての未修得科目について，受験することができる。なお，その場合の手続きについては別に定める。

２　単位追認試験を受けようとする学生は，教育細則（第３３条）に定める手続をしなければならない。

３　単位追認試験をやむを得ない事由により当該年度内に受験できない場合は，教務委員会で審議する。

（試験の実施時期）

第４５条　科目担任は，単位追認（評価も含む。）を，学年末試験終了後の定められた単位追認期間の終了日までに終了しなければならない。ただし，前期の半年間で終了する授業の科目担任については前期末試験終了後の定められた単位追認期間の終了日までに終了しなければならない。

（特別課程における追認試験等）

第４６条　第５学年の学年末試験終了時に，第３７条第１項第１号をみたす学生は，第１学年から第５学年までのすべての未修得科目について，改めて，単位追認試験を受験することができる。

２　試験（評価も含む。）は，教育細則に定める手続を終了した学生について，席上課程修了認定会議又は卒業認定会議までに終了しなければならない。

３　試験の回数及び内容などは科目担任が決定する。

４　筆記試験に代えて，レポートその他の方法で実施することができる。

（単位の追加的認定と学年修了）

第４７条　科目担任は，前２条に定める試験の成績が良好であると判断したとき，単位を認定する。

２　認定された授業科目の成績評価は，可とする。

３　認定の結果，学年のすべての履修科目を修得するに至ったときには，第４０条にかかわらず，校長は，学年の修了を認定する。

（不認定科目の累積）

第４８条　第４５条による試験で不認定となった授業科目は，特別課程まで解消されず，第３７条及び第３８条の表の未修得科目数及び未修得単位数に数えられる。ただし，留年した場合は，この限りでない。

第８章　休学，復学，退学及び転学科

（休学）

第４９条　休学しようとする学生は，教育細則（第４２条）の定めるところにより，休学願を提出しなければならない。

２　休学期間を延長しようとする学生もまた，同様とする。

（復学）

第５０条　休学した学生が復学する場合には，教育細則（第４３条）の定めるところにより，復学願を提出しなければならない。

２　復学の時期は，年度始めを原則とする。

３　学年の途中において，外国に留学するため休学許可を受けた学生は，休学時の学年に復学する。

４　前項の場合，休学前の就学期間と復学後の就学期間とを通算して，１年の就学期間に相当するときは，その学年を履修したものと認める。

（退学）

第５１条　退学しようとする学生は，教育細則（第４４条）の定めるところにより，退学願を提出しなければならない。

（懲戒による退学）

第５２条　懲戒による退学は，学生指導委員会及び教員会議の審議を経なければならない。

（転学科）

第５２条の２　転学科しようとする学生は，教育細則（第４４条の２）の定めるところにより，転学科願を提出しなければならない。

２　校長は，次の各号に基づいて，転学科許可の決定をする。

一　入学後の学業成績及び生活態度が良好であること。

二　受入れ人数は，若干名とする。ただし，受け入れるクラスの状況による。

三　受入れ学科の面接試験の結果に基づき，教務委員会及び教員会議の審議を経て，承認を得ること。

３　再転学科は認めない。

（商船学科における転コース）

第５２条の３

削　除

第９章　卒業

（卒業資格）

第５３条　卒業認定は，学則第１３条に定めるすべての教育課程を修了した学生について行う。

（卒業認定）

第５４条　校長は，教員会議の審議を経て，前条に定める学生の卒業を認定する。

第１０章　大学への編入学

（推薦による編入学）

第５５条　大学へ推薦により編入学しようとする学生は，教育細則の定めるところにより，受験願を提出しなければならない。

２　推薦基準及び手続は，教育細則（第４６条，第４７条）に定める。

（学力による編入学）

第５６条　大学へ学力により編入学しようとする学生は，教育細則（第４８条）の定めるところにより，受験願を提出しなければならない。

第１１章　他の学校への入学，転学及び編入学

（他の学校への入学，転学及び編入学）

第５７条　他の学校への入学，転学又は編入学を志望しようとする学生は，教育細則（第４９条）に定めるところにより，願出を提出しなければならない。

第１２章　専攻科生

（専攻科の成績会議）

第５８条　定期試験後の所定の日に専攻科生の成績に関して審議するため，専攻科委員会を開催

する。

（専攻科生の修了認定）

第５９条　校長は，専攻科委員会及び教員会議の審議を経て，専攻科生の修了の認定を行う。

（専攻科生の推薦による大学院受験）

第６０条　大学院へ推薦により受験をしようとする専攻科生は，教育細則（第５０条）に定めるところにより，受験願を提出しなければならない。

２　推薦基準及び手続は，教育細則（第５０条，第５１条）に定める。

（専攻科生の学力による大学院受験）

第６１条　大学院へ学力による受験をしようとする専攻科生は，教育細則（第５２条）の定めるところにより，受験願を提出しなければならない。

（準用規定）

第６２条　専攻科生については，第２条第１号，第２条第２号，第６条，第７条，第４９条から第５１条まで，第５２条第１項の規定を準用する。この場合において，第２条第１号及び第２号中「別表第１，別表第２」とあるのは「別表第３」と読み替えるものとする，

第１３章　雑則

（運用）

第６３条　この規程の実施について必要な事項は，教育細則に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，昭和６３年４月１日から施行する。

（改正に伴う経過措置）

２　流通情報工学科の学生が，第６章の改正に伴い，実質的に不利益となる場合には，従前の例に照らし，審議する。

（規則の廃止）

３　この規程の施行に伴い，昭和５９年８月１０日付広島商船高等専門学校学業成績評価並びに進級卒業等に関する規程，昭和５５年１１月１日付広島商船高等専門学校学業成績評価並びに進級卒業等に関する規程施行細則，昭和５５年１１月１日付広島商船高等専門学校休学等取扱内規，広島商船高等専門学校出欠席に関する内規，広島商船高等専門学校技術科学大学推薦内規，昭和４５年５月１９日付広島商船高等専門学校学生準則施行細則，昭和５２年１０月１７日付指導教官実施要領，昭和５２年１０月２８日付特別指導教官実施要領は，廃止する。

附　則

この規程は，平成２年４月１日から施行する。

附　則

（省略）

附　則

この規程は，平成２５年４月１日から施行する

附　則

この規程は，平成２６年６月２３日から施行する。

附　則

この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

１　この規程は，令和４年４月１日から施行する。

２　令和４年３月３１日以前の入学者は，この規則による改正後の広島商船高等専門学校教育規程第６２条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規程は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年５月７日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年６月２４日から施行する。

附　則

１　この規程は令和７年４月１日から施行する。

２　令和７年３月３１日以前の入学者は，改正後の教育規程第３条，第９条及び第１９条にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この規程は，令和７年１１月２５日から施行する。

広島商船高等専門学校教育規程施行細則

制　　定　　昭和63.　3.　31
最終改正　　令和　7.　9.　5

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この細則は，手続規定を中心に，教育規程の一層の明確化を図ることを目的とする。

（略称）

第２条　本細則を引用するときの略称は，教育細則とする。

第２章　授　　業

（実験実習の履修の取扱）

第３条　学科長は，教育規程第９条第５項の規定に基づき，実験実習，校内練習船実習の履修のあり方を明確にし，学生に周知させなければならない。

２　学科長は，実験実習及び校内練習船実習の履修が認められない学生が生じた場合は，速やかに教務主事に報告しなければならない。

３　学科長は，実験実習及び校内練習船実習の出席状況の一覧表を，学年末に教務係に提出しなければならない。

（選択科目の受講手続）

第４条　選択科目の取扱は，各学科の定めるところによる。

２　学生は，選択したい科目の受講願（別紙第１号様式）を，１月末日までに，学科長に提出しなければならない。

３　学科長は，前項の受講願を調整し，受講票を作成して，教務係に提出しなければならない。

４　教務係は，受講票により，一覧表を作成して，学科長，学級担任及び科目担任に配布しなければならない。

（聴講制度）

第５条　聴講を希望する学生は，科目担任の許可を得たのち，聴講願（別紙第３号様式）を提出しなければならない。

（出欠席の記入方法）

第６条　出席簿の記入方法は，次の表のとおりとする。

項　　目	記　　号
出　　席	空欄のまま
欠席（事故欠，病欠，懲戒による停学等）	／
公欠，伝染病等による欠席	公
遅　　刻	×
早　　退	／／
欠席を出席に訂正する場合	出

注）　公欠は，後日，教務係で記入するので，科目担任は，欠席として記入する。

２　公欠及び伝染病による欠席の記入は，教務係が担当する。

第７条　削除

（公欠の手続き）

第８条　公欠を希望する学生は，事前に，公欠許可願（別紙第６号様式）を，教務係に提出しなければならない。

２　第９条又は第１０条に定める公欠については，事後速やかに，前項の公欠許可願を提出しなければならない。

３　第１６条に定める公欠については，第１項の公欠許可願を要しない。

（忌引による公欠）

第９条　忌引による公欠の期間は，往復日数を除き，父母７日，祖父母・兄弟姉妹３日，曽祖父母・伯叔父母１日とする。

（交通機関の停止等による公欠）

第１０条　公共交通機関の停止，交通路の閉鎖などによる欠席は，公欠とする。

（英語弁論大会による公欠）

第１１条　英語弁論大会に参加するための欠席は，公欠とする。

（クラブ活動による公欠）

第１２条　次の各号の一を理由とする欠席は，公欠とする。

一　国体（予選は含まない。）への出場及び参加

二　高専体育大会及び中国地区高専文化連盟への出場及び参加

２　前項以外の場合は，次の各号の一を理由とする欠席は，公欠とする。ただし，当該クラブの年間活動計画書に記載されたものでなければならない。

一　高専間の試合及び文化行事

二　本校が加盟している連盟が主催する大会（定期戦及び公式戦）

３　前項ただし書きの規定にかかわらず，外部団体に加入できないなどの理由で，年間活動計画が立て難い場合は，学生指導委員会のその都度の承認（顧問教員発議）に代えることができる。

４　年間活動計画は，次の各号のすべてを満たさなければならない。

一　年間活動計画書は，４月中旬までに，学生係に提出しなければならない。

二　年間活動計画は，学生指導委員会の承認を得なければならない。

５　代表者は，課外活動公欠許可願（別紙第７号様式）を学生係に提出しなければならない。

６　前項の願が提出された場合は，第８条第１項の公欠許可願の提出を要しない。

（海技従事者国家試験の受験による公欠）

第１３条　海技従事者国家試験の受験は，毎回３日間（往路に要するための前日１日を含む。）を公欠とする。

２　前項の試験は，次表のとおりとする。

二級海技士（航海）	二級海技士（機関）
一級海技士（航海）	一級海技士（機関）

３　受験生は，試験終了後５日以内に，受験報告書（別紙第８号様式）を学級担任の検印をうけて，教務係に提出しなければならない。

４　前項の手続きを怠った場合は，欠席として処理する。

（無線従事者国家試験の受験による公欠）

第１３条の２　商船学科の学生が，第３級海上無線通信士，第１級海上特殊無線技士，第２級海上特殊無線技士及びレーダー級海上特殊無線技士試験を受験するときは，公欠とする。

２　受験生は，試験終了後５日以内に無線従事者国家試験受験報告書（別紙第８号様式の２）を学級担任の検印を受けて，教務係に提出しなければならない。

３　前項の手続きを怠った場合は，欠席として処理する。

（その他の資格試験受験による公欠）

第１４条　前２条以外の公欠として評価される資格試験の範囲及び期間は，教務委員会及び教員会議の審議を経て決定する。

（就職活動による公欠）

第１５条　卒業後の就職のための活動は，公欠とする。

２　就職活動実施後，５日以内に，実施報告書（別紙第２３号様式）を学級担任の検印をうけて，教務係に提出しなければならない。

３　前項の手続きを怠ったものは，欠席として処理する。

（校内関係者の慶弔及び学校行事への参加による公欠）

第１６条　次の各号に該当する校内関係者の慶弔又は学校行事へ参加するための欠席は，公欠として扱う。

一　入寮式

二　入学式及び卒業式のための準備

三　その他関係主事から参加・参列を要請された慶弔及び行事

２　教務主事は，前項に該当する学生の氏名を教務係に通知しなければならない。

（その他の公欠）

第１７条　教育規程第１５条第１項第７号に定める公欠については，関係委員会及び教員会議の審議を経て決定する。

（公欠等の一覧表の作成）

第１８条　教務係は，期末試験及び中間試験ごとに，公欠，伝染病などによる欠席及び停学を集計し，公欠等一覧表を作成して，全教員に配布しなければならない。

２　科目担任は，前項の一覧表に基づき，成績伝票を作成しなければならない。

第3章　特　別　活　動

（特活及び学校行事の出席調査担当者）

第１９条　特別活動及び学校行事の出欠席に関する出席簿への記入は，学級担任又は教務主事補（学級担任不在の場合）が行う。

２　学校行事とは，諸種の式典，講演，学生総会，学園祭及びその準備並びに後片付，学級対抗試合，新入生オリエンテーション，研修旅行その他これらに準ずるものをいう。

第4章　試　　験

（追試験願）

第２０条　教育規程第２５条に該当する学生は，同条各号の事由が止んだのち，速やかに追試験受験願（別紙第９号様式）を提出しなければならない。

２　前項の願には，同様式所定の証明書を添付しなければならない。

３　教務主事は，受験できなかつた事由が，教育規程第２５条第１項第４号のやむを得ない事由に該当するか否かを教務委員会に諮り決定する。

４　前項の場合，教務委員会で合意が得られないときは教員会議に諮り決定する。

（追試験の実施）

第２１条　科目担任は，追試験の日取りを決定し，学生に通知しなければならない。

２　科目担任は，教育規程第２５条の事由が止んだのち，原則として１０日以内に，追試験を行わなければならない。ただし，休業中はこの限りでない。

第5章　成　績　評　価

（評価基準）

第２２条　教育規程第２６条に定める学業成績の評価並びにその基準は，次のとおりとする。

評価	表記法	１００点法による評価点
優	優	１００～８０
良	良	７９～７０
可	可	６９～６０
不　可　高	○	５９～３０
不　可　低	●	２９～　０

（成績伝票の提出）

第２３条　科目担任は，期末試験及び中間試験終了後，次により成績伝票を作成し，教務係へ提出する。

一　４月から当該試験までの累積欠席時数

二　成績　ただし，中間試験終了時には，試験の成績を中心とした評価を当てることができる。

２　期末試験及び中間試験を実施しない科目担任も，第１項第１号の累積欠席時数は，提出しなくてはならない。ただし，実験実習及び練習船実習については，学年末試験終了時のみの提出で足りる。

第２４条　削除

（複数で担当する科目の成績評価）

第２５条　一つの授業科目を複数の教員が担当する場合は，その代表者が成績伝票を記入し，教務係へ提出しなければならない。

（実験実習等の成績の提出）

第２６条　学科長は，実験実習，校内練習船実習及び卒業研究の成績を集計，総合し，その結果により成績伝票を作成して，教務係へ提出しなければならない。

（特別活動等の評価）

第２７条　特別活動などの評価は，授業科目の学年成績に準じ，学級担任が行わなければならない。

（成績連絡会議）

第２８条　教務主事は，成績会議において，教育規程第３４条第２項に定める成績連絡会議の開催を，学級担任の意見に基づいて決定する。

（成績通知）

第２９条　教務主事は，成績通知（教育規程第３５条）を，前期成績にあっては前期終了後

に，学年成績にあっては成績会議終了後に，出席状況とともに保護者等へ通知する。
２　前項以外については，各学級担任が必要と認めた場合に通知する。

第６章　進級及び留年

（学年末試験終了時の留年の通知）

第３０条　教育規程第４１条に定める留年は，本人及び保護者等に書面（別紙第１１号様式）で通知する。

２　前項の通知は，本人及び保護者等の居所が同一である場合は，保護者等に行えば足りる。

（留年決定通知）

第３１条　教務係は，年度末に，当該年度に生じた留年学生について，保護者等に通知する。

第３２条　削除

第７章　単位追認措置

（単位追認受験願）

第３３条　教育規程第４４条第２項に基づき単位追認試験を受験する学生は，単位追認試験受験願（別紙第１３号様式）を，成績会議終了後速やかに，教務係へ提出しなければならない。

ただし，留年した学生の第１学年から前学年までの未修得科目については，定められた期日までとする。

（単位追認試験の実施方法）

第３４条　試験の実施時期，時間，場所，試験範囲など，具体的実施方法は，科目担任が決定し，学生に通知する。

（特別課程における受験願）

第３５条　教育規程第４６条の試験を受験しようとする学生は，別紙第１３号様式による受験願を，成績会議終了後速やかに，教務係へ提出しなければならない。

（特別課程における試験の実施方法）

第３６条　科目担任は，試験の具体的な実施方法について決定し，学生に周知させるとともに，定められた期日（教育規程第４６条第２項）までに終了しなければならない。

（退職等に伴う科目担任の変更）

第３７条　学科長は，科目担任の退職などに伴い，単位追認措置をとれない場合は，後任の科目担任を選任しなければならない。

２　学科長は，前項の科目担任を学生に周知させるとともに，教務係に通知しなければならない。

（単位追認届）

第３８条　科目担任は，未修得科目の単位を認定したときには，速やかに単位修得学生の氏名を教務係に届け（別紙第１４号様式）なければならない。

２　教務係は，前項の届けの写しを，学級担任に渡さなければならない。

（不認定学生の届出）

第３９条　科目担任は，修得を認めることのできない学生の名簿（別紙第１５号様式）を，教務係に届けなければならない。

２　教務係は，前項の届けを，学級担任に通知しなければならない。

（学生指導要録への転記）

第４０条　教務係は，第３８条第１項の単位追認届に基づき，その結果を，学生指導要録へ転記しなければならない。

（学年修了の報告と決定）

第４１条　教務主事は，教育規程第４７条に該当する学生について，校長に報告し，学年修了の認定を受けなければならない。

２　教務係は，前項の結果を学級担任に通知しなければならない。

第８章　休学，復学，退学及び転学科

（休学手続）

第４２条　休学しようとする学生は，学級担任の指導を受けたのち，休学願（別紙第１６号様式）を提出しなければならない。

２　校長は，次の各号に基づいて，休学許可の決定をする。

一　教務主事及び学級担任の協議

二　前号の意見が一致しない場合は，教務委員会の審議

三　前号の意見が一致しない場合は，教員会議の審議

（復学手続）

第４３条　復学手続きについては，第４２条を準用する。ただし，復学願は，別紙第１７号様式による。

（退学手続）

第４４条　退学手続きについては，第４２条を準用する。ただし，退学願は，別紙第１８号様式による。

（転学科手続）

第４４条の２　転学科しようとする学生は，学級担任を経て，転学科願（別紙第２０号様式）を提出しなければならない。

２　出願期限は，次のとおりとする。

一　第１学年又は第２学年の１月末日とする。ただし，電子制御工学科又は流通情報工学科から商船学科への転学科は，第１学年の１月末日とする。

二　短期実習課程及び前期長期実習課程において，大型練習船実習が困難であると海技教育機構と協議し転学科する場合は，前号の規程に関わらず速やかに手続きを取ることとする。なお，本人の意思により当該実習を中止した場合を除く。

三　電子制御工学科及び流通情報工学科から総合科学科への転学科については，第一号の規程にかかわらず教務委員会で審議する。

（総合科学科の系分け）

第４４条の３　総合科学科の学生は，２年次に電子情報システム系又は流通情報マネジメント系に分かれるものとし，その方法については総合科学科で定めるものとする。

２ 各系の配属は，５０名を基本とする。ただし，特段の事情がある場合は４０名から６０名で運用する。配属については教務委員会で審議するものとする。

３ 前項により配属が決定した後，１年次の３月末までに学生が系の変更を申し出た場合は，教務委員会で審議するものとする。

（商船学科及び総合科学科のコース分け）

第４４条の４　３年次に，商船学科の学生は航海コース又は機関コースに，総合科学科電子情報システム系の学生は電子システムコース又は電子情報コースに，総合科学科流通情報マネジ

メント系の学生は流通マネジメントコース又は流通情報コースに分かれるものとし，その方法については商船学科及び総合科学科で定めるものとする。

２ 各コースの配属は，商船学科は２０名，総合科学科は２５名を基本とする。ただし，特段の事情がある場合は，商船学科は１５名から２５名で運用する。総合科学科は２０名から３０名で運用し，電子情報コース及び流通情報コースの合計は５０名を下回らないとする。また，配属については教務委員会で審議するものとする。

３ 前項により配属が決定した後，２年次の３月末までに学生がコースの変更を申し出た場合は，教務委員会で審議するものとする。

第９章　卒　　業

（卒業時の表彰等）

第４５条　卒業時における表彰その他は，別に定める。

第１０章　大学等への編入学

（推薦による編入学受験願）

第４６条　教育規程第５５条に定める受験願（別紙第１９号様式）を提出しようとする学生は，次の各号のすべてを満たさなければならない。ただし，推薦先の大学において特に定めがある場合等は，この限りでない。

一　第１学年から第４学年までの間で履修すべき単位数のうち，優の評価の単位数が５５％以上であること。

二　第１学年から第４学年までの欠席時数の合計が，原則として１００以内であること。

２　第１学年から第３学年における特別活動は，前項第１号の単位数に含まれるものとする。

３　志望大学は，１つの大学に限るものとする。

（推薦学生決定手続）

第４７条　校長は，前条の受験願が提出された場合，教務委員会及び教員会議に諮らなければならない。

２　教務委員会は，学科長及び学級担任の意見を参考にして，推薦すべきか否かを審議する。

３　教員会議は，教務委員会で決定した学生の推薦を審議し，決定する。

（学力による編入学）

第４８条　教育規程第５６条に定める学生は，受験願（別紙第１９号様式）を提出し，校長の承認を得なければならない。ただし，教育規程第５５条に定めるところにより受験願を提出し，推薦を受けられなかった学生が，学力で受験しようとする場合は，受験願の提出を必要としない。

２　校長は，前項の学生を教務委員会及び教員会議に報告するものとする。

第１１章　他の学校への入学，転学及び編入学

（他の学校への入学，転学及び編入学手続）

第４９条　他の学校への入学，転学又は編入学を志望しようとする学生は，学級担任の指導を受けたのち，他の学校への入学，転学又は編入学志望願（別紙第２２号様式）を提出し，校長の承認を得なければならない。

２　校長は，前項の学生を教務委員会及び教員会議に報告するものとする。

第１２章　専攻科生の大学院への入学

（推薦による受験願）

第５０条　教育規程第６０条に定める受験願（別紙第２４号様式）を提出しようとする学生は，次の各号のすべて満たさなければならない。

一　推薦先の大学院が掲げる推薦基準を満たしていること。

二　志望先は，１つの大学院に限るものとすること。

（推薦学生決定手続）

第５１条　専攻科長は前条の受験願が提出された場合，専攻科委員会及び教員会議に諮らなければならない。

２　専攻科委員会は，専攻科長及び指導教員の意見を参考にして，推薦すべきか否かを審議する。

３　教員会議は専攻科委員会で決定した学生の推薦の審議をする。

４　校長は，第２項の審議及び学生の面接に基づき，推薦学生を決定する。

（学力による受験願）

第５２条　教育規程第６１条に定める学生は，受験願（別紙２４号様式）を提出しなければならない。ただし，教育規程第６０条に定めるところにより受験願を提出し，推薦を受けられなかった学生が，学力で受験しようとする場合は，受験願の提出を必要としない。

２　専攻科長は，必要に応じて，校長，専攻科委員会又は教員会議に報告するものとする。

（準用規定）

第５３条　専攻科生については，第６条，第８条から第１０条，第１３条から第１８条，第４２条から第４３条，第４４項第１項の規定を準用する。この場合において，第１３条から第１７条及び第４２条中「商船学科の学生」とあるのは「専攻科の学生」と，「学級担任」とあるのは「指導教員」と，「教務主事」とあるのは「専攻科長」と，「教務委員会」，「教務委員会及び教員会議」及び「関係委員会及び教員会議」とあるのは「専攻科委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附　則

この教育細則は，昭和６３年４月１日から施行する。

附　則

（省略）

附　則

この教育細則は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この教育細則は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この教育細則は，平成２５年１１月２５日から施行し，平成２５年４月１日から適用する。

附　則

この教育細則は，平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この教育細則は，平成２６年６月２３日から施行する。

附　則

この教育細則は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この教育細則は，平成２７年４月１日から施行する

附　則

この教育細則は，平成２７年１１月２４日から施行し，平成２７年９月２８日から適用する。

附　則

この教育細則は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この教育細則は，平成３０年７月１日から施行する。

附　則

この教育細則は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この教育細則は，令和４年４月１日から施行する。

附　則

１　この教育細則は，令和７年４月１日から施行する。

２　令和７年３月３１日以前の入学者は，改正後の教育細則第４４条の３，第４４条の４，第４８条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則

この教育細則は，令和７年９月５日から施行する。

第１号様式（教育細則第４条関係）

選 択 科 目 受 講 願

令和　　年　　月　　日

学科長　　殿

学科第　　学年氏名

令和　　年度第　　学年の選択科目を下記のとおり受講したいので、お願いします。

記

科　　目　　名	単位数	科　　目　　名	単位数

注）学級担任の確認を得て、１月末日までに学科長に提出してください。

学級担任印	

第２号様式

削　　除

第３号様式（教育細則第５条関係）

選　択　科　目　聴　講　願

令和　　年　　月　　日

学科長　　殿

学科第　　学年氏名

下記の選択科目について、聴講したいので承認願います。

記

聴講希望科目＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

注）科目担任の確認を得たのち、１月末日までに学科長に提出してください。

科目担任印	

第４号様式

削　　除

第５号様式

削　　除

第６号様式（教育細則第８条関係）

公 欠 許 可 願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学籍番号
学科・専攻　第　　学年　　組

氏　名

下記事由により欠席したい（した）ので、公欠として御許可くださるようお願いします。

記

１　期　間　　令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時間目から

令和　　年　　月　　日（　　曜日）　　時間目まで

２．事　由

※忌引の場合
死亡者の氏名　　続柄

注）１．学級担任又は指導教員の確認を得て、１週間前までに教務係に提出してください。
２．忌引、交通機関の停止等によるものは、事後１週間以内に手続きをしてください。
３．海技従事者国家試験及び無線従事者国家試験受験後、各受験報告書を学級担任又は指導教員の確認を得て、５日以内に提出すること。
４．就職活動実施後、実施報告書を学級担任又は指導教員の確認を得て、５日以内に提出すること。

学級担任 又は　印 指導教員	

第７号様式（教育細則第 12 条関係）

課 外 活 動 公 欠 許 可 願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

代表学生　　学科　第　　学年　　組

氏　名

下記事由により欠席したいので、公欠として御許可くださるようお願いします。

記

１．期　間　　月　　日　　曜日から　　月　　日　　曜日まで
（　　時間から　　時間まで）

２．事　由

３．参加者

学科 学年 ・組	氏　　名	学科 学年 ・組	氏　　名	学科 学年 ・組	氏　　名

注）顧問教員・学生主事の確認を得て１週間前までに教務係に提出してください。

学生主事印		顧問教員印	

顧問教員は必ず学級担任に周知してください。

第８号様式（教育細則第１３条関係）

海技従事者国家試験受験報告書

商船学科　・　海事システム工学専攻　（　　）コース　第　　学年　氏名 ※該当する学科もしくは専攻に〇を付けてください。			
受 験 月 日	令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日		
受　験　地		受 験 番 号	
受 験 種 目	二級海技士（航海）　　一級海技士（航海） 二級海技士（機関）　　一級海技士（機関）　　（注）〇で囲む。		
受 験 科 目	N　１．航海　２．運用　３．法規　４．英語 E　１．機関　２．機関２　３．機関３　４．執務一般 （注）今回の受験科目は、数字を〇で囲む。 既に合格している科目は、全体を〇で囲む。		
受験の状況（科目ごとの難易度、結果に関する期待感等）			
備　考（受験出来なかった理由）			

注）１．試験終了後、学級担任又は指導教員の確認を得て、５日以内に教務係に提出してください。
　　２．この報告書の提出がない場合は、欠席として扱われます。

学級担任 又は　印 指導教員	

第８号様式の２（教育細則第１３条の２関係）

無線従事者国家試験受験報告書

商船学科　・　海事システム工学専攻　（　　）コース　第　　学年　氏名 ※該当する学科もしくは専攻に〇を付けてください。			
受 験 月 日	令和　　年　　月　　日		
受　験　地		受 験 番 号	
受 験 種 目	第三級海上無線通信士　　第一級海上特殊無線技士 第二級海上特殊無線技士　　レーダー級海上特殊無線技士 （注）〇で囲む。		
受験の状況（科目ごとの難易度、結果に関する期待感等）			
備　考（受験出来なかった理由）			

注）１．試験終了後、学級担任又は指導教員の確認を得て、５日以内に教務係に提出してください。

２．この報告書の提出がない場合は、欠席として扱われます。

学級担任 又は　印 指導教員	

第９号様式（教育細則第 20 条関係）

追 試 験 受 験 願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

氏　名

私は、このたび、下記試験を受けられなかったので、追受験をお願いします。

記

１．試験名　　令和　　年度　　試験

２．受験できなかった科目

科　目　名	科　目 担任印	科　目　名	科　目 担任印	科　目　名	科　目 担任印

３．受験できなかった理由

注）１．受験できなかった理由は、具体的に記入してください。
　　２．病気のため受験できなかった場合は、医師の診断書を添付してください。
　　３．学級担任、科目担任の確認を得て、すみやかに教務係に提出してください。

学級担任印	

第１１号様式（教育細則第30条、第31条関係）

令和　　年　　月　　日

殿

広島商船高等専門学校長

㊞

あなたは、今回慎重審議の結果、原級留置に決定しましたので、お知らせします。

第１３号様式（教育細則第33条、35条関係）

単 位 追 認 試 験 受 験 願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

氏　名

私は、下記未修得科目の単位追認試験を受験したいので、お願いします。

記

未 修 得 科 目 名	単位数	科目担任名　　㊞

注）この願は、学級担任、科目担任の確認を得て、教育細則第３３条、第３５条に定める期日までに教務係に提出してください。

学級担任印	

第１４号様式（教育細則第38条関係）

教務主事	学生課長	学生課長補佐	教務係長	係

単 位 追 認 届

令和　　年　　月　　日

科目名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

科目担任氏名　　㊞

単位追認試験の結果、下記のとおり認定します。

記

学年・クラス・学科	氏　　名	認定年月日	備　　考

第１５号様式（教育細則第39条関係）

教務主事	学生課長	学生課長補佐	教務係長	係

未修得科目保有者届

令和　　年　　月　　日

科目担任氏名　　㊞

単位追認試験の結果、下記のとおり不認定とします。

記

学年・クラス・学科	氏　　名	科　目　名	単位数	備　　考

第１６号様式（教育細則第 42 条関係）

休　　学　　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

専攻

氏　名　　㊞

保護者等

住　所

氏　名　　㊞

このたび、下記事由により休学したいので、御許可くださるよう保護者等連署のうえお願いします。

記

１．事　　由

２．期　　間　　自　令和　　年　　月　　日

至　令和　　年　　月　　日

注）１．傷病の場合は、医師の診断書を添付してください。

２．その他の場合は、詳細に事由を明記してください。

３．学級担任又は指導教員の指導を受けて、教務係に提出してください。

学級担任又は 指導教員印	

第１７号様式（教育細則第 43 条関係）

復　　学　　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

専攻

氏　名　　㊞

保護者等

住　所

氏　名　　㊞

令和　　年　　月　　日から休学中のところ、下記のとおり復学したいので、御許可くださるよう保護者等連署のうえお願いします。

記

１．復学年月日　　令和　　年　　月　　日

２．事　　由

注）１．傷病の場合は、医師の診断書を添付してください。

２．学級担任又は指導教員の指導を受けて、教務係に提出してください。

学級担任又は 指導教員印	

第１８号様式（教育細則第 44 条関係）

退　　学　　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

専攻

氏　名　　㊞

保護者等

住　所

氏　名　　㊞

このたび、下記事由により退学したいので、御許可くださるよう保護者等連署のうえお願いします。

記

１．事　　由

（令和　　年　　月　　日付退学）

注）学級担任又は指導教員の指導を受けて、教務係に提出してください。

学級担任又は 指導教員印	

第１９号様式（教育細則第４６条、４８条関係）

大学等 編入学 入学 推薦 学力 受験願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年

氏　名

このたび、 大学 高専 学部 専攻科 へ 編入学 入学 したいので 推薦 承認 くださるようお願いします。

注）学科長及び学級担任の指導を受けて、教務係に提出してください。

学科長印		学級担任印	

第２０号様式（教育細則第 44 条の２関係）

転　学　科　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

氏　名　　㊞

保護者等

住　所

氏　名　　㊞

このたび、下記事由により転学科したいので、御許可くださるよう保護者等連署のうえお願いします。

記

１．事　由

２．希望転学科　　学科

注）学級担任の指導を受けて、教務係に提出してください。

学級担任印	

第２２号様式（教育細則第 49 条関係）

他の学校への入学、転学又は編入学志望願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　　学年　　組

氏　名　　㊞

保護者等

住　所

氏　名　　㊞

このたび、下記事由により他の学校への（入学・転学・編入学）を志望したいので、承認くださるようお願いします。

記

１．事　　由

２．志望入学先

３．入学等年月日　　令和　　年　　月　　日

注）学級担任の指導を受けて、教務係に提出してください。

学級担任印	

第２３号様式（教育細則第 15 条関係）

令和　　年　　月　　日

就 職 活 動 実 施 報 告 書

学科・専攻　第　　学年

氏名

下記のとおり就職活動を実施しましたので報告します。

期　間	令和　　年　　月　　日（　　）～令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分　　時　　分
訪 問先	（訪問先担当者の署名または押印）
所 在地	
理　由	（就職試験、セミナー、会社訪問等）
備　考	

注）１．個人で会社訪問する場合は訪問先で担当者に署名または押印をもらってください。（セミナーについては署名または押印をもらう必要はありません。）

２．就職活動実施後、学級担任又は指導教員の確認を得て５日以内に教務係へ提出してください。

３．この報告書の提出がない場合は、公欠

学級担任 又は　　印 指導教員	

第２４号様式（教育細則第５０条、５２条関係）

大学院　推薦／学力　受験願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

専攻　第　　学年

氏　名

このたび、　　大学大学院　　科へ受験したいので、推薦／承認　くださるようお願いいたします。

注）専攻科長及び指導教員の指導を受けて、教務係に提出してください。

専攻科長印		指導教員印	

(3-1) 実 習 課 程

大型練習船実習課程

商船学科の学生は、海技教育機構所属又は本邦対外船舶運航業者（船社）所有の大型練習船に乗り組み遠洋航海を含む１２月の練習船実習を行って､修得した知識を総合的、有機的に把握させるとともに、技術の錬磨を図り、船舶職員となるために必要な航海訓練をうける。

大型練習船実習課程の履修期間は次のとおりとする。

短期実習課程　　１月
前期長期実習課程　　５月
後期長期実習課程　　６月以上

ただし、後期長期実習課程に限り、疾病等やむを得ない事由により履修が困難であると校長が認める場合は、その全部又は一部について、校長が別に定める。

（3-2）広島商船高等専門学校商船学科における乗船実習の履修方法の特例に関する規則

第１条　この規則は、広島商船高等専門学校学則（昭和４３年１２月２３日制定）第２条第３項及び別表第２に定める商船学科に関する後期長期実習課程の履修方法の特例（以下「特例措置」という。）について、教育規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第２条　特例措置を適用する対象者は、商船学科の学生のうち、疾病等やむを得ない事由により乗船実習の履修が困難であると校長が認めた者とする。

第３条　前条の規定により、校長が認定しようとするときは、教員会議の議を経るものとする。

第４条　学生は、第２条の認定を受けようとするときは、申請書（別紙様式）に学校が指定する医師の診断書を添えて、所定の期日までに校長に申請するものとする。ただし、乗船実習の履修中等に第２条の対象となることとなった場合は、できる限り速やかに申請しなければならない。

第５条　校長は、特例措置を行うこととなった学生に対し、本科授業科目、特別研究、企業でのインターンシップ、授業補助活動（実習工場、その他実験実習等）、ｅ－ラーニングによる自学自修等の中から単数又は複数を指定するものとする。

２　指定した特例措置に関する授業科目等については、単位修得はできない。

３　指定した特例措置に要する経費は、当該学生の負担とする。

第６条　第２条の認定を受けた学生は、校長が指定する特例措置を行い、次条の完了が認定されることにより、後期長期実習課程を修了したものとみなすことができる。

第７条　指定した特例措置にかかる完了の認定は、学修の記録により教員会議の議を経て校長が行う。

第８条　この規則による申請手続等の詳細については、教務委員会が定める。

第９条　この規則に定めるもののほか、特例措置に関する必要な事項は、「商船学科卒業前６ヶ月乗船実習に関する特例措置」についての申し合わせ（平成２８年６月２日商船系高等専門学校校長・事務部長会議）に基づき、校長が決定する。

附　則

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

別紙様式

商船学科における乗船実習の履修方法の特例措置適用申請書

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

商船学科５年

学籍番号

氏　　名　　㊞

保護者等

氏　　名　　㊞

広島商船高等専門学校商船学科における乗船実習の履修方法の特例に関する規則第２条の規定に基づき、下記のとおり特例措置の適用申請をいたしますので、認定くださいますようお願いいたします。

記

１．特例措置適用期間　　自　令和　　年　　月　　日
　　至　令和　　年　　月　　日

２．事　由（学校が指定する医師の診断書添付）

(4)　広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、広島商船高等専門学校学則（昭和４３年１２月２３日制定。以下「学則」という。）第１３条第６項に定める特別学修及び第１３条の４の規定に基づき、広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）学生の他の高等専門学校における授業科目の履修及び高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、国立高等専門学校間単位互換の推進に関する要項（令和４年１月２８日理事長裁定）に基づき、他の高等専門学校における授業科目を履修しようとするときは、当要項によるほか、国立高等専門学校間単位互換の推進に関する実施方針によるものとする。

（他の高等専門学校における授業科目の履修）

第２条　学生は、他の高等専門学校における授業科目を履修しようとするときは、本校以外の高等専門学校における授業科目の履修許可願（様式第１号）に関係書類を添え、学級担任を経て、校長に願い出て許可を受けなければならない。

２　校長は、教育上有益と認めるときは、前項による願い出を許可するものとする。

（高等専門学校以外の教育施設等における学修等）

第３条　高等専門学校以外の教育施設等における学修等のうち、学則第１３条の３に規定するその他文部科学大臣が別に定める学修とは、次の各号に掲げる学修をいう。

一　大学の専攻科又は学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１０５条の規定により大学が編成する特別の課程における学修

二　高等専門学校の専攻科又は学校教育法第１２３条において準用する同法第１０５条に規定する高等専門学校が編成する特別の課程における学修

三　高等学校（（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む）の専攻科の課程（学校教育法第５８条の２）（同法第７０条第１項及び第８２条において準用する場合を含む。）に規定するものに限る。）における学修で、高等専門学校において、高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

四　専修学校の専門課程のうち修業年限が２年以上のもの又は学校教育法１３３条において準用する同法１０５条に規定する専門課程を置く専修学校が編成する特別の課程における学修で、本校において高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

五　次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査における成果に係る学修で、本校において、高等専門学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

イ　審査を行うものが国又は一般社団法人及び公益財団法人若しくは一般財団法人及び公益財団法人その他の団体であること。

ロ　審査の内容が、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１１５条に規定する高等専門学校の目的に照らし適切なものであること。

ハ　審査が全国的な規模において、毎年一回以上行われるものであること。

ニ　審査の実施の方法が、適切かつ公正であること。

２　学生は、大学における学修又は前項第１号から第４号に掲げる学修を受けようとするときは、本校以外の教育施設等における学修等許可願（様式第２号）に関係書類を添え、学級担任を経て、校長に願い出て許可を受けなければならない。
３　校長は、教育上有益と認めるときは、前項による願い出を許可するものとする。
４　前２項の規定は、学則第２５条の２の規定により留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用するものとする。

（単位修得届）

第４条　学生は、他の高等専門学校において履修した授業科目について、単位修得の認定を受けたときは、本校以外の高等専門学校における授業科目の履修単位認定願（様式第３号）に当該高等専門学校長の証明する書類を添え、学級担任を経て校長に願い出るものとする。
２　校長は、前項の規定により願い出のあった単位について、教務委員会の議を経て、本校の授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

（単位認定申請）

第５条　学生は、高等専門学校以外の教育施設等における学修等を行い、単位の認定を受けようとするときは、本校以外の教育施設等における学修等単位認定願（様式第４号）に、当該学修を行った教育施設等の長の交付する単位修得証明書、成績証明書、合格通知書（写）、実習証明書又は実習報告書等を添え、学級担任を経て校長に願い出るものとする。
２　校長は、前項の規定により願い出のあった学修について、教務委員会の議を経て、相当する単位を本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定するものとする。

（その他）

第６条　この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附　則

この規程は、平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年３月２２日から施行し、平成１２年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成１９年３月１日から施行し、平成１８年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和４年１２月２１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

様式第１号

広島商船高等専門学校以外の高等専門学校における授業科目の履修許可願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

学科　　年
氏名

下記のとおり、広島商船高等専門学校以外の高等専門学校における授業科目を履修したいので、御許可くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

１．履修目的

２．高等専門学校の名称

３．履修期間

令和　　年　　月　　日（　）から 令和　　年　　月　　日（　）まで

４．履修曜日・時間

５．履修授業科目（単位数）

様式第２号

広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等許可願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

学科　　年
氏名

下記のとおり、広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等を受講したいので、御許可くださるよう関係書類を添えお願いします。

記

１．学修目的

２．教育施設等の名称（学外実習の場合は会社等名）

３．学修期間
令和　　年　　月　　日（　　）から令和　　年　　月　　日まで

４．学修曜日・時間

５．学修科目（単位数）

６．添付書類
実習計画書　等

※学外実習の場合、４．及び５．は記入不要。

様式第３号

広島商船高等専門学校以外の高等専門学校における授業科目の履修単位認定願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

学科　　年
氏名

下記のとおり、広島商船高等専門学校以外の高等専門学校における授業科目を履修したので、本校における修得単位として認定くださるよう関係書類を添えてお願いします。

記

１．高等専門学校の名称

２．認定を願い出る授業科目（単位数）

３．添付書類

当該高等専門学校長の証明する書類（単位修得証明書等）

様式第４号

広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等単位認定願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

学科　　年
氏名

下記のとおり、広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等を受講したので、本校における修得単位として認定してくださるよう関係書類を添えお願いします。

記

１．教育施設等の名称（学外実習の場合は会社等名）又は文部大臣認定技能審査の名称

２．認定を願い出る授業科目（単位数）

３．添付書類

単位修得証明書
成績証明書
合格通知書（写）
実習証明書
実習報告書　　等

※広島商船高等専門学校における教育課程以外の学修については、当該学修の内容がわかるもの（シラバス等）及び担当教員の証明する成績を添付する。

(5)　広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する実施要項

1　この実施要項は，広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修等に対する単位認定に関する規程（以下「規程」という。）第７条の規程に基づき，規程第１条の特別学修並びに規程第４条第４号に掲げる学修の取り扱いを定めるものとする。

2　規程第６条第２項により認定することのできる，規程第３条第２項並びに規程第４条第４号に規定する学修及び特別学修について，次のとおり定める。

単位を認定できる学修		名　　称	認　定単位数	認定学年	一般科目，専門科目の別	学科名			
						商船	電子制御工	流通情報工	総合科
特別学修	広島商船高等専門学校以外の教育施設等における学修	学外実習（２週間以上）	2	４～５年	専門科目	○	○	○	○
		（１週間以上２週間未満）	1						
		海外研修（２週間以上）	2	１～５年		○	○	○	○
		（１週間以上２週間未満）	1						
		地域貢献	1			○	○	○	○
		eラーニング高等教育連携	１～２				○	○	○
	文部科学大臣の認定を受けた技能審査の合格に係る学修	実用英語技能検定　１級	4		一般科目	○	○	○	○
		準１級	4						
		２級	4						
		準２級	2						
		日本漢字能力検定　１級	4			○	○	○	○
		準１級	4						
		２級	2						
		準２級	1						
		TOEIC(R)又はTOEIC(R)IP 700点以上	4			○	○	○	○
		470～699点	2						
		350～469点	1						
		工業英語能力検定　１級	4		専門科目	○	○	○	○
		２級	4						
		３級	2						
		海技士筆記試験（航海・機関）　１級筆記試験	4			○			
		２級筆記試験	2						
		第三級海上無線通信士	2			○			
		ITパスポート試験	1				○	○	○
		情報セキュリティマネジメント試験	2				○	○	○
		基本情報技術者試験	3				○	○	○
		応用情報技術者試験	4				○	○	○
		日商簿記検定　１級	3					○	○
		２級	2					○	○
		３級	1					○	○
		リテールマーケティング販売士検定　１級	3					○	○
		２級	2					○	○
		３級	1					○	○
		秘書技能検定　１級	3					○	○
		準１級	3					○	○
		２級	2					○	○
		３級	1					○	○

3　単位認定

（1）　認定学年は，修得年度以降の学年とする。

（2）　同一の技能検定の複数の級に同時に合格し，単位の認定を同時に申請した場合は，上位の級に対応する単位を認定する。

（3）　技能検定に合格し，単位の認定の申請があった場合で，すでに認定された単位がある場合は，すでに認定された単位数を差し引いた単位のみを認定する。

（4）　規程第６条第２項により認定された，特別学修及び規程第４条第４号に規定する学修の単位の評価は，「優」とする。

(学外実習)

4　主管

（1）　学外実習（以下「実習」という。）は，原則として第４学年で実施し，教務主事主管のもとに，各学科長が学級担任と計画のうえ，事業所等に委託し，その就業規則にしたがつて実施する。

（2）　実習に関する事務は，教務係が担当する。

5　学級担任の任務

学級担任は，学科長の指示のもとに，次の業務にあたる。

（1）　実習生受入れ先事業所等の選定

（2）　実習生受入れ先事業所等への配属

（3）　実習内容，テーマ等に関する助言・指導

（4）　実習中の留意事項（安全・就業心得等）の事前指導

（5）　実習中に発生した事故又は異常事態の処置及び報告

（6）　必要に応じて，実習生の受入れ先事業所等の巡回指導

（7）　規程に定める学修単位認定願，実習証明書，実習報告書等の受理及び評価

（8）　その他必要な事項

6　学修許可願の願出

実習を希望する学生は，教務係が所定の場所に掲示する実習受入会社を確認のうえ，規程第３条に定める学修許可願を学級担任に提出しなければならない。

7　実施時期

実習は，原則として夏季休業期間中に実施するものとする。

8　期間

実習期間は，原則として実働５日以上とする。

9　実習を実施するに際し，学生が留意することは次のとおりとする。

（1）　学外実習災害保険への加入

実習を学修する学生は，実習における災害等に備え，実習開始前に実習災害保険に加入すること。

（2）　実習機関への出頭に際しての注意事項

ア　出発までに，実習機関の概要等を承知するとともに，実習の趣旨，目的を把握しておくこと。

イ　指定された時間の遅くとも１０分前までに出頭すること。特に遠方へ出頭する場合は列車時刻表等をよく調べ，余裕を持って行くように心がけ，指定日時に遅れないよう十分注意すること。

ウ　病気，事故等で指定日時に出頭できない場合は，学級担任又は学生課に連絡するとともに実習機関へ連絡し，その指示を受けること。

（3）　持参すべきもの

ア　印鑑

イ　学生証

ウ　健康保険証

なお，携行できない場合は保険証の記号番号を控えておくこと。

エ　手帳，ノート，レポート用紙，筆記用具等

オ　身回り品（寝巻，洗面用具，上履き，運動靴等）

カ　その他，実習機関から指定されたもの。

（注）　出発前に受入れ条件を確認し，忘れ物等をしないよう注意すること。また，日用品等については，最少限にすること。

（4）　実習を受けるに際し，次の事項をよく心得て実習に臨むこと。

ア　実習に専念し，広島商船高等専門学校の実習学生であることを自覚して，その言動に責任を持つこと。

イ　配属先の実習責任者及び指導者の指示に従い，決して勝手な行動をとらないこと。

ウ　職場規律は厳正に守り，秩序を乱さないこと。

エ　職場の人たちには努めて謙虚な態度で接し，学生としての良識ある行動をとり礼節を守ること。

オ　常に細心の注意をはらい，不慮の災禍を防止すること。

カ　諸手続き，実習の要領，就業規則等の説明があるのが通例である。特に安全指導については必ず厳守し，また，実習により知り得た内容を他に漏らさないこと。

キ　実習機関へは本校から事故防止について十分お願いしてあるが，万一事故等があった場合は，実習責任者の指示を受けるとともに，学級担任又は学生課へ連絡すること。

ク　実習を休むとき及び実習の時間に遅参・早退等をするときは，事前に実習責任者の承認を得ること。

ケ　職場を離れるときは，必ず行き先，用件を明らかにしておくこと。

コ　許可なく指定外の場所に入ったり，設備・製品等の社内での写真撮影をしないこと。

サ　実習期間中に配属先または，住所等の異動を生じたときは，その都度学生課に連絡すること。

１０　実習終了後の提出物等

実習終了後は，規程第６条に定める学修単位認定願に実習証明書（様式第５号）及び実習報告書（様式第６号）を添付して，速やかに学級担任に提出すること。

（海外研修）

１１　海外研修活動の範囲

学則第１３条第６項に規定する特別学修の定める海外研修とは，次に掲げるものをいう。

（1）　本校が協定を結ぶ外国の交流協定校等との学生交流に参加するもの

（2）　国立高等専門学校機構，中国地区高等専門学校学生国際交流支援コンソーシアム，国・都道府県・市町村及び営利を目的としない各種団体が主催する国際交流事業に参加するもの

（3）　その他校長が認めたもの

１２　学修許可願の提出

海外研修を希望する学生は，本校以外の教育施設等における学修許可願（様式第２号）を学級担任に提出しなければならない。

１３　単位認定の手続き

海外研修活動に従事した学生が単位認定を希望する場合は，本校以外の教育施設等における学修単位認定願（様式第４号）に，当該学修を行った教育施設等の長の交付する単位修得証明書，成績証明書，合格通知書（写），実習証明書又は実習報告書等の研修内容が分かる書類を添え，学級担任を経て校長に願い出るものとする。

（地域貢献）

１４　ボランティア機関・活動の範囲

学生のボランティアは，公的機関やそれと同等の信頼ができる団体等の受入や仲介のある活動のほか次に掲げるものとする。

（1）　小中学生，社会人を対象とする教育サービスに関するもの

（2）　災害における救助及び復旧活動等に関するもの

（3）　障がい者，高齢者などの支援に関するもの

（4）　国際交流に関するもの

（5）　地方公共団体等が主催する体育・文化などの行事に関するもの

（6）　その他校長が認めたもの

１５　ボランティアの時期

時期は授業時間外とする。ただし，校長が特別に認めた場合はこの限りでない。

１６　単位認定の手続き

（1）　ボランティアに従事する学生は，実施する５日前までにボランティア活動許可願（様式第７号）を，学級担任を経て校長に提出し，校長に許可を得なければならない。

（2）　校長は許可した学生にボランティア活動日誌（様式第９号）を交付するものとする。

１７　単位認定

（1）　ボランティアに従事した学生が単位認定を希望する場合は，次の書類を学級担任を経て学生課に提出するものとする。

ア　ボランティア活動証明書（様式第８号）
イ　ボランティア活動日誌（様式第９号）
ウ　ボランティア活動報告書（様式第１０号）
（2）　修得単位の認定は１単位とし、従事時間は３０時間以上とする。

(eーラーニング高等教育連携)

１８　申請資格

協定に参加している大学・高等専門学校（以下「協定参加大学等」という。）が開設している科目とする。

１９　申請方法並びに受入時期及び履修期間

授業を開設している協定参加大学等が定めるところによる。

２０　試験の実施方法

試験の取扱い及び追試験等の実施については，協定参加大学等に定めるところによる。

２１　単位申請

様式第２号「広島商船高等専門学校の教育施設等における学修許可願」を作成し，協定参加大学等の受講決定通知書の写しと併せて，受講開始日の５日前までに学生課へ提出するものとする。

２２　単位認定

様式第４号「広島商船高等専門学校の教育施設等における学修単位認定願」を作成し，協定参加大学等の単位認定書の写しと併せて，２月末日までに学生課へ提出するものとする。

２３　規則等の遵守

科目を受講する場合，協定参加大学等の規則等を遵守しなければならない。

附　則

この要項は，平成１１年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，令和　３年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，令和　４年４月１日から施行する。

附　則

この要項は，令和　７年４月１日から施行する。

様式第５号

令和　　年　　月　　日

実　習　証　明　書

下記のとおり当事業所において、実習したことを証明します。

事 業 所 名

㊞

責任者職氏名

学　校　名	広島商船高等専門学校　　学科　第　　学年			
学 生 氏 名				
実習部課名				
実 習 期 間				
実習テーマ				
出 欠 状 況	出　　勤	欠　　勤	遅　　刻	早　　退
	日	回	回	回
摘　　要	お気づきのこと、又は連絡事項等がある場合はご記入ください。			

様式第６号

実　習　報　告　書

令和　　年　　月　　日

実習学生	所属	学科	氏名	
実習期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日			
配　属　先 組　織　名				

実習内容（題目・内容・所感）

様式第７号

ボランティア活動許可願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　学年

学生氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおりボランティア活動に従事したいので御許可くださるようお願いします。

記

活動の場		住所	
団体責任者		住所	
期間等	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日 主として　　時　　分　から　　時　　分		
活動時の宿泊先	TEL		
緊急時の連絡先	TEL		
ボランティア活動参加の動機			

※宿泊を伴う場合は保護者又は学内引率責任者の同意

上記のボランティア活動の参加に同意します。

令和　　年　　月　　日　　保護者（学内引率者）氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式第８号

ボランティア活動証明書

令和　　年　　月　　日

学校名　広島商船高等専門学校
学科　第　学年

学生氏名

上記の者は、下記のとおりボランティア活動を行ったことを証明する。

令和　　年　　月　　日

機関名

責任者　　印

活動日時・内容

期　　日	時　　間	主な活動内容
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
月　　日（　）	時　　分～　　時　　分	
合計時間		
関係者所見		

様式第９号

ボランティア活動日誌

期　　日	月　　日（　）　　時　　分～　　時　　分
活動の場	

活動の概要

様式第１０号

学級担任

ボランティア活動報告書

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　第　学年

学生氏名

（活動に関しての所感）

広島商船高等専門学校専攻科における
授業科目の履修等に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）学則第４１条第２項及び第４８条の規定に基づき、本校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに教育課程修了の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（単位の計算方法）

第２条　専攻科で開設する授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一　講義については、１５時間の授業をもって１単位とする。

二　演習については、３０時間の授業をもって１単位とする。

三　実験及び実習については、４５時間の授業をもって１単位とする。

（履修方法）

第３条　専攻科の学生は、各学期の指定する期日までに受講科目履修届（第１号様式）を専攻科長に提出しなければならない。

２　専攻科の学生は、１年次の所定の期日までに専攻科特別研究テーマ概要申請書（第２号様式）を専攻科長に提出しなければならない。

（指導教員）

第４条　専攻科の学生は、各専攻の指導教員から、授業科目の履修及び特別研究の指導を受けるものとする。

（試験）

第５条　専攻科の試験は、定期試験、追試験及び再試験等とする。

第６条　定期試験は、各学期末に実施する。

２　定期試験は、出席すべき日数の１５分の１１以上出席しなければ受験することができない。

３　定期試験の方法及び日時は、授業科目担当教員が定める。

（追試験）

第７条　次の各号の一により定期試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

一　傷病（医師の診断書を要する。）

二　忌引（２親等以内）

三　その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

２　前項に該当する学生は、前項各号の事由が止んだのち、速やかに追試験受験願（第３号様式）を提出しなければならない。

３　前項の願には、同様式所定の証明書を添付しなければならない。

４　専攻科長は、受験できなかった事由が、第１項第３号のやむを得ない事由に

該当するか否かを専攻科委員会に諮り決定する。

（追試験の実施）

第８条　科目担当は、追試験の日取りを決定し、学生に通知しなければならない。

２　科目担当は、前条第１項各号の事由が止んだのち、所定の期日までに追試験を行わなければならない。

（再試験等）

第９条　第５条の試験のうち、定期試験において成績不良であった科目については再試験、またはその内容に代わるレポートや活動（活動を行う場合は報告書を作成すること）を再試験等として実施することができる。なお、口述による試験は実施しない。

２　再試験等は、不正行為を行った学生には該当する定期試験においては実施しない。

（成績評価）

第１０条　成績評価は、第６条に規定する試験の成績及び平素の学習状況を総合して行うものとする。

２　成績は、優、良、可及び不可の４種の評価をもって判定し、優、良及び可を合格とする。

３　前項に規定する判定は、１００点法による評価点を基に行うものとし、その判定基準は、次表に掲げるとおりとする。

評　価	１００点法による評価点
優	１００～８０
良	７９～７０
可	６９～６０
不可	５９～　０

４　第６条第２項に定める出席すべき日数を満たさない場合は、未履修として取り扱うものとする。

５　追試験の成績評価は該当する試験と同等のものとし、 評価点の減点はしない。

６　第６条の試験において、成績が不可相当の学生に対して、該当する試験の再試験等を実施する。

７　再試験等の成績評価は該当する試験と同等とする。ただし評価は「可(60 点)」を上限とする。

（異議申立て）

第１０条の２　成績評価及び出欠について、異議申立ての理由を記載した「成績評価・出席等についての異議申立書」を学生課に提出することにより、異議を申立てることができる。

２　異議申立ての期間は、原則当該学期内とする。

３　第１項の申立てがあった場合は、専攻科委員会で協議の上、学生への回答を行うものとする。

（単位認定）
第１１条　前条の規定に基づき、合格した者には所定の単位を認定する。
（再履修）
第１２条　単位を認定されなかった授業科目は、次年度において再履修することができる。
（上位学年又は他専攻で修得した単位の履修）
第１３条　教育上必要であると専攻科長が認めた場合は、上位学年又は他の専攻の専門選択科目を履修し、単位を修得することができる。
２　前項の規定に基づき他の専攻の専門選択科目を修得した単位は、８単位を限度として、当該専攻における単位として認定することができる。
（社会人特別選抜により入学した学生の履修）
第１４条　社会人特別選抜により入学した学生は、勤務の都合等により授業時間割にかかわらず、科目担当教員に事前相談の上、履修を行うことができる。
（他大学等で修得した単位の認定）
第１５条　教育上支障がない場合は、大学及び他の教育施設で開設されている授業科目を履修し、単位を修得することができる。その場合、大学等における学修許可願（第４号様式）をあらかじめ提出し、校長の許可を受けなければならない。
２　前項の規定に基づき修得した単位は、大学等における学修単位認定申請書（第５号様式）を提出の上、専攻科委員会の議を経て、１６単位を限度に当該専攻における単位として認定することができる。
（教育課程修了に必要な単位数）
第１６条　学則第４６条で定める単位数の修得に当たっては、特例適用で学位が授与される場合に限り、大学改革支援・学位授与機構の定める単位数を修得しなければならない。
（教育課程修了の認定）
第１７条　教育課程修了の認定は、所定の試験に合格し、本校学則及び本規則に定める単位を修得した者について、専攻科委員会及び教員会議において審議の上、校長が行う。
（雑則）
第１８条　この規則に定めるもののほか、専攻科における授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則
この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
附　則
１　この規則は、令和４年４月１日から施行する。

２　令和４年３月３１日以前の入学者は、この規則による改正後の広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則第６条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規則は、令和６年１１月１１日から施行する。

（第１号様式）

令和　　年度　　期受講科目履修届

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

専攻　　年次

学籍番号

氏名

区分	必・選	授業科目		担当教員	備考
一般科目					
専門基礎科目					
専門科目					

注　1.　履修する科目を全て記入する。

2.　備考欄に、「再受講科目」は「再受講」と、「大学又は他高等専門学校専攻科の科目」であれば大学又は他高専名を記入する。

（第２号様式）

専攻科特別研究テーマ概要申請書

専　攻　名：
氏　　名：
主指導教員：
副指導教員：

1. 研究題目

2. 背景

3. 課題

4. 目的

5. 方法

6. 期待される結果（明らかにすること）

7. 今後の研究計画

（第３号様式）

追試験受験願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

専攻名
学籍番号
氏　名

私は、下記の理由により定期試験を受験できなかったので追試験を許可くださるようお願いします。

1.　理由

2.　試験科目

試　験　科　目	科目担当教員及び確認印
	印
	印
	印
	印
	印

注：　病気の場合は、診断書を添付してください。

（第４号様式）

大学等における学修許可願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

専攻名
学籍番号
氏　名

下記のとおり、大学等において学修したいので、許可くださるようお願いします。

1.　大学等の名称
2.　学 修 期 間
3.　学修日・時間
4.　学修科目(単位数)
5.　学 修 目 的

（第５号様式）

大学等における学修単位認定申請書

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

専攻名
学籍番号
氏　名

下記のとおり、大学等において学修したので、本校における修得単位として認定くださるよう関係書類を添えて申請いたします。

1.　大学等の名称

2.　認定を申請する
　　科目名(単位数)

3.　添 付 書 類
　　単位修得証明書

(7) 広島商船高等専門学校専攻科「特別研究」に関する実施要項

（趣旨）

第１条　この実施要項は、広島商船高等専門学校専攻科における授業科目の履修等に関する規則（平成１７年４月１日制定。以下「規則」という。）第 17 条の規定に基づき、広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）専攻科生が独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「学位授与機構」という。)特例による学位授与審査に全員合格を目標とするための対応として、専攻科「特別研究」（以下「特別研究」という。）の担当教員等について、必要な事項を定めるものとする。

（主指導教員）

第２条　特別研究を担当できる主指導教員は、学位授与機構学修総まとめ科目の審査に合格している者とする。ただし、社会の動向等により条件を変更することがある。

2　主指導教員が担当できる学生の人数は、各年原則２名までとする。ただし、これを超える場合は専攻科委員会に諮ることとする。

3　主指導教員は、担当学生１名につき副指導教員を１名指名することができる。

（副指導教員）

第３条　副指導教員が担当できる学生の人数は、各年原則２名までとする。

2　副指導教員の業務は、次の各号に掲げるものとする。

一　主指導教員と共同で特別研究の指導

二　学習学修成果のチェック

三　発表会等の出席

四　その他担当学生に関する必要な事項

（研究テーマの承認）

第４条　規則第３条第２項の規定により提出された特別研究テーマ概要申請書は、専攻科委員会で審議の上、校長の承認を得るものとする。

（中間発表会の開催）

第５条　産業システム工学専攻は１年次の２月に開催される特別研究発表会、海事システム工学専攻は１年次の８月に開催される特別研究発表会に合わせて、それぞれ研究テーマに関する中間発表を行うものとする。

附　則

この要項は、平成２７年９月１７日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

附　則

この要項は、平成２８年４月１日から施行する。

専攻科特別研究テーマ概要申請書

所属：〇〇〇〇〇〇専攻 1 年
氏名：〇〇〇〇〇〇
主指導教員：〇〇〇〇〇〇
副指導教員：〇〇〇〇〇〇

1. 研究題目
〇〇に関する□□の研究

2. 背景
現在、〇〇が広く取り扱われており…。

3. 課題
このような背景のもとで、〇〇が課題となっている。

4. 目的
本研究では〇〇を解決する（明らかにする）ために〇〇をおこなう。

5. 方法
本研究では〇〇という手法によって…。

6. 期待される結果（明らかにすること）
本研究を実施することで〇〇という結果が得られることが期待される。また〇〇ということを明らかにできる。

7. 今後の研究計画

各項目は適当な例文であるため適宜消して修正すること。
提出時はこの 2 文は削除すること。

準学士課程における外部試験による単位換算と
授業科目への振替について

<table>
<tr><th rowspan="2">単位を認定できる学修</th><th rowspan="2">級／得点</th><th colspan="4">振替を行う授業科目と単位数</th></tr>
<tr><th>3年次までの取得[*1]</th><th>単位数</th><th>4年次までの取得[*2]</th><th>単位数</th></tr>
<tr><td rowspan="4">実用英語技能検定
✓ 英検®
✓ 英検 S-CBT
✓ 英検 S-Interview</td><td>1級</td><td rowspan="8">4年：発展英語Ⅰ</td><td>2単位</td><td rowspan="3">5年:発展英語Ⅱ</td><td>2単位</td></tr>
<tr><td>準1級</td><td>2単位</td><td>2単位</td></tr>
<tr><td>2級</td><td>2単位</td><td>2単位</td></tr>
<tr><td>準2級</td><td>2単位</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td>TOEIC® Listening & Reading Test</td><td>700～990点</td><td>2単位</td><td>5年：発展英語Ⅱ</td><td>2単位</td></tr>
<tr><td></td><td>470～699点</td><td>2単位</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">技術英語能力検定
（技術英検）</td><td>プロフェッショナル</td><td>2単位</td><td rowspan="2">5年：発展英語Ⅱ</td><td>2単位</td></tr>
<tr><td>準プロフェッショナル</td><td>2単位</td><td>2単位</td></tr>
<tr><td>1級</td><td>2単位</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

[*1] 4年次途中で取得した場合も、単位の振替は認める。

[*2] 5年次途中で取得した場合も、単位の振替は認める。

・成績は「優」とする。

<table>
<tr><th rowspan="2">単位を認定できる学修</th><th rowspan="2">級</th><th colspan="6">振替を行う授業科目と単位数</th></tr>
<tr><th>3年次までの取得[*1]</th><th>単位数</th><th>4年次までの取得[*2]</th><th>単位数</th><th>5年次までの取得[*3]</th><th>単位数</th></tr>
<tr><td rowspan="3">日本語能力試験
（ＪＬＰＴ）</td><td>N2
以上</td><td rowspan="3">日本語Ⅰ</td><td rowspan="3">2
単位</td><td rowspan="2">日本語Ⅱ</td><td rowspan="2">1
単位</td><td>日本語Ⅲ</td><td>1
単位</td></tr>
<tr><td>N3</td><td rowspan="2">－</td></tr>
<tr><td>N4</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

[*1] 3年次途中で取得した場合も、単位の振替は認める。

[*2] 4年次途中で取得した場合も、単位の振替は認める。

[*3] 5年次途中で取得した場合も、単位の振替は認める。

・成績は「優」とする。

4．学生生活

(1) 広島商船高等専門学校学生相談室規則（抄）

（設置）

第１条　広島商船高等専門学校に学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

（目的）

第２条　相談室は、学生生活の中で生じるさまざまな問題について相談活動を行い、学生自身が問題解決できるように適切な助言・援助を行うことを目的とする。

（業務）

第３条　相談室では、次に掲げる業務を行う。

一　学生の就学、その他個人的な相談に関すること。

二　学生の精神衛生上必要な相談及び援助に関すること。

三　障害を持った学生の支援ニーズに応じた合理的配慮の調整に関すること。

四　相談活動に必要な各種の検査及び調査・研究に関すること。

五　学生への理解を深め、援助する力を高めるための研修に関すること。

六　その他学生相談に必要な業務の実施に関すること。

第４条～第１３条　略

(2) 広島商船高等専門学校服装に関する規則

第１条　本校学生の制服、制帽及び制靴等については、この規則の定めるところによる。

第２条　学生は、所定の制服、制帽及び制靴等を着用するものとする。

第３条　制服及び制靴等の制式については、別表のとおりとする。

第４条　学生は、校内（校内練習船を含む。）における実習及び作業の場合は、作業服及び作業帽を着用し、並びに安全靴又は運動靴を用いるものとする。

第５条　第２条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、制服にかえて当該各号に定める服装とすることができる。

一　夏季休暇中の上衣は、白開襟半袖又は白ワイシャツ

二　学校が指定したとき及びクラブ活動の遠征等のときは、スポーツ用ジャージ

三　校長が必要と認めるときは、別途指示する。

第６条　夏服の着用期間は、６月１日から９月３０日までとする。ただし、天候等により変更することがある。

附　則

この規則は、昭和５５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１５年６月２０日から施行し、平成１５年６月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１６年３月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年１月１２日から施行する。

別 表

種　　類		地　　質	型　　式	摘　　要
制服	（男子用） 冬制服上衣	綾織り 濃紺	４つ釦、ダブルジャケット胸ポケットは箱、腰雨蓋付きポケットでサイドベンツ仕様とする。 袖口は２つ釦で、グローイング仕様とする。 釦はオリジナル釦とする。	オリジナル釦は円形真鍮プレート中央に校章を型押し硫化メッキを施工後、凸部を磨いた物をダイキャスト製釦本体にニッケルメッキを施行した中に挿入し、透明エポキシ樹脂で上部をカバーしたものとする。
	ズボン	綾織り 濃紺	２タックスラックス ポケットは縦型ポケットとし、裾はシングル仕上げとする。 ベルトループは７本付ける。	
	ベスト	ウール・アクリルの 混合１２ゲージ	Ｖベスト 縄編み仕様で、衿・袖ライン入りとする。 ラインカラーは紺×サックス×紺とする。	
	ネクタイ	ポリエステル	レジメンタルタイ	
	（男子用） 夏制服上衣	校倉造織り	オープンカラーシャツ半袖左胸ポケット付き、ポケットの上部にオリジナルの刺繍マーク入り、裾はストレートにカットし、サイドにスリットを入れる。 前部には５個の白ボタンを１列に付ける。	
	ズボン	平織りの「トロピカル」 濃紺	２タックスラックス ポケットは縦型ポケットとし、裾はシングル仕上げとする。 ベルトループは７本付ける。	
	（女子用） 冬制服上衣	綾織り 濃紺	４つ釦、ダブルジャケット胸ポケットは箱、腰雨蓋付きポケットでプリンセスライン入りとする。 袖口は２つ釦で、グローイング仕様とする。 釦はオリジナル釦とする。	オリジナル釦は円形アルミプレートにベースの赤色と金色の校章を印刷し、ダイキャスト製釦本体にゴールドメッキを施工した中に挿入し、透明エポキシ樹脂で上部をカバーしたものとする。
	スカート	綾織り 濃紺	１２本パネルスカート １２本のパネルスカートとし、ウエストはアジャスト可能な３段カンを付ける。 左脇ファスナーとする。	
	ズボン	綾織り 濃紺	ノータックスラックス ポケットは縦型ポケットとし、裾はシングル仕上げとする。 ベルトループは７本付ける。	
	ベスト	ウール・アクリルの混合 １２ゲージ	Ｖベスト 縄編み仕様で、衿・袖ライン入りとする。 ラインカラーは紺×サックス×紺とする。	
	ネクタイ	ポリエステル	レジメンタルタイ	
	（女子用） 夏制服上衣	校倉造織り	オーバーブラウス半袖 衿はイタリアンカラー、左胸ポケット付き、ポケットの上部にオリジナルの刺繍マーク入り、裾はスペンサカットのオーバーブラウスとする。 前部には５個の白ボタンを１列に付ける。	
	スカート	平織りの「トロピカル」 濃紺	１２本パネルスカート １２本のパネルスカートとし、ウエストはアジャスト可能な３段カンを付ける。 左脇ファスナーとする。	
	ズボン	平織りの「トロピカル」 濃紺	ノータックスラックス ポケットは縦型ポケットとし、裾はシングル仕上げとする。 ベルトループは７本付ける。	
制　　靴		黒革靴及びズック	短靴、運動靴、安全靴	

（備考）他の服装については、別に定める。

(3) 広島商船高等専門学校学生の自動車等使用規則

（目的）

第１条　この規則は、広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）における学生の自動車等の所持及び使用並びに自動車等による通学（休業日に登校する場合を含む。以下同じ。）について定め、もって本校学生の交通安全の確保を図り、あわせて構内環境の保持を目的とする。

（定義）

第２条　この規則で「自動車等」とは、道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第２条に規定する自動車及び原動機付自転車（以下「原付自転車」という。）をいう。

２　この規則で、「島内」とは、本校の所在する大崎上島をいい、「島外」とは、島内以外の地域をいう。

３　この規則で、「保護者等」とは、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項（令和３年２月１８日理事長裁定）に規定する、在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、本校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者をいう。

（運転免許の取得）

第３条　運転免許は、道路交通法に定める年齢に達したときに取得することができる。

（島内における自動車等所持、使用の禁止）

第４条　学生は、島内において自動車等を所持、使用してはならない。ただし、第５条に規定する学生は、この限りでない。

（所持、使用禁止の適用除外）

第５条　前条ただし書きで規定する学生は、次の各号に掲げる学生とする。

一　島内の自宅に居住する学生（閉寮により島内の保護者宅に帰省中の寮生を含む。）

二　島内に下宿する学生で、島内において自動車等の所持、使用を校長が許可した学生

三　通学のために自動車等の使用を校長が許可した学生

（禁止行為）

第６条　学生は、本人又は保護者名義以外の自動車等を使用してはならない。

２　学生は、自動車等を本校の他の学生に貸してはならない。

３　学生は、自動車等による通学を許可された場合を除き、校舎地区、学寮地区及びこれらの周辺地域に自動車等を乗り入れてはならない。

（島外における通学用自動車等の制限）

第７条　島外に居住する学生が、島外において通学のために使用することのできる自動車等は、第４学年、第５学年及び専攻科生を除き、原付自転車とする。

（島内における自動車等通学許可要件）

第８条　学生が島内において通学のために自動車等を使用する場合の許可要件は、次の各号に掲げるところによる。ただし、専攻科生については第２項に定めるところによる。

一　原付自転車であること。
二　第４学年又は第５学年の学生及び第２学年以上で明石地区及び沖浦地区（大崎下島からの通学を含む）の学生であること。
三　通学距離が５キロメートル以上であること、又は大崎隧道を経由すること。
四　使用する原付自転車は、当該学生に有効な対人賠償額５千万円以上の任意の自動車保険に加入していること。
２　専攻科生の許可要件は、次の各号に掲げるところによる。
一　普通自動車（軽自動車含む）、普通自動二輪車又は原付自転車であること。
二　使用する自動車等は、当該学生に有効な対人賠償額５千万円以上の任意の自動車保険に加入していること。

（島内における自動車等所持、使用許可要件）

第９条　島内の下宿生が、島内において自動車等を所持、使用する場合の許可要件は、次の各号に掲げるところによる。ただし、専攻科生については第２項に定めるところによる。
一　原付自転車であること。
二　保護者等、学級担任及び下宿先の責任者の三者が合意したとき。
三　所持、使用する原付自転車は、当該学生に有効な対人賠償額５千万円以上の任意の自動車保険に加入していること。
２　島内の専攻科下宿生の許可要件は、次の各号に掲げるところによる。
一　普通自動車（軽自動車含む）、普通自動二輪車又は原付自転車であること。
二　保護者等、専攻科長及び下宿先の責任者の三者が合意したとき。
三　所持、使用する自動車等は、当該学生に有効な対人賠償額５千万円以上の任意の自動車保険に加入していること。

（許可願等）

第１０条　学生は、島内において自動車等により通学をしようとするときは、自動車等通学・所持使用許可願（第１号様式）を校長に提出し、許可を受けなければならない。
２　島内の下宿生は、島内において自動車等の所持、使用をしようとするときは、自動車等通学・所持使用許可願（第１号様式）を校長に提出し、許可を受けなければならない。
３　学生は、許可された自動車等を変更したときは、自動車等変更届（第２号様式）を校長に提出しなければならない。
４　学生は、許可された自動車等の自動車保険の契約期間が満了したときは、新たな自動車保険証書の写を校長に提出しなければならない。

（許可）

第１１条　校長は、前条の規定により許可願の提出があったときは、これを審査し、許可要件を満たしている場合に許可するものとする。

（許可証等の交付）

第１２条　校長は、前条の規定により許可した学生に、通学の場合は通学許可証及び許可ステッカーを、所持、使用の場合は所持、使用許可証及び許可ステッカーを交付するものとする。

（許可証の携帯等）

第１３条　前条の規定により、許可証及び許可ステッカーの交付を受けた学生は、自動車等の指定された箇所に許可ステッカーを貼付するとともに、自動車等を運転するときは、許可証を携帯しなければならない。

（許可の停止及び取消し）

第１４条　校長は、第１１条により許可された学生が、次の各号の一に該当することとなった場合は、許可の一時停止又は取消しをするものとする。

一　第１０条に規定する許可願又は変更届に虚偽の記載があった場合

二　第８条又は第９条に規定する許可要件を欠いた場合

三　反社会性の著しい交通事故、交通違反をした場合

四　前各号のほか、許可にかかる規定に違反した場合

（交通法規の遵守）

第１５条　運転免許を取得した学生は、本校が実施する交通安全講習及び他の団体等が開催する講習に参加し、交通法規・注意事項を遵守の上、常に交通安全に心がけなければならない。

（交通事故の処置及び報告）

第１６条　学生は、交通事故を起こしたときは、交通関係法令に基づき適切な処置をするとともに、直ちに本校に通報し、速やかに交通事故届（第３号様式）を校長に提出しなければならない。

（違反者に対する指導）

第１７条　校長は、学生がこの規則に違反した場合は、別に定める指導基準により指導する。

（その他）

第１８条　この規則によりがたい特別の事情がある場合は、その都度校長が定める。

附　則

１　この規則は、平成３年７月１日から施行する。

２　広島商船高等専門学校学生の車両運転免許取得及び使用等に関する規則（昭和６１年３月１４日制定）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成１０年４月３日から施行する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年１月３１日から施行し、平成２９年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

第１号様式

令和　　年　　月　　日

自動車等 通学／所持使用 許可願

広島商船高等専門学校長　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学科・専攻　　第＿＿＿学年

本人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

現住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

現住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の自動車等を（ 通学・所持使用 ）したいので、ご許可下さるよう、お願いいたします。

なお、万一事故が発生した場合及び管理上のすべての責任を負うことを、保護者等連署の上誓います。

記

使用する自動車等	原付　・　バイク（　　cc）　・　自動車		
製造会社		車　種	
登録番号（ナンバー）		車体番号	
任意保険	対人賠償額	無制限　・　５，０００万円以上	
添付書類	１．車検証または標識交付証明書の写し ※原動機付自転車の場合は標識交付証明書を提出 ２．保険証書（自賠責・任意）の写し ※譲渡の場合は自賠責保険の氏名変更及び期間を確認 ３．運転免許証の写し ※免許証の現住所が変更されているか確認 ４．使用区間の地図 ５．下宿先責任者の同意書（自宅の者は除く） ※３・４については別紙に記入		

※以下学生課記入

許可番号		許可年月日	令和　　年　　月　　日
許可の条件等			

第１号様式

令和　　年　　月　　日

自動車等 通学／所持使用 許可願

広島商船高等専門学校長　殿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　学科・専攻　　第＿＿＿学年

本人氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

現住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

現住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の自動車等を（ 通学・所持使用 ）したいので、ご許可下さるよう、お願いいたします。

なお、万一事故が発生した場合及び管理上のすべての責任を負うことを、保護者等連署の上誓います。

記

使用する自動車等	原付　・　バイク（　　cc）　・　自動車		
製造会社		車　種	
登録番号（ナンバー）		車体番号	
任意保険	対人賠償額	無制限　・　５，０００万円以上	
添付書類	１．車検証または標識交付証明書の写し ※原動機付自転車の場合は標識交付証明書を提出 ２．保険証書（自賠責・任意）の写し ※譲渡の場合は自賠責保険の氏名変更及び期間を確認 ３．運転免許証の写し ※免許証の現住所が変更されているか確認 ４．使用区間の地図 ５．下宿先責任者の同意書（自宅の者は除く） ※３・４については別紙に記入		

※以下学生課記入

許可番号		許可年月日	令和　　年　　月　　日
許可の条件等			

第２号様式

令和　　年　　月　　日

自　動　車　等　変　更　届

広島商船高等専門学校長　殿

学科・専攻　第　　学年

本 人 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

現　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

現　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付け、広専（通・所）第　　号で許可を受けました自動車等を、下記のとおり変更しましたのでお届けいたします。

記

	変　更　後	変　更　前
1. 製 造 会 社		
2. 車　　種		
3. 車 体 番 号		
4. 登 録 番 号		

注意　下宿生については、下宿先責任者の同意書を添付すること

※以下、学生課記入

許可番号		許可年月日	令和　　年　　月　　日
許可の条件等			

第３号様式

令和　　年　　月　　日

交　通　事　故　届

広島商船高等専門学校長　殿

学科・専攻　第　　学年

本　人　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

現　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．事故発生年月日　　令和　　年　　月　　日　　時頃

２．事故の場所

３．事故の相手方

４．事故の概要

第２号様式

令和　　年　　月　　日

自　動　車　等　変　更　届

広島商船高等専門学校長　殿

学科・専攻　第　　学年

本 人 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

現　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

現　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日付け、広専（通・所）第　　号で許可を受けました自動車等を、下記のとおり変更しましたのでお届けいたします。

記

	変　更　後	変　更　前
1. 製 造 会 社		
2. 車　　種		
3. 車 体 番 号		
4. 登 録 番 号		

注意　下宿生については、下宿先責任者の同意書を添付すること

※以下、学生課記入

許可番号		許可年月日	令和　　年　　月　　日
許可の条件等			

第３号様式

令和　　年　　月　　日

交　通　事　故　届

広島商船高等専門学校長　殿

学科・専攻　第　　学年

本　人　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（自署）

現　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．事故発生年月日　　令和　　年　　月　　日　　時頃

２．事故の場所

３．事故の相手方

４．事故の概要

(4) 広島商船高等専門学校通学生の自転車通学に関する取扱要項

（趣旨）

1　この要項は、本校学生が通学のために自転車を使用する場合の、必要事項を定めるものとする。

（届け出）

2　自転車により通学しようとする者は、別紙様式1による自転車通学届を学生課に提出しなければならない。

なお、自転車を更新又は退寮した場合も同様とする。

（ステッカー）

3　前項により届け出をした者には、所定のステッカーを交付する。

なお、ステッカーは車体の後部の見えやすい所に貼付しなければならない。

（無届けの取扱）

4　無届け（ステッカーの貼付け無し）の自転車は、校内に乗り入れできない。

（遵守事項）

5　自転車を使用する場合は、次の事項を遵守すること。

(1) 自転車の安全な使用を心がけ、乗車中の事故防止及び歩行者の保護に努めなければならない。

(2) 自転車のブレーキは常に整備し、車体には反射器材を備えつけなければならない。

(3) 自転車を所定の場所以外には放置してはならない。

(4) 自転車には防犯登録を受けなければならない。

(5) 自転車損害賠償責任保険等に加入していなければならない。

(6) 自転車を駐輪する場合、盗難防止（施錠等）に努めなければならない。

(7) 自転車乗車時は乗車用ヘルメット着用に努めなければならない。

（廃車等）

6　廃車又は通学方法を変更した場合には、別紙様式2による自転車通学取止届を学生課に届けなければならない。

（台帳）

7　別紙様式3による自転車通学登録台帳を備えて整理するものとする。

（事務）

8　自転車通学に関する事務は、学生課学生係において処理する。

（告知または指導）

9　遵守事項について遵守できない場合、学生主事がその行為を告知、または指導することがある。

附　記

この要項は、昭和６０年6月１７日から実施する。

附　記

この要項は、平成１１年２月１５日から実施する。

附　記

この要項は、平成２９年４月１日から実施する。

附　記

この要項は、平成３０年４月１日から実施する。

附　記

この要項は、令和元年６月１日から実施する。

附　記

この要項は、令和４年４月１日から実施する。

附　記

この要項は、令和５年４月１日から実施する。

様式１

自　転　車　通　学　届

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

学科　第　　学年

学籍番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

下記により自転車通学をしたいので，届出します。

記

現　　住　　所	
メ　ー　カ　ー　車　種	
自転車の特徴（色等）	
防　犯　登　録　番　号	
車　　体　　番　　号	
自転車損害賠償責任保険等※	

※保険証書等，自転車通学者が保証範囲であることが分かる書類の写しを添付してください。

※　以下学生課記入

受　付　年　月　日	令和　　年　　月　　日
登　　録　　番　　号	

様式２

自 転 車 通 学 取 止 届

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

学科　第　　学年

氏　名

自転車通学を取り止めましたので届出します。

(5) 広島商船高等専門学校自転車リユース取扱要項

制　　定　令和７年２月２１日

（目的）
第１条　この要項は、広島商船高等専門学校通学生の自転車通学に関する取扱要項第２条の届け出を行い許可を受けた自転車で、卒業等により不要となった自転車のリユースを推進することにより、学生生活の支援を図ることを目的とする。

（事業）
第２条　この事業は、学生会が主体となり取り組むものとし、各種手続きに関し、学校が支援する。

(申請)
第３条　卒業等により自転車が不要となった者は、自転車廃棄処分等委任状及び譲渡証明書（様式第１号）により、自転車の処分について学生係に申請する。

（防犯登録抹消）
第４条　第３条の申請で処理区分が「処分」となっている自転車の防犯登録抹消手続きは、学生係が行う。

（選別）
第５条　リユースを行う自転車の選別は、学生主事室が行う。

（整備）
第６条　自転車のリユースに向けた整備は、技術部が行う。なお、整備費用は売上金より支出することとする。

（販売）
第７条　自転車の販売は、学生会が行う。なお、販売可能な自転車の台数は購入者１人につき１台とする。

（売却価格）
第８条　自転車の売却価格は、以下のとおりとする。

自転車の種類	売却価格
シティサイクル、ミニベロ、折り畳み自転車	2,000 円
ロードバイク、クロスバイク、マウンテンバイク	5,000 円
電動アシスト自転車、e-bike	10,000 円

（売上金）
第９条　売却による売上金は学生会費の収入とする。

（受け渡し）
第１０条　購入者への自転車の受け渡し、譲渡証明書（様式第２号）の交付及び受領確認書（様式第３号）の処理は、学生係が行う。

附　則
この要項は、令和７年２月２１日から施行する。

（様式第１号）

自転車廃棄処分等委任状

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

入学年度：　　年度
学 科 名：　M　・　C　・　D
学籍番号：
氏　　名：

広島商船高等専門学校を卒業（修了）後，所有の下記自転車を以下のようにします。
また，貴殿を代理人と定め，下記自転車の防犯登録抹消手続きに係る権限を委任します。

学校登録番号 （学校シールの番号）				
防犯登録番号				
車体番号				
車両のメーカー・色				
処理区分 ※○をつけてください。		処分 ※処分を希望する場合は，下記「譲渡証明書」にも記入してください。		
		持ち帰り ※卒業式後シールをはがしてください		専攻科へ進学（登録延長）
駐輪場所 （処分する際は右記の駐輪場へ輪します。） ※○をつけてください。		白水港（屋根付き）		大西港
		白水港（待機所裏）		学生寮
		垂水港		
		その他（　　）		

譲 渡 証 明 書

譲渡人

ふりがな	電話番号
氏名	－　　－
ふりがな	
住所	

私は，次の者に対し，上記自転車を譲渡したことを証明します。
また，この自転車が私の所有物であることを約束します。

譲受人（新しい所有者）

ふりがな　ひろしましょうせんこうとうせんもんがっこう	電話番号
氏名　広島商船高等専門学校	0846－67－3023
ふりがな　ひろしまけんとよたぐんおおさきかみじまちょうひがしの	
住所　広島県豊田郡大崎上島町東野4272-1	

※学生間で自転車を譲渡する場合は，自転車譲渡証明書を記載の上，譲渡する人へ渡してください。
用紙は学生係にあります。

（様式第２号）

譲　渡　証　明　書

令和　　年　　月　　日

譲渡人

ふりがな　ひろしましょうせんこうとうせんもんがっこう	電話番号
氏名　　広島商船高等専門学校	0846　－　67　－　3023
ふりがな　ひろしまけんとよたぐんおおさきかみじまちょうひがしの	
住所　　広島県豊田郡大崎上島町東野4272-1	

私は，次の者に対し，下記自転車を譲渡したことを証明します。
また，この自転車が私の所有物であることを約束します。

譲受人（新しい所有者）

ふりがな	電話番号
氏名	－　　－
ふりがな	
住所	

【当該自転車に関する記載】

メーカー　名

車 体　番 号

車　　種　　インチ　　カラー

防犯登録番号

（様式第３号）

受　領　確　認　書

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

私（譲受人）は、広島商船高等専門学校（以下「学校」という）から、自転車及び譲渡証明書を受領しました。
また、自転車及び譲渡証明書の受領にあたり、下記の事項について確認しました。

記

１．自転車及び譲渡証明書の受領後に発生するいかなる問題についても、学校に対して一切の責任を追及しません。

２．受領した自転車は通学のために使用します。

３．受領した自転車については防犯登録を行った後、別紙様式１「自転車通学届」を学校に提出します。

４．受領した自転車以外に、別紙様式１「自転車通学届」を提出済の自転車を所持している場合は、その自転車について別紙様式２「自転車通学取止届」を学校に提出します。

５．受領した自転車について、以下①～④の項目に問題等がないことを確認しました。

項　　目	点検	チェック
①　ブレーキの利き具合	済	
②　タイヤ	済	
③　ハンドル・サドル	済	
④　チェーン	済	

譲受人（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(6) 広島商船高等専門学校職業紹介業務運営規程

第１条　広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）が行う本校の学生及び本校を離籍した者（以下「学生等」という。）に対する無料の職業紹介に関する業務（以下「職業紹介業務」という。）の運営については、法令その他に特別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　本校における職業紹介業務は、次のとおりとする。

一　求人受付

二　学生等に対する職業紹介

三　求人及び求職の調査

四　求人票（第１号様式、第１－２号様式）及び求職票（第２号様式）の保管

五　職業安定法及び船員職業安定法に基づく報告及び届出

六　その他職業紹介に必要な事項

第３条　本校における職業紹介業務は、学生課において処理する。

２　第１項に定めるもののほか、各学科長は当該学科に係る職業紹介業務、学級担任は当該学級に係る職業紹介業務を行う。

第４条　職業紹介業務の対象となる学生等の範囲は、次のとおりとする。

一　当該年度卒業見込みの者及び卒業後１年以内の卒業生

二　当該年度専攻科修了見込みの者及び修了後１年以内の修了生

三　学則第２４条に規定する退学者のうち退学後１年以内のもの

第５条　求人は、いかなる申込みもこれを受理する。ただし、その申込みの内容が次の各号に該当するときは、その申込みを受理しないことがある。

一　申込みの内容が法令に違反するとき。

二　申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常と比べて著しく不適当と認められるとき。

三　法令により明示が義務づけられている労働条件の明示をしないとき。

なお、紹介の実施について、緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめ書面の交付以外の方法により明示を求めることとする。

２　求人の申込みが前項第１号又は第２号に該当し、受理しないときは、求人者にその法令を指摘し、又はその理由を説明するものとする。

３　求人の申込みにあたっては、求人者は求人票に労働条件その他の所要事項を記載して、学生課に提出しなければならない。

第６条　学生等からの求職は、いかなる申込みも、これを受理する。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、その申込みを受理しないことがある。

２　求職の申込みを受理しない場合は、その理由を当該学生等に説明するものとする。

３　求職の申込みにあたっては、学生等は求職票に所要事項を記載して、学生課に提出しなければならない。

第７条　職業紹介にあたっては、学生等に対してその従事する業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件を明示するものとする。

第８条　求人者に学生等を紹介するときは、その雇用条件に適合する者を紹介するように努めるものとする。

２　前項の紹介にあたっては、紹介状を発行する。

３　学生等に職業紹介を行うときは、その能力に適合する職業を紹介するように努めるものとする。

第９条　学生等を求人者に紹介するときは、労働争議（同盟罷業、作業所閉鎖等）の行われている事業所については行わない。

第１０条　職業紹介業務に関して、学生等、求人者その他の者から知り得た学生等又は求人者の個人的な情報は、すべて秘密とし、他にこれを漏らしてはならない。

２　職業紹介業務に関して、学生等又は求職者に対して何らの差別をすることなく、すべて平等に取り扱うものとする。

第１１条　職業紹介事業に関する業務を担当する者（職業紹介業務担当者）を置き、本校の校長をもって充てる。

第１２条　求人者に学生等を紹介した場合は、当該求人者に対して採否顛末の報告を要請しなければならない。

第１３条　求人票及び求職票は、学生課において保管する。

附　則

この規程は、平成元年８月１日から施行する。

（省略）

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年７月２７日から施行し、平成１７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

第1号様式

求　人　票

令和　年　月　日

注　求人内容が変更したときや求人が充足したときは速やかにお知らせ下さい。

求人者	ふりがな		支社数	所	
	事業所名		支店数	所	
			工場数	所	
			営業所数	所	
	所在地	（〒　－　）　線　駅 徒歩　分			
		電話　FAX　URL			
	書類提出先	（〒　－　）　線　駅 徒歩　分			
	代表者名		人事担当	部　課　係　電話　（　）	
				氏名　FAX　（　）	
				リクルートURL　e-mail	
	事業内容		設立　年	全従業員数　計　人　男　人　女　人	
			資本金　円	年商　百万円	

求人数等	求人数	商船学科	（航海コース）	名	海事システム工学専攻	（航海系）	名	（9月卒業）	（職種）
			（機関コース）	名		（機関系）	名		
		電子制御工学科		名	産業システム工学専攻	（電気・電子系）	名	（3月卒業）	（職務内容）
		流通情報工学科		名		（社会システム系）	名		

（雇用期間の定め）　有・無（　）	（従業員数）　名	勤務先	（本社・支店・工場）	（所在地）　都道府県　市町村

勤務条件	賃金（確定・現行賃金）	職種別 / 区分				交代制　有・無	賞与（前年実績）	年　回・約　月
		賃金形態	月給（　給）	月給（　給）	月給（　給）	時　分～　時　分		
		基本給				時　分～　時　分	昇給（前年実績）	年　回・　円
								（うち定期昇給分　円）
		手当				時　分～　時　分	交通費	全額・　円まで
		手当				休憩時間　分	宿舎施設	入寮　可・否
		計（税込）				変形労働時間制　有・無	労働組合	有・無
	休日	日曜・祝日・土曜・　曜日・月　回 週休2日制　有（完全・その他（　））・無				残業　月平均　時間	加入保険等	健康・厚生・雇用・労災 財形・その他（　）

応募・選考要領	説明会	日時　場所	選考	日時	別途通知	月　日　時　分 月　日　時　分	月　日以降随時
	応募書類	履歴書・卒業見込証明書・成績証明書 健康診断書・その他（　）		場所			
	受付期間	月　日～　月　日 月　日　以降随時					
	選考方法	筆記　有（専門・常識・英語・作文・　）・無		採用年月日		年　月　日	
		面接　有・無　検査　適性・その他（　）		前年度卒業者応募		可・否	

広島商船高等専門学校OB・OG（支障のない範囲で）

氏名		就職年度	
出身学科		連絡先電話	
所属部署			

補足事項	

受付年月日	※　年　月　日	受付番号	※

・求人票の様式があれば、この様式でなくても構いません。　※学校記入欄

国立　広島商船高等専門学校
〒725-0231　広島県豊田郡大崎上島町東野4272番地1
送付先…学生課学生係　TEL 0846-67-3023
FAX 0846-67-3029

海上勤務用　　第1-2号様式

求　人　票

令和　年　月　日

ふりがな			代表者				
会社名							
所在地	〒(　－　)		電話　(　) FAX　(　)		e-mail		
人事担当	部　課　係 氏名 ﾘｸﾙｰﾄURL		電話　(　) FAX　(　) e-mail				
求人数	商船学科	(航海コース)　名	海事システム工学専攻	(航海系)　名		職務内容	
		(機関コース)　名		(機関系)　名			
	※他高専等への求人が含まれる場合はその旨特記してください。						
給与・手当等	基本給　円		昇給	年　回　約　円			
	手当　円		賞与	年　回　約　か月分			
	手当　円		雇用形態	常用　期間　期間継続			
	手当　円		休日	乗船で　日			
	円		有給休暇	年間　日			
	計(税込み)　円						
採用条件	(必要とする海技免状・身体条件・年令制限等)						
提出書類	① 推薦書　通		⑤ 卒業(見込)証明書　通				
	② 履歴書　通		⑥ 写真　葉				
	③ 学業成績証明書　通		⑦				
	④ 健康診断書　通		⑧				
受付期間	年　月　日～　月　日・　月　日以降随時		選考方法	筆記	(語学・専門・常識・作文・適性)		
採用試験日	年　月　日			面接	有・無		
採用年月日	年　月　日			身体検査	有・無		

会　社　概　要

設立	明治・大正・昭和・平成・令和　年	資本金	百万円	年商	百万円
社員数	海上　人、陸上　人	左の内高専卒	海上　人　陸上　人		
保有船舶	外航　隻 (　トン) 内航　隻 (　トン)	種別	貨物船	隻	
			タンカー	隻	
			専用船	隻	
			その他	隻	
主要航路					
加盟船主団体		団体協約締結	有(　)・無		
就業規則	有(　)・無	退職金	有(年分　円)・無		
加入保険	船員保険　・　その他(　)				
営業内容及び将来計画					
福利厚生施設					
備考					
受付年月日	※　年　月　日	受付番号	※		

※ は学校記入欄

国立 広島商船高等専門学校
〒725-0231 広島県豊田郡大崎上島町東野4272番地1
送付先…学生課学生係　TEL 0846-67-3023
FAX 0846-67-3029

第2号様式

整理番号	

求　　職　　票

（　）内及び学歴欄は〇で囲むこと　　令和　　年　　月　　日現在

学科	ふり がな	（　男　・　女　）
出席番号	氏　名	昭和・平成　　年　　月　　日生

本籍　　都道府県	現　住　所 （自宅　下宿　学寮　その他）	〒

学歴	平成・令和　　年　3月	卒業	平成・令和　　年　　月	広島商船高専 広島商船専攻科　入　学
	平成・令和　　年　　月		平成・令和　　年　　月	広島商船高専 広島商船専攻科　卒業・修了 卒業・修了見込 退学

希望状況	明確な場合	会社等の名　称	第1希望		
			第2希望		
	不明確な場合	希望産業等			
※学校記入	勤務地	第1希望		※産業別	1
					2
		第2希望		※職業別	1
					2

参考	趣　味		特　技	
	免　許		資　格	
	長　所		短　所	

出欠状況・特活等	学　　年	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年
	欠席日数					
	主な理由					
	所属クラブ					
	各種委員					

家庭状況	1．家計支持者には続柄欄に〇を付すること。 2．本人を含めて記載すること。 3．続柄は、本人からみた続柄を記載すること。
家　庭　の 所　在　地	〒　　（電話　　）

氏　　名	続柄	年令	勤　務　先　等

推　薦　状　況　　（学校記入欄）					
推　　薦　　先	求人票 番　号	推　薦 月　日	採・否	採　否 月　日	備　　考

担　　任 所　見　欄	

(7)広島商船高等専門学校における求職者に係る個人情報適正管理規程

（趣旨）

第１条　広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）が行う、無料の職業紹介業務の対象となる学生等（以下「求職者」という。）に係る個人情報の収集、保管、使用及び管理に関する事項については、法令その他特別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第２条　個人情報とは、求職者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。

２　求職者には、過去に求職者であった者を含むものとする。

（個人情報取扱者）

第３条　求職者に係る個人情報の収集、保管、使用及び適正な管理を図るため、本校に、個人情報取扱者（以下「取扱者」という。）を置き、学生主事をもって充てる。

（個人情報の収集）

第４条　個人情報の収集は、職業紹介業務を行う趣旨の範囲内とし、次に掲げる個人情報は収集しないものとする。ただし、特別な職業上の必要性が存在し、その他業務の目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでない。

一　人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

二　思想及び信条

三　労働組合への加入状況

２　個人情報は、本人から直接収集するものとする。ただし、本人の同意を得た場合は本人以外の者から収集することとし、偽りその他不正の手段による収集をしてはならない。

（個人情報の保管及び使用）

第５条　個人情報の保管又は使用は、収集目的の範囲に限るものとする。ただし、他の保管若しくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合又は法律の定めのある場合はこの限りでない。

（個人情報の適正な管理）

第６条　取扱者は、公共職業安定所及び船員職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正な管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。また、公共職業安定所及び船員職業安定所からの個人情報の適正な管理に関する講習等への出席依頼があった場合には、取扱者は、適切な者が出席できるよう配慮するものとする。

２　保管又は使用に係る個人情報に関し、次に掲げる措置を適切に講ずると共に、求職者からの求めに応じ、当該措置の内容を説明しなければならない。

一　個人情報を目的に応じ、必要な範囲において正確かつ最新のものに保つための措置

二　個人情報の紛失、破壊及び改ざんを防止するための措置
三　正当な権限を有しない者による個人情報へのアクセスを防止するための措置
四　収集目的に照らして保管する必要がなくなった個人情報を破棄又は削除するための措置

3　求職者の秘密に該当する個人情報を知り得た場合には、当該個人情報が正当な理由なく他人に知られることのないよう、厳重な管理を行うものとする。

（個人情報の開示）

第７条　取扱者は、個人情報に関して、求職者から本人の個人情報について開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人の資格等客観的事実に基づく情報の開示を、遅滞なく行うものとする。また、これに基づく訂正の請求があった場合は、遅滞なく訂正を行うものとする。

（苦情処理）

第８条　求職者の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合には、苦情処理担当者は、誠意を持って適切な処理を行うものとする。

（苦情処理担当者）

第９条　個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、学生課長をもって充てる。

（求人求職管理簿一覧表及び求人求職管理簿）

第１０条　取扱者は、求人求職管理簿一覧表（別紙第１号様式）及び求人求職管理簿（別紙第２号様式）を備え、年度完結後３年間学生課において保管するものとする。

（秘密の厳守）

第１１条　取扱者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。また、その業務に従事する者でなくなった後においても同様とする。

附　則

この規程は、平成１３年１２月２０日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年７月２７日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年３月１日から施行する。

第2号様式

求人求職管理簿

(1) 求人管理簿

求人管理簿	求人事業所 名称 所在地 代表者氏名 連絡担当者

受付年月日	求人数	就労場所	雇用期間	賃金等	処理状況

(2) 求職管理簿

求職管理簿	求職者 氏名 生年月日 住所 求職希望職種

求職年月日	紹介年月日	紹介先	就職年月日	離職年月日

(8) 奨学金制度、授業料等免除

（一）　日本学生支援機構

【貸与奨学金】

1. 奨学生の資格

本校の学生で、学業・人物ともに優秀、かつ学資の支弁が困難と認められる者

2. 奨学生の種類及び奨学金の貸与月額

(1) 第一種奨学生（無利子貸与）

入学年度 （学　年）	１～３年生	４年生以上及び専攻科生※
自　宅	10,000 円、21,000 円	20,000 円、30,000 円、45,000 円
自宅外	10,000 円、22,500 円	20,000 円、30,000 円 40,000 円、51,000 円

(2) 第二種奨学生（有利子貸与、４年生以上及び専攻科生対象）

20,000 円から 120,000 円まで選択制（１万円単位）

※給付奨学金の支援対象の場合、貸与月額が調整（減額）される。詳細については日本学生支援機構ホームページを参照。

3. 貸与期間

奨学金の貸与期間は、高等専門学校での採用時から最短在学年数であるが、学業成績の低下その他で期間の短縮又は貸与の停止を受けることがある。

4. 募集

奨学生の募集は、原則として４月・１０月に行う。

申込みを希望するときは機構所定の申込用紙の交付を受け、本人、生計維持者及び連帯保証人が必要事項を正確に詳しく記入し学生係及び日本学生支援機構へ提出する。受付期間やその他の要領については、その都度掲示等により指示する。

5. 奨学生の採用

提出された願書により審査選考し、校長が適格者を日本学生支援機構へ推薦する。採否は日本学生支援機構が決定し、学校へ通知される。採用された者には、奨学生証及び奨学生のしおりが交付されるが、同時に、採用された者は学校を通じて日本学生支援機構へ返還誓約書を提出しなければならない。

6. 学業成績等の報告

学校では奨学生適格認定報告を毎年日本学生支援機構へ提出することになっている。また、奨学生もスカラネット・パーソナルを通じて毎年奨学金継続願を提出しなければならない。その結果、成績不振者に対し、１か年停止、警告等の処置をされることがある。

7. 異動と届出

奨学生は次のような異動があった場合、早急に届け出なければならない。

イ　休学・復学・転学又は退学したとき

ロ　停学・その他の処分を受けたとき

ハ　連帯保証人を変更したとき

二　本人又は連帯保証人の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき

8.　口座振替（リレー口座）への加入

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、金融機関で手続済の口座振替加入申込書のコピーを学生係へ提出しなければならない。

イ　卒業若しくは修了し、又は奨学金貸与期間が満了したとき

ロ　退学したとき

ハ　奨学金の交付を廃止されたとき

ニ　奨学金を辞退したとき

9.　奨学金の返還・返還猶予並びに返還免除

イ　奨学金の返還

日本学生支援機構から貸与される奨学金は貸与金であって返還の義務がある。奨学生が８のいずれかに該当するときには、貸与の終了した月の翌月から起算して６か月を経過した後貸与を受けた奨学金の額に応じて毎年一定額を返還しなければならない。

ロ　奨学金の返還猶予

卒業後上級学校へ進学したとき又は災害又は傷病その他真にやむをえない事由によって返還が困難になった場合、奨学金の返還を猶予されることがある。

ハ　奨学金の返還免除

奨学生又は奨学生であったものが死亡又は心身障害となり、その奨学金の返還が不能となったときは、願い出により返還未済額の全部又は一部の返還を免除されることがある。

10.　緊急採用・応急採用

主たる家計支持者の失業、病気、死亡等又は火災、風水害等による家計急変のため緊急に奨学金貸与の必要が生じた場合、第一種緊急採用又は第二種応急採用の対象として推薦することができる。

【給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）】

1. 奨学生の資格

本制度は、令和２年度から開始された給付奨学金の支給と授業料等減免措置を連動した新たな修学支援制度であり、本校の４年生以上及び専攻科生で、学業・人物ともに優秀、かつ学資の支弁が困難と認められる者が対象となる。

2. 奨学金の給付月額

世帯の所得に基づく区分に応じ、奨学金給付と授業料等減免が行われる。

詳細については日本学生支援機構ホームページを参照。

※入学金減免の対象は、４年生以上及び専攻科生。

3. 支援期間

奨学金の支援期間は、高等専門学校での採用時から最短在学年数であるが、学業成績の低下その他で期間の短縮又は支援の停止を受けることがある。

4. 募集

奨学生の募集は、予約採用と在学採用の２つがある。予約採用は、３年生を対象に、５月頃に行う。在学採用は、４年生以上及び専攻科生を対象として、４月及び１０月に行う。申込みを希望するときは機構所定の申込用紙の交付を受け、本人と生計維持者が必要事項を正確に詳しく記入し学生係及び日本学生支援機構へ提出する。受付期間やその他の要領については、その都度掲示等により指示する。

5. 奨学生の採用

提出された願書により審査選考し、校長が適格者を日本学生支援機構へ推薦する。採否は日本学生支援機構が決定し、学校へ通知される。採用された者には、奨学生証が交付される。

6. 学業成績等の報告

学校では奨学生適格認定報告を半年ごとに日本学生支援機構へ提出することになっている。また、奨学生もスカラネット・パーソナルを通じて毎年奨学金継続願を、１年に２回在籍報告を提出しなければならない。その結果、成績不振者等に対し、支援停止、警告等の処置をされることがある。

7. 異動と届出

奨学生は次のような異動があった場合、早急に届け出なければならない。

イ　休学・復学・転学又は退学したとき

ロ　停学・その他の処分を受けたとき

ハ　本人の氏名・住所その他重要な事項に変更があったとき

8. その他

日本学生支援機構から給付される奨学金には、原則として、返還の義務はない。ただし、在学中に懲戒処分及び成績不良等により支援を停止された場合は、返還の義務が生じることがある。

（二）　海技教育財団

1.　奨学生の資格

本校(商船学科又は海事システム工学専攻)に在学する者であって、学業及び人物が優秀であり、船員になろうとする者で、家計の状況から見て奨学金の貸与が必要と認められる者であること。

ただし、特別奨学生を志願する者は、殉職船員の子弟であること。

2.　奨学金の月額

学年	貸　与　月　額
１年～３年	２０,０００円～４０,０００円
４年生以上	２０,０００円～６０,０００円　内の希望額（１万円単位）
専 攻 科 生	２０,０００円～６０,０００円

3.　貸与の期間

席上課程修業期間及び実習課程修業期間

4.　出願の手続

(1) 奨学生を志願する者は、所定の奨学生願書に本人並びに連帯保証人（なるべく父母）が、所要事項を正確に記入して学校長に提出のこと。

(2) 実習課程の奨学生を希望する者は、所定の乗船実習期間奨学金貸与（変更）願に所要事項を記入して学校長に提出のこと。

5.　奨学生の採用

奨学生は、海技教育財団の選考委員会の選考を経て決定し、決定した場合は、その旨本人に学校長を経て通知する。

6.　奨学金の貸与

奨学金は、毎月学校長を経て貸与する。

7.　奨学生記号番号

奨学金の受領、連絡、願、届出、異動、奨学金の返還等の際は、学校名、奨学生氏名と共に奨学生記号番号を記入のこと。

8.　異動の届出

奨学生は、次の場合に、学校長を経て所定の書式により直ちに届け出ること。ただし、本人が病気等のため届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出ること。

(1) 連帯保証人と連署して、学校長に提出するもの。

イ　休学届　　ロ　退学（転学）届　　ハ　連帯保証人変更届

(2) 奨学生が、学校長に提出するもの。

イ　奨学金辞退届　　ロ　長期欠席届

9.　奨学金の休止・停止・廃止

(1) 奨学生が、休学したときはその期間奨学金の貸与を休止する。

(2) 奨学生が、留年したとき又は長期にわたり授業を受けないと認められるときは、その期間奨学金の貸与を停止する。

(3) 奨学生が次に該当すると認められるときは、奨学金の貸与を廃止する。

イ　著しく公の秩序を乱したとき。

ロ　奨学金を必要としない事由が生じたとき。

ハ　その他奨学生としての資格を失ったとき。

10.　借用証書

(1) 奨学生は、卒業又は修了前の最終の奨学金を受領したとき又は退学、転学、辞退、廃止等のときは、必ず連帯保証人及び保証人が所定の借用証書に連署して、学校長を経て提出のこと。

(2) 連帯保証人又は保証人の住所その他重要事項の変更があった場合は、必ず財団に届け出ること。

11.　奨学金の返還

(1) 奨学生は、卒業又は修了若しくは辞退したときの翌月から起算して６か月を経過した月から貸与額の全額を月斌、半年賦、年賦の別で返還すること。

(2) 廃止のときは、貸与額の全額を即時返還すること。

12.　返還金の額

(1) 月賦は貸与月額の３５％以上、半年賦はその６倍以上、年賦はその１２倍以上返還すること。

(2) 返還免除された場合の残額の返還は、上記の例により返還すること。

13.　返還免除の例

殉職船員の子弟は、貸与額の半額の免除となる。

14.　就職会社へ返還依頼

会社等に就職した場合は、所定の奨学金返還立替金控除願を就職先に提出することによって、返還金を就職先から財団に返還する方法を取ることができる。

就職先を変更した場合は、必ず財団に届け出ること。

15.　延滞利子

正当な理由がなく返還を６月以上遅延したときは、日歩２銭の延滞利子を徴収する。

16.　返還猶予

疾病その他正当な理由で返還が困難な者には、所定の返還猶予願の提出によって、相当期間返還を猶予することができる。

17.　返還免除

死亡等の理由で返還が不能となったときは、所定の返還免除願の提出によって、奨学金返還の全部又は一部を免除することができる。

海技教育財団奨学生の選考基準

1. 方針

商船高等専門学校(商船学科又は海事システム工学専攻)の学生に対し、所定の奨学金を貸与して、日本海運の要請する優秀な船員の育成を確保する。

2. 奨学生の選考基準

奨学生の選考にあたっては、学業、健康及び人物等について考慮するが、特に人物に重点をおくものとし、その基準は次のとおりとする。

(1) 学業について

学業成績は、入学の際既に選考されているので、申請した学生は選考基準に該当するものとし、全員奨学金貸与の対象とする。

(2) 健康について

健康については、卒業後船員として海上労働に耐え得る健康体である者とする。

(3) 人物について

次の各号に該当する者を奨学金貸与の対象とする。

イ　船員になろうとする意志が強固である者

ロ　誠実で、責任感の強い者

ハ　明朗で、利己的でない者

(4) 前各号の基準に合致し適格者と認められる者であっても、奨学金の貸与を必要と認められない高額所得者の子弟は、奨学金貸与の対象から除外するものとする。

3. 特別奨学生

殉職船員の子弟又は学校長から特に推薦された者及び著しく学資の支弁の困難な者を特別奨学生として選考する場合は、前各号の外殉職の事実及び殉職船員との続柄又は推薦事由及び家庭状況などを検査して第１項の方針に副う者を選考する。

4. その他

この基準に定めのない事項については、選考委員会で決定するものとする。

（三）広島商船高等専門学校近藤記念海事財団奨学金貸与規程

第１章　総則

（目的）

第１条　広島商船高等専門学校近藤記念海事財団奨学金（以下「奨学金」という。）は、本校に在学し、卒業後海運及びその他の産業に従事する者に貸与し（以下貸与を受ける者を「奨学生」という。）有用な人材を育成することを目的とする。

（貸与期間）

第２条　奨学金を貸与する期間は、在学期間とする。

（貸与金額）

第３条　奨学金の貸与額は、月額 20,000 円とする。

第２章　奨学生の採用等

（奨学生願書）

第４条　奨学金の貸与を希望する者は、連帯保証人と連署した奨学生願書を、指定の期日までに校長に提出しなければならない。

（採用）

第５条　奨学生の採用は、広島商船高等専門学校学生指導委員会（以下「委員会」という。）が次の各号に定める基準により選考し、校長が決定する。

一　学業、人物ともに優秀で、かつ、健康な者

二　学資の支弁が、困難と認められる者

２　校長は、奨学生を決定したときは、本人及び連帯保証人に通知する。

（誓約書）

第６条　前条第２項の通知を受けた奨学生は、速やかに連帯保証人と連署した誓約書を提出しなければならない。

第３章　奨学金の交付等

（奨学金の交付）

第７条　奨学金は、毎月定められた日に交付する。

（奨学生の異動届出）

第８条　奨学生は、次の各号の一に該当するときは、連帯保証人と連署のうえ速やかに届け出なければならない。

一　奨学金を辞退したいとき。

二　休学・復学又は退学したとき。

三　連帯保証人を変更したとき。

四　本人又は連帯保証人の身分、住所、その他重要な事項に変更があったとき。

（奨学金の休止及び停止）

第９条　奨学生が休学したときは、休学開始の日の属する月から休学期間満了の日の属する月まで奨学金の交付を休止する。ただし、すでに休学当月交付を受けた者は、その翌月から休学期間満了の日の属する月まで奨学金の交付を休止する。

２　奨学生が原学年に留められたときは、当該期間中奨学金の交付を停止する。

（奨学金の復活）

第１０条　前条の規定により、奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由の消滅により願い出をしたときは、奨学金の交付を復活することができる。

２　前項に定める奨学金の復活を希望する者は、連帯保証人と連署のうえ奨学金復活願を提出しなければならない。

（奨学金の廃止）

第１１条　奨学生が、次の各号の一に該当するときは、委員会の審査を経て校長が決定し、奨学金の交付を廃止する。

一　傷病、疾病等のため成業の見込みがないとき。

二　学業成績又は性行が著しく不良であるとき。

三　奨学金を必要としない事由が生じたとき。

四　前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。

（奨学金の休止、廃止又は復活の通知）

第１２条　校長は、前３条の処置をしたときは、本人及び連帯保証人に通知する。

（奨学金借用証書の提出）

第１３条　奨学生は、次の各号の一に該当するときは、在学中貸与を受けた奨学金について、連帯保証人及び保証人と連署のうえ、奨学金借用証書を提出しなければならない。

一　奨学金貸与期間が満了したとき。

二　退学したとき。

三　奨学金の交付を廃止されたとき。

四　奨学金を辞退したとき。

第４章　奨学金の返還及び猶予

（奨学金の返還）

第１４条　奨学金は、次の各号に定める方法により返還しなければならない。

一　前条第１号及び第４号に該当するときは、卒業又は修了の日の属する月の翌月から起算して６月を経過した翌月から１０年以内に、奨学金の全額を返還しなければならない。

二　前条第２号及び第３号に該当するときは、直ちに奨学金の全額を返還しなければならない。ただし、特別の事情により一括返還することが困難と認めたときは、３年以内に返還することができる。

三　前号ただし書並びに前条第１号及び第４号による奨学金の返還は、年賦又は半年賦とする。ただし、奨学生であった者の都合により、いつでも繰り上げ返還することができる。

四　奨学金返還の方法は、原則として、口座振替の方法によるものとする。

（奨学金の返還猶予）

第１５条　奨学生であった者が、次の各号の一に該当するときは、願い出により返還を猶予することがある。

一　大学に進学したとき。

二　災害により損害を受け、返還が困難となったとき。

三　傷病により返還が困難となったとき。
四　その他やむを得ない事由により返還が著しく困難となったとき。
2　返還猶予の期間は、前項第１号については在学中、その他については１年以内とし、更に事由が継続するときは、願い出により１年以内これを延長することができる。
3　前２項の返還猶予を受けようとする者は、その事由に応じてそれぞれ証明することのできる書類を添付し、連帯保証人と連署のうえ奨学金返還猶予願を提出しなければならない。
4　前項の願い出があったときは、委員会の審査を経て、校長が決定し、その結果を本人及び連帯保証人に通知する。

第５章　奨学金返還の免除

（返還の免除）

第１６条　奨学生又は奨学生であった者が、次の各号の一に該当するときは、願い出により奨学金の全額又は一部を免除することがある。
一　本人の死亡又は不具廃疾により、返還不能となったとき。
二　その他特別の事情により、返還不能となったとき。
三　卒業又は修了後６月以内に乗船勤務又は海事に関する業務に従事し、継続して５年以上その職にあったとき。
2　前項の規定により、返還の免除を受けようとするときは、本人又は相続人は連帯保証人と連署のうえ、次の各号に掲げる書類を添付し、奨学金返還免除願を速やかに提出しなければならない。
一　死亡によるときは、戸籍抄本
二　不具、廃疾によるときは、医師の診断書
三　特別の事情によるときは、返還不能の事実を証明するに足る書類
四　在職証明書
3　前項の願い出があったときは、委員会の審査を経て校長が決定し、その結果を本人又は相続人及び連帯保証人に通知する。

第６章　特別奨学生

（特別奨学生）

第１７条　不慮の災害等のため、著しく就学が困難になった学生には、第３条の規定にかかわらず、奨学金を増額して貸与することがある。この奨学金を受ける学生を特別奨学生という。
2　特別奨学生の貸与額は、月額 30,000 円とする。
3　特別奨学生の採用及び貸与期間等は、その都度委員会の審議を経て校長が決定し、その結果を本人及び連帯保証人に通知する。
4　特別奨学生の願い出その他の諸手続きについては、前条までに定める当該各規定を準用する。

附　則

1　この規程は、昭和５１年４月１日から施行する。

２　近藤記念海事財団広島商船高等専門学校奨学会貸付規程(昭和４２年６月１日制定)は、廃止する。

３　従前の規定に基づき、既に奨学金の貸与を受けている奨学生については、本規程により採用されたものとみなす。

４　奨学金貸与終了者にかかる返還については、なお従前の規定による。

附　則

この規程は、昭和６０年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成８年４月３日から施行し、平成８年３月１日から適用する。

附　則

この規程は、平成９年１１月２５日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年９月６日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（四）広島商船高等専門学校入学料免除及び徴収猶予に関する取扱規程

（趣旨）

第１条　広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）学則（昭和４３年１２月２３日制定）に基づく入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（令和２年５月１９日制定）及び他の法令又は特別の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（免除の対象者）

第２条　入学料の免除の対象となる者は、本校に入学する者（以下「入学者」という。）であって、次の各号の一に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものに限る。

一　入学前１年以内において、入学者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたもの

二　前号に準ずる者であって、校長が相当と認める事由があるもの

第２条２　入学者のうち、本校第４学年以上及び専攻科に入学する者であって、経済的理由によって入学手続終了の日までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められ、次の各号のすべてに該当するものは、入学料免除の対象となる。

一　過去に大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第八条一項の規定による入学料の減免を受けたことがないもの

二　大学等における修学の支援に関する法律施行規則(令和元年文部科学省令第６号)第９条３項及び第１０条に規定する授業料等減免の認定及び選考対象者であるもの

（免除の許可）

第３条　入学料の免除は、入学手続終了の日までに受理した本人の申請に基づき、本校学生指導委員会で選考のうえ、第２条については独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の承認を得て校長が許可を、第２条２については校長が許可する。

（免除の額）

第４条　入学料の免除の額は、入学料の全額又は一部の額とする。

（徴収の猶予等）

第５条　入学料の徴収猶予は、入学者であって、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

一　経済的理由によって入学手続終了の日までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二　入学前１年以内において、学資負担者が死亡した場合、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学手続終了の日までに納付が困難であると認められる場合

三　その他やむを得ない事情があると認められる場合

２　前項の徴収猶予の許可は、第３条の手続に準ずるものとする。ただし、免除の申

請をした者については、免除の不許可又は一部の額の免除の許可を告知した日から起算して１４日以内に徴収猶予の申請を行うことができるものとする。

３　第１項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。

４　入学料の免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、入学料の免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

５　入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とした者（以下「免除等不許可者」という。）又は一部の額の免除を許可した者（以下「一部免除許可者」という。）（第２項のただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。）については、入学料の免除若しくは徴収猶予の不許可又は一部の額の免除の許可を告知した日から起算して１４日以内に入学料を納付しなければならない。

（死亡等による免除）

第６条　入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、前条第１項又は第４項により徴収を猶予している期間内において死亡したことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。

２　免除等不許可者又は一部免除許可者について、前条第５項に規定する期間内において死亡したことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。

３　免除等不許可者又は一部免除許可者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を除いた場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

４　前項の場合において、授業料又は寄宿料が未納である場合は、その者に係る未納の授業料又は寄宿料の全額を免除する。

５　前条第４項及び第５項に規定する期間並びに第３項により除籍するための手続に要する期間に係る入学料の延滞金は、その全額を免除する。

（申請手続）

第７条　入学料の免除又は徴収猶予を申請しようとする者は、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（Ａ様式１）又は入学料免除申請書（様式１）若しくは入学料徴収猶予申請書（様式２）に必要に応じて、次の書類を添付しなければならない。

一　家族状況等申告書（様式３）

二　学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書等

三　第２条第１号又は第５条第１項第２号に該当する場合は、死亡を証明する資料（除籍抄本、死亡診断書、埋葬許可書のうち１点）又は入学者若しくは学資負担者の居住地の市区町村長等の罹災証明書

四　第２条第２号又は第５条第１項第３号に該当する場合は、前号に準ずる書類

五　その他校長が必要と認める書類

附　則

この規程は、昭和５１年２月１９日から施行し、昭和５０年４月１日から適用する。

（省略）

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（様式１）

提出日　令和　年　月　日

入学料免除申請書

広島商船高等専門学校長　殿

学科・専攻等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学年　　年

申請者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者等（申請者との続柄　　）

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所及び電話番号

〒　　℡　　（　　）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入学料を下記の理由により免除していただきたいので、許可くださるようお願い致します。

なお、免除が許可されなかった場合、又は半額免除になった場合には、指定される日までに納付します。

記

申請理由（具体的に記入すること）

※入学料免除の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る入学料の徴収は猶予されます。

（様式２）

提出日　令和　年　月　日

入学料徴収猶予申請書

広島商船高等専門学校長　殿

学科・専攻等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学年　　年

申請者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者等（申請者との続柄　　）

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所及び電話番号

〒　　TEL　　（　）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入学料を下記の理由により、所定の期日までに入学料納付が困難なため徴収猶予していただきたいので、許可くださるようお願い致します。

なお、徴収猶予が許可されなかった場合には、指定される日までに納付します。

記

申請理由（具体的に記入すること）

※入学料徴収猶予の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る入学料の徴収は猶予されます。

（様式３）

提出日　令和　年　月　日

家族状況等申告書

学科・専攻等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学年　　年

免除等申請者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ⅰ　以下の事項について「はい」又は「いいえ」のいずれかを○で囲み、「はい」の場合は、提出書類を提出してください。
なお、この申告書により申請者の家族状況等を把握したうえで免除申請事務を行いますので、正しく記入してください。

入学料免除申請は項番１または２に該当しなければ申請を行えません。

項番	家族（生計を一にする世帯）状況等	回答	提出書類	発行機関等
1	入学前１年以内に学資負担者が死亡した世帯	はい・いいえ	戸籍（除籍）謄本又は死亡を証明する書類	市区町村役場等
2	１年以内に学生若しくは学資負担者が風水害等の災害※1、盗難等の被害を受けた世帯	はい・いいえ	罹（被）災証明書又は盗難届の証明書（届出受理番号等）	消防署・市区町村役場又は警察署
			・日常生活の必需品に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等（生活必需品に限る）に関する領収書等 ・生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入源を予想される年間金額及びその事実がわかるもの	
3	年金（老齢年金・厚生年金、遺族基礎年金、障害者年金等）受給(４月、１０月からの受給予定者を含む）者がいる	はい・いいえ	年金振込通知書(ハガキ)等の写(年金受給者全員分)	日本年金機構等
4	本年１月以降に就職又は転職した者がいる（パート等を含む）	はい・いいえ	給与支給（見込）証明書（別紙１）	勤務先
5	申請前６ヶ月以内に退職した者がいる	はい・いいえ	退職及び退職金支給証明書（別紙２） 退職金支給については、退職金所得の源泉徴収票（写）でも可	勤務先
6	雇用保険基本手当（失業給付）受給者がいる	はい・いいえ	雇用保険受給資格者証の写（受給額のわかるもの）	ハローワーク
7	雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）受給者がいる	はい・いいえ	・高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写（受給額のわかるもの） ・育児休業給付金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの） ・介護休業給付金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの）	勤務先又はハローワーク
8	免除申請者と生計を一にする者のうち、無収入かつ所得証明書または非課税証明書の発行ができない、または困難な事情がある者がいる（就学者、１５歳未満、専業主婦等含む）	はい・いいえ	無収入申立書（別紙３）	
9	児童扶養手当受給世帯※2	はい・いいえ	児童扶養手当受給証の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
10	特別児童扶養手当受給世帯※3	はい・いいえ	特別児童扶養手当証書の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
11	被爆者健康管理手当受給者がいる	はい・いいえ	被爆者健康管理手当証の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
12	傷病手当受給者がいる	はい・いいえ	傷病金手当金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの）	全国健康保険協会等
13	生活保護法による扶助費受給世帯	はい・いいえ	保護決定（変更）通知書の写（受給額のわかるもの）	福祉事務所
14	児童手当（旧子ども手当）受給世帯※4	はい・いいえ	児童手当認定通知書の写（受給額のわかるもの）	市町村役場 ※公務員の場合は勤務先

15	事業所得※5により収入を得ている者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写（事業所得のある方の全員分） ※所得証明書と同じ年度のもの	税務署
16	転作奨励金等の交付を受けている者がいる	はい・いいえ	所得補償交付金等、転作奨励金の支給額がわかるもの	農協・市区町村役場
17	申請前６ヶ月以内に保険金を受け取った者がいる	はい・いいえ	保険金支払い通知書の写	保険会社等
18	申請前６ヶ月以内に資産の譲渡を受けた者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写又は売買契約書の写	税務署
19	申請前６ヶ月以内に山林所得があった者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写又は売買契約書の写	税務署
20	申請前６ヶ月以内にその他の臨時的所得があった者がいる	はい・いいえ	受領額がわかるもの	税務署
21	親戚・知人等からの援助や養育費等を受けている世帯	はい・いいえ	援助者等の署名押印による援助額の年額を記載した申立書（様式任意）	援助者等 ※援助者等による署名押印が困難な事情がある場合は保護者等
22	申請者が給付型の奨学金を受給している	はい・いいえ	奨学金決定通知書の写（申請の前年度１年間に実際に受けた額がわかるもの、申請年度の受給（見込）額がわかるもの）	給付者等
23	母子・父子世帯等	はい・いいえ	母子・父子世帯等申出書（別紙４）	
24	申請者（学生本人）の他に就学者がいる	はい・いいえ	在学及び就学状況等証明書（別紙５） ※兄弟等が小中学校児童生徒、本校学生の場合は不要	就学者のいる学校
25	障害者（申請者本人を含む）がいる、または要介護３以上の認定を受けている者がいる	はい・いいえ	・身体障害者手帳等の写 ・介護保険被保険者証の写	
26	申請時において６ヶ月以上にわたり療養中若しくは療養を要する者がいる（介護保険法により、要介護認定を受けている者がいる世帯を含む）	はい・いいえ	・長期療養者に係る支出（見込）額等申立書（別紙６）	
			・医師等の証明書 ・申請前６ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）	・病院等 ・看護人 ・薬局 ・介護サービス提供事業者
			高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がある場合はその金額がわかるもの	
27	主たる学資負担者（家計支持者）が別居している世帯	はい・いいえ	・主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書（別紙７） ・直近３ヶ月間の家賃及び光熱水道費の金額を証明できるもの（領収書等）	

※１　震災、風水害、火災その他の災害
※２　父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭に支給される手当
※３　２０歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で看護、養育している父母等に支給される手当
※４　支給条件等は厚生労働省のホームページ等で確認してください。
※５　①商業、工業、農・林業、漁業、その他の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、浴場業、理美容業、旅館業、クリーニング業等）にいる所得及び②利子、配当、家賃、間代、地代などの雑所得

（様式３　二枚目）

Ⅱ　家族（生計を一にする世帯）及び所得について記入してください（主たる家計支持者の続柄に〇を付けてください）

続柄	氏名（年齢）	職業	給与所得※1	給与所得以外の所得※2	就学者のみ記入			
					学校種	学校名	学年	通学区分
本人	（　　）	高専学生	千円	千円	国立	広島商船高等専門学校	年	自宅 自宅外
計			千円	千円				

※1　俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む）の合計額（税込、千円未満は切り捨て。複数ある場合は、千円未満を切り捨てた後に合計。）。

※2　商業、工業、農・林業、漁業、その他の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、浴場業、理美容業、旅館業、クリーニング業等）による所得、利子、配当、家賃、間代、地代などの雑所得、退職（一時）金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等の臨時所得、親戚・知人等からの援助や養育費等、本人奨学金（給付型）などの合計額（千円未満は切り捨て。複数ある場合は、千円未満を切り捨てた後に合計。）。

以下　学校記入欄

特別の事情	特別控除額
①母子・父子世帯	千円
②就学者のいる世帯	千円
③障害者のいる世帯	千円
④長期療養者のいる世帯	千円
⑤主たる学資負担者（家計支持者）が別居している世帯	千円
⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	千円
⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	千円
⑧本人を対象とする控除	千円
計	千円

（様式３　三枚目）

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式１

年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

私は、貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆　この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆　授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、広島商船高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が広島商船高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆　現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

<table>
<tr><td rowspan="11">申請者</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">入学年月</td><td rowspan="2">年　　月入学</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="4">（西暦）　　年　　月　　日生　（　　歳）</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="4">〒　　－
都道
府県　　市区
町村</td></tr>
<tr><td>学　年</td><td></td><td>所属学科・
コース・専攻</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>学籍番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（＊）</td><td>（学校名）</td><td colspan="2">（期間/月数）
年　月～　年　月／　月</td></tr>
<tr><td colspan="3">過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。</td><td colspan="2">ある　・　ない</td></tr>
<tr><td colspan="5">機構の給付奨学金に関する情報
（いずれかの□に✔印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。）
※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること
□　予約採用の申込を行った者
【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　在学(在学予約)採用の申込を行った者
【給付奨学金の申込の受付番号
（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】</td></tr>
</table>

裏面に続きます

希望者のみ	国立高専機構における授業料免除制度への申請希望（災害等による特別な理由）
	（1）申請希望　　（　あり　・　なし　） ＜注意事項＞ ・**対象者：災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生**
	以下、（1）でありに〇をつけた方のみ回答してください。 （2）学期区分 □　前期 □　後期 （3）申請区分 □　災害等による特別な理由による申請 （4）申請理由（具体的に記入すること） ※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。
保護者等	保護者等　　（申請者との続柄　　） 氏名（自署）

（五）広島商船高等専門学校授業料免除及び徴収猶予並びに寄宿料免除取扱規程

第１章　総則

（趣旨）

第１条　広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）学則（昭和４３年１２月２３日制定）に基づく授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除（以下「授業料等の免除・徴収猶予」という。）の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（令和２年５月１９日制定）及び他の法令又は特別の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

第２章　授業料の免除

（免除の範囲）

第２条　授業料の免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

一　経済的理由のため、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二　授業料の各期の納付期限前６月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前１年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合で、経済的理由のため、授業料の納付が著しく困難と認められる場合

三　前号に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

四　死亡又は行方不明により、学生の学籍を除いた場合

五　授業料を納付しないことにより、学生の学籍を除いた場合

六　授業料の徴収猶予を許可した後、当該学生が願い出により退学した場合

第３条　学生の休学を許可した場合には、授業料を免除する。

第４条　削除

（免除の額）

第５条　第２条第１号の規定による授業料の額は、各期の授業料について、その全額又は一部の額とする。

２　第２条第２号及び第３号の規定による授業料の免除の額は、当該災害の発生した年度の授業料について、災害発生の期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額とする。ただし、災害発生の時期が当該期の納付期限以前の場合は、当該期の授業料についても免除を行うことがある。

３　第２条第４号及び第５号の規定による授業料の免除の額は、未納額とする。

４　第２条第６号の規定による授業料の免除の額は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額とすることがある。

５　第３条の規定による授業料の免除の額は、休学当日の翌月（休学を月の初日から許可した場合はその月）から復学当月の前月までの月割計算による全額とする。

ただし、休学当月が授業料納付期限後になる場合の当該期分授業料は、免除しない。

第６条　前条第１項及び第２項に定める免除の総額は、独立行政法人国立高等専門学校機構通知の額を超えないものとする。ただし、免除を必要とする学生が多いことにより、免除の総額を超えて免除を行う必要が生じ、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長の承認を得た場合は、この限りでない。

（免除の手続）

第７条　授業料の免除を受けようとする者は、校長が定める期限の日までに、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（Ａ様式１）又は授業料免許申請書（様式１）に必要に応じて次の書類を添えて、校長に願い出なければならない。ただし、第２条第４号から第６号まで、及び第３条に該当する場合については、この手続を必要としない。

一　家族状況等申告書（様式４）

二　学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書等

三　その他校長が必要と認める書類

第３章　授業料の徴収猶予

（徴収猶予の範囲）

第８条　授業料の徴収猶予は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

一　経済的理由のため、納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

二　学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに授業料の納付が困難と認められる場合

三　学生が行方不明の場合

四　その他やむを得ない事情があると認められる場合

（徴収猶予の期限）

第９条　徴収猶予の期限は、前期分については９月３０日まで、後期分については、３月３１日までとする。ただし、前期にあって徴収猶予を認められた者のうち、特に必要があると校長が認める場合は、３月３１日まで猶予を許可することができる。

（月割分納）

第１０条　特別の事情がある場合には、授業料の月割分納を許可することができる。

この場合の分納額は、授業料年額の１２分の１に相当する額とし、毎月当月分を末日までに納付するものとする。ただし、休業中の分は、その休業開始前に納付しなければならない。

（猶予の手続）

第１１条　授業料の徴収猶予を受けようとする場合の手続については、授業料免除申請書にかえ、授業料徴収猶予申請書（様式２）により願い出るほかは、第７条の規定を準用する。ただし、第８条第３号に該当する場合については、保護者等がこれを行うものとする。

第４章　寄宿料の免除

（免除の範囲）

第１２条　寄宿料の免除は、次の各号の一に該当する場合に行うことができる。

一　学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難と認められる場合

二　死亡又は行方不明により、学生の学籍を除いた場合

三　授業料若しくは入学料を納付しないことにより、学生の学籍を除いた場合

（免除の額）

第１３条　前条第１号の規定による寄宿料の免除の額は、当該事由の発生した日の属する翌月から起算して６月間の範囲内において、校長が必要と認める期間に納付する寄宿料の全額とする。

２　前条第２号及び第３号の規定による寄宿料の免除の額は、未納額とする。

（免除の手続）

第１４条　第１２条に該当し、寄宿料の免除を受けようとする者は、速やかに次の書類により校長に願い出なければならない。ただし、第１２条第２号及び第３号に該当する場合については、この手続を必要としない。

一　寄宿料免除申請書（様式３）

二　家族状況等申告書（様式４）

三　学資負担者の居住地の市区町村長の所得証明書等

四　その他校長が必要と認める書類

第５章　決定及び取消し

（決定）

第１５条　授業料等の免除、徴収猶予の決定は、学生指導委員会（以下「委員会」という。）の選考の結果に基づき校長が行う。ただし、第２条第４号から第６号まで、及び第３条並びに第１２条第２号及び第３号の場合については、委員会の選考を経ることを要しないものとする。

（取消し）

第１６条　授業料等の免除、徴収猶予の許可を受けた者で、その事由がなくなった場合は、速やかに届け出なければならない。

２　前項の届出があったときは、委員会に諮り、その事由のなくなった日をもって、その許可を取り消すものとする。

第１６条の２　授業料等の免除の許可を受けた者が、本校学則第３７条の懲戒を受けた場合又はやむを得ない事由があると認められず、学習意欲が著しく低い状況等にある場合、委員会に諮り、その許可を取り消すことができるものとする。

２　前項の取消しの基準は、別に定める。

第１７条　虚偽の申請により、授業料等の免除、徴収猶予の許可を受けたことが判明した場合は、委員会に諮り、許可の日に遡ってその許可を取り消すものとする。

第１８条　前２条の規定により、授業料等の免除、徴収猶予の許可を取り消された者は、指定された日までに指示された額を納付しなければならない。

附　則

１　この規程は、昭和５１年４月１日から施行する。

２　広島商船高等専門学校授業料等免除に関する規程（昭和４２年１０月１日制定）は、廃止する。

附　則

（省略）

附　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（様式１）

提出日　令和　年　月　日

※前期は４月１日、後期は１０月１日現在の状況を記入してください。

授業料免除申請書

広島商船高等専門学校長　殿

学科・専攻等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学年　　年

申請者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者等（申請者との続柄　　）

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所及び電話番号

〒　　TEL　　（　　）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年度（前期分　前期・後期分　後期分）の授業料を下記の理由により免除していただきたいので、許可くださるようお願い致します。

※前期分、前期・後期分、後期分のいずれかに〇で囲んでください。

記

申請理由（具体的に記入すること）

※前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれ各期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。

※授業料免除の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

（様式２）

提出日　令和　年　月　日

※前期は４月１日、後期は１０月１日現在の状況を記入してください。

授業料徴収猶予申請書

広島商船高等専門学校長　殿

学科・専攻等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学年　　年

申請者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者等（申請者との続柄　　）

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所及び電話番号

〒　　℡　　（　　）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年度　　期分授業料徴を下記の理由により､所定の期日までに納付が困難なため徴収猶予していただきたいので、許可くださるようお願い致します。

なお、徴収猶予が許可されなかった場合には、指定される日までに納付します。

記

延納期限　令和　年　月　日まで

月割分納　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで

申請理由（具体的に記入すること）

※授業料徴収猶予の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

（様式３）

提出日　令和　年　月　日

寄宿料免除申請書

広島商船高等専門学校長　殿

学科・専攻等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学年　　年

申請者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者等（申請者との続柄　　）

氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住所及び電話番号

〒　　℡　　（　　）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年度寄宿料（　　月分から　　月分）を下記の理由により、免除していただきたいので、許可くださるようお願い致します。

記

申請理由（具体的に記入すること）

※寄宿料免除申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る寄宿料の徴収は猶予されます。

（様式４）

提出日　令和　年　月　日

※前期は４月１日、後期は１０月１日現在の状況を記入してください。

家族状況等申告書

学科・専攻等名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学年　　年

免除等申請者氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ⅰ　以下の事項について「はい」又は「いいえ」のいずれかを○で囲み、「はい」の場合は、提出書類を提出してください。
なお、この申告書により申請者の家族状況等を把握したうえで免除申請事務を行いますので、正しく記入してください。

項番	家族（生計を一にする世帯）状況等	回答	提出書類	発行機関等
1	年金（老齢年金・厚生年金、遺族基礎年金、障害者年金等）受給(４月、１０月からの受給予定者を含む）者がいる	はい・いいえ	年金振込通知書(ハガキ)等の写(年金受給者全員分)	日本年金機構等
2	本年１月以降に就職又は転職した者がいる（パート等を含む）	はい・いいえ	給与支給（見込）証明書（別紙１）	勤務先
3	申請前６ヶ月以内に退職した者がいる	はい・いいえ	退職及び退職金支給証明書（別紙２） 退職金支給については、退職金所得の源泉徴収票（写）でも可	勤務先
4	雇用保険基本手当（失業給付）受給者がいる	はい・いいえ	雇用保険受給資格者証の写（受給額のわかるもの）	ハローワーク
5	雇用継続給付（高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付）受給者がいる	はい・いいえ	・高年齢雇用継続給付支給決定通知書の写（受給額のわかるもの） ・育児休業給付金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの） ・介護休業給付金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの）	勤務先又はハローワーク
6	免除申請者と生計を一にする者のうち、無収入かつ所得証明書または非課税証明書の発行ができない、または困難な事情がある者がいる（就学者、１５歳未満、専業主婦等含む）	はい・いいえ	無収入申立書（別紙３）	
7	児童扶養手当受給世帯※1	はい・いいえ	児童扶養手当受給証の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
8	特別児童扶養手当受給世帯※2	はい・いいえ	特別児童扶養手当証書の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
9	被爆者健康管理手当受給者がいる	はい・いいえ	被爆者健康管理手当証の写（受給額のわかるもの）	市区町村役場
10	傷病手当受給者がいる	はい・いいえ	傷病金手当金支給決定通知書の写（受給額のわかるもの）	全国健康保険協会等
11	生活保護法による扶助費受給世帯	はい・いいえ	保護決定（変更）通知書の写（受給額のわかるもの）	福祉事務所
12	児童手当（旧子ども手当）受給世帯※3	はい・いいえ	児童手当認定通知書の写（受給額のわかるもの）	市町村役場 ※公務員の場合は勤務先
13	事業所得※4により収入を得ている者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写（事業所得のある方の全員分） ※所得証明書と同じ年度のもの	税務署
14	転作奨励金等の交付を受けている者がいる	はい・いいえ	所得補償交付金等、転作奨励金の支給額がわかるもの	農協・市区町村役場
15	申請前６ヶ月以内に保険金を受け取った者がいる	はい・いいえ	保険金支払い通知書の写	保険会社等
16	申請前６ヶ月以内に資産の譲渡を受けた者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写又は売買契約書の写	税務署
17	申請前６ヶ月以内に山林所得があった者がいる	はい・いいえ	確定申告書（控）の写又は売買契約書の写	税務署
18	申請前６ヶ月以内にその他の臨時的所得があ	はい・いいえ	受領額がわかるもの	税務署

	った者がいる			
19	親戚・知人等からの援助や養育費等を受けている世帯	はい・いいえ	援助者等の署名押印による援助額の年額を記載した申立書（様式任意）	援助者等 ※援助者等による署名押印が困難な事情がある場合は保護者等
20	申請者が給付型の奨学金を受給している	はい・いいえ	奨学金決定通知書の写（申請の前年度１年間に実際に受けた額がわかるもの、申請年度の受給（見込）額がわかるもの）	給付者等
21	母子・父子世帯等	はい・いいえ	母子・父子世帯等申出書（別紙４）	
22	申請者（学生本人）の他に就学者がいる	はい・いいえ	在学及び就学状況等証明書（別紙５） ※兄弟等が小中学校児童生徒、本校学生の場合は不要	就学者のいる学校
23	障害者（申請者本人を含む）がいる、または要介護３以上の認定を受けている者がいる	はい・いいえ	・身体障害者手帳等の写 ・介護保険被保険者証の写	
24	申請時において６ヶ月以上にわたり療養中若しくは療養を要する者がいる（介護保険法により、要介護認定を受けている者がいる世帯を含む）	はい・いいえ	・長期療養者に係る支出（見込）額等申立書（別紙６）	
			・医師等の証明書 ・申請前６ヶ月間に経常的に支出している金額を証明できるもの（領収書等）	・病院等 ・看護人 ・薬局 ・介護サービス提供事業者
			高額療養費制度等、健康保険等によって医療給付を受ける金額及び損害賠償等によって補てんされる金額がある場合はその金額がわかるもの	
25	主たる学資負担者（家計支持者）が別居している世帯	はい・いいえ	・主たる学資負担者（家計支持者）別居に係る支出（見込）額等申立書（別紙７） ・直近３ヶ月間の家賃及び光熱水道費の金額を証明できるもの（領収書等）	
26	授業料納付期限前６ヶ月（新入生は１年）以内に学生若しくは学資負担者が風水害等の災害※5、盗難等の被害を受けた世帯	はい・いいえ	罹（被）災証明書又は盗難届の証明書（届出受理番号等）	消防署・市区町村役場又は警察署
			・日常生活の必需品に被害を受けた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費、修理費等（生活必需品に限る）に関する領収書等 ・生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合は、長期にわたって収入源を予想される年間金額及びその事実がわかるもの	
27	授業料納付期限前６ヶ月以内（新入学生については入学前１年以内）に学資負担者が死亡した世帯	はい・いいえ	戸籍（除籍）謄本又は死亡を証明する書類	市区町村役場等

※１　父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭に支給される手当
※２　２０歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で看護、養育している父母等に支給される手当
※３　支給条件等は厚生労働省のホームページ等で確認してください。
※４　①商業、工業、農・林業、漁業、その他の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、浴場業、理美容業、旅館業、クリーニング業等）にいる所得及び②利子、配当、家賃、間代、地代などの雑所得
※５　震災、風水害、火災その他の災害

（様式４　二枚目）

Ⅱ　家族（生計を一にする世帯）及び所得について記入してください（主たる家計支持者の続柄に〇を付けてください）

続柄	氏名（年齢）	職業	給与所得※1	給与所得以外の所得※2	就学者のみ記入			
					学校種	学校名	学年	通学区分
本人	（　　）	高専学生	千円	千円	国立	広島商船高等専門学校	年	自宅 自宅外
計			千円	千円				

※1　俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む）の合計額（税込、千円未満は切り捨て。複数ある場合は、千円未満を切り捨てた後に合計。）。

※2　商業、工業、農・林業、漁業、その他の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、税理士、外交員、浴場業、理美容業、旅館業、クリーニング業等）による所得、利子、配当、家賃、間代、地代などの雑所得、退職（一時）金、保険金、資産譲渡所得、山林所得等の臨時所得、親戚・知人等からの援助や養育費等、本人奨学金（給付型）などの合計額（千円未満は切り捨て。複数ある場合は、千円未満を切り捨てた後に合計。）。

以下　学校記入欄

特別の事情	特別控除額
①母子・父子世帯	千円
②就学者のいる世帯	千円
③障害者のいる世帯	千円
④長期療養者のいる世帯	千円
⑤主たる学資負担者（家計支持者）が別居している世帯	千円
⑥火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	千円
⑦父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯	千円
⑧本人を対象とする控除	千円
計	千円

（様式４　三枚目）

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式１

年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

私は、貴校に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆　この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆　授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、広島商船高等専門学校が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が広島商船高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆　現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（＊を附した項目については、該当者のみ記入すること。）

<table>
<tr><td rowspan="11">申請者</td><td>フリガナ</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">入学年月</td><td>年　　月入学</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td colspan="4">（西暦）　　年　　月　　日生　（　　歳）</td></tr>
<tr><td>現住所</td><td colspan="4">〒　　－
都道
府県　　市区
町村</td></tr>
<tr><td>学　年</td><td></td><td>所属学科・
コース・専攻</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>学籍番号</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">過去に本制度の支援を受けた学校名、期間（＊）</td><td>（学校名）</td><td colspan="2">（期間/月数）
年　月～　年　月／　月</td></tr>
<tr><td colspan="3">過去に本制度の入学金減免を受けたことがありますか。</td><td colspan="2">ある　・　ない</td></tr>
<tr><td colspan="5">機構の給付奨学金に関する情報
（いずれかの□に✔印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。）
※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること
□　予約採用の申込を行った者
【給付奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】</td></tr>
<tr><td colspan="5">□　在学(在学予約)採用の申込を行った者
【給付奨学金の申込の受付番号
（給付奨学生となっていれば奨学生番号）】</td></tr>
</table>

裏面に続きます

希望者のみ	国立高専機構における授業料免除制度への申請希望（災害等による特別な理由）
	（1）申請希望　　（　あり　・　なし　） ＜注意事項＞ ・**対象者：災害等による特別な理由によって授業料の納付が困難であり、学業優秀と認められる学生**
	以下、（1）でありに〇をつけた方のみ回答してください。 （2）学期区分 □　前期 □　後期 （3）申請区分 □　災害等による特別な理由による申請 （4）申請理由（具体的に記入すること） ※各種証明書類等は、各校が定める提出期限までに学生課窓口へ提出してください。
保護者等	保護者等　　（申請者との続柄　　） 氏名（自署）

５．　広島商船高等専門学校学生会会則

第１章　総則

（準拠）

第１条　広島商船高等専門学校学生準則（平成元年３月１５日制定）第１１条の規定に基づき、広島商船高等専門学校学生会（以下「本会」という。）会則を定める。

（目的）

第２条　本会は、本校学生（以下「会員」という。）の自発的な活動を通して、相互の親和と協調の精神を培い、あわせて自治能力の向上を図ることを目的とする。

（活動）

第３条　本会会員は、前条の目的を達成するため、次の諸活動を行う。

一　本会の運営に対する積極的な参加活動

二　体育又は文化活動等への入部及び積極的な活動

三　学校行事への協力や積極的参加を図る活動

四　その他本会の目的達成に必要な活動

（指導）

第４条　本会は、学生主事の指導を受ける。

第２章　組織

（組織）

第５条　本会の目的を達成するために次の機関を置く。

一　総会

二　評議会

三　執行部

四　局、体育又は文化活動等の団体（以下「部（クラブ）及び同好会」という。）

五　学級会

六　選挙管理委員会

（特別委員会）

第６条　前条のほか学校行事及び学生会特別行事の遂行並びに会員の広報等のために、特別委員会を置くことができる。

第３章　役員等

（役員）

第７条　本会に、次の役員を置く。

一　会長　　１名

二　副会長　　１名

三　書記　　２名

四　会計監査　　３名

（役員の任務）

第８条　会長は本会を代表し、会務を統轄する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

２　書記は、本会各議事録及び通信文等の作成、保管等に当たる。

３　会計監査は、本会の会計監査に当たる。

（委員）

第９条　評議会、学級会及び選挙管理委員会にそれぞれ委員を置く。

（学級会の委員）

第１０条　学級会には、次の委員を置く。

一　級長　　１名

二　副級長　　１名

三　評議員　　１名

四　選挙管理委員　　１名

（局、部（クラブ）及び同好会）

第１１条　局は、体育局、文化局、広報局、自治局及び会計局に分け、体育局及び文化局の下に部（クラブ）及び同好会を置く。

（局長及び部（クラブ）及び同好会の委員）

第１２条　局に各局長を置く。

２　体育局及び文化局の下に置く各部（クラブ）及び同好会に次の委員を置く。

一　体育局の下に置く各部（クラブ）及び同好会主将、副主将及びマネージャー各１名

二　文化局の下に置く各部（クラブ）及び同好会部長、副部長及び会計各１名

（役員、委員及び局長の任期）

第１３条　本会役員の任期は半年とし、年度当初から前期末終業式までと前期末終業式翌日から年度末までとする。

２　委員の任期は、次のとおりとする。

一　学級会の委員　　各学期

二　局長　　各学期

三　各部（クラブ）及び同好会の委員　　１年

第４章　機関の構成と職務

（会議の定足数）

第１４条　本会のすべての会議は、その会員の３分の２以上の出席をもって成立する。

（議決）

第１５条　議事は、会則に特別の定めのある場合を除いて、出席者の過半数の同意により議決し、可否同数の場合は議長が決定する。

（総会の構成）

第１６条　総会は、全会員によって構成する。

（総会の開催）

第１７条　定期総会は、原則として毎年４月に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の場合開催しなければならない。

一　執行委員会が要請したとき

二　評議会が要請したとき

三　全会員の過半数の署名により、開催請求があったとき

（総会の招集）

第１８条　総会は会長が招集する。

（総会の議案）

第１９条　総会は、次の事項を審議決定する。

一　予算及び決算

二　会則の改正

三　部（クラブ）の新設、変更、継続及び解散

四　正規の手続により提出された議案

２　総会の議案は、執行部が提出する。

（総会の議長）

第２０条　総会の議長は、開会の都度会長が指名し、出席者の承認を得なければならない。

（評議会の構成）

第２１条　評議会は、級長及び評議員によって構成する。

２　評議会議長及び副議長は、原則として構成員全員の互選によって選出する。

（構成員以外の出席）

第２２条　評議会に出席できる役員は、原則として会長、副会長及び書記とする。ただし、評議会議長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（評議会の開催）

第２３条　評議会は、次の各号の場合開催しなければならない。

一　同好会の新設、変更、継続及び解散

二　会長が必要と認め、要請があった場合

三　評議会構成員の要求があった場合

四　局の議決により、要請があった場合

五　第５章に定める会長及び副会長選挙に立候補者がいない場合

（評議会の招集）

第２４条　評議会は評議会議長が招集する。

（執行部の任務）

第２５条　執行部は、局を統括する。

（執行部の構成）

第２６条　執行部は、役員（会計監査を除く。）及び局長によって構成する。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

（執行部会の開催）

第２７条　執行部会は、毎月１回の開催を原則とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その都度開催しなければならない。

一　会長が必要と認めた場合
二　執行部会構成員の要求があった場合
三　評議会の要請があった場合

（執行部会の招集と職務）

第２８条　執行部会は、会長が招集し、次の事項について審議する。
一　総会及び評議会への議案の提出
二　総会及び評議会において議決された事項の執行
三　特別委員会に関する事項の処理

（局の職務）

第２９条　局は、体育、文化活動、会員の広報活動又は自治に必要な行為等を行う。

（局長及び各部（クラブ）及び同好会の委員の任務）

第３０条　局長は局の最高責任者であり、体育局長及び文化局長にあっては、各部（クラブ）及び同好会並びに当該局に所属する特別委員会を、広報局、自治局及び会計局にあっては、当該局に所属する特別委員会を統括する。

２　主将及び部長は部（クラブ）及び同好会を代表して、顧問教員と密接な接触を保つとともに、体育局長又は文化局長主催の連絡会に出席して部（クラブ）及び同好会相互間の連絡に当たる。

３　同好会を除く各部（クラブ）の主将及び部長は、毎年度事業計画書及び事業報告書を学生主事に提出しなければならない。

（団体の許可願等）

第３１条　会員が、部（クラブ）及び同好会を結成しようとするときは、代表者が許可願（第１号書式）に団体の規約及び会員名簿を添え、校長に提出し許可を受けなければならない。

２　部（クラブ）及び同好会が変更及び継続（毎年度）するときは、代表者が変更・継続許可願（第２号書式）及び会員名簿を添え、校長に提出し許可を受けなければならない。

３　部（クラブ）及び同好会が解散したときは、速やかに解散届（第３号書式）を校長に提出しなければならない。

４　前３項において、部（クラブ）は総会、同好会は評議会のそれぞれ議決を要する。

（団体への処分）

第３２条　前条の団体に、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、校長は当該団体のその解散を、学生主事は当該団体の活動を最大で半年間停止させることができる。また、別に定める部（クラブ）及び同好会の条件を満たしたときは、校長は休部又は廃部を勧告することができる。

（同好会への措置）

第３３条　同好会には、学生会予算の配分は行わない。

（加入脱退の自由）

第３４条　本会会員は、体育局又は文化局に所属する各部（クラブ）及び同好会に任意に加入脱退することができる。ただし、体育局の部（クラブ）には、同時に２つ以上加入することはできない。

（学級会）

第３５条　学級会は、本会活動の基礎組織であり、各学級の全員によって構成し、学級担任教員の指導のもとに、学習能率の増進、整理整頓及び規律遵守の学級会活動を推進する。

（学級会の開催）

第３６条　学級会は、毎週行われるホームルームを定例会とするが、学級担任教員又は級長が必要と認めた場合は臨時会を開催することができる。

（選挙管理委員会の任務）

第３７条　選挙管理委員会は、直接選挙を義務づける本会役員等の選出に関する総ての事項の処理に当たる。

（選挙管理委員会の構成）

第３８条　選挙管理委員会は、各学級の選挙管理委員によって構成する。

２　選挙管理委員長は、原則として構成員全員の互選によって選出する。

第５章　選挙等

（会長及び副会長の選挙）

第３９条　会長及び副会長の選挙は、立候補制とし、全会員による直接無記名投票とする。

（公示）

第４０条　選挙管理委員長は会長及び副会長選挙日２０日前までに選挙日程を公示しなければならない。

（立候補）

第４１条　立候補しようとする者は前条の選挙日程に示された立候補受付締切日までに、立候補願により選挙管理委員長に願い出なければならない。

（立候補者の公示）

第４２条　選挙管理委員長は立候補締切日の翌日、立候補者名を公示しなければならない。なお、立候補者がいない場合は、速やかに評議会議長に報告しなければならない。

（評議会の推薦）

第４３条　評議会議長は前条の報告を受けた場合は速やかに評議会を開催して、推薦者を決定し、選挙管理委員長に報告しなければならない。

（選挙活動）

第４４条　立候補者は立候補願提出と同時に選挙活動を開始できる。

（当選等）

第４５条　会長及び副会長とも、それぞれ全会員による直接無記名投票の結果、最多得票者を当選とする。最多得票数が同数の場合は決選投票を行う。なお、不在投票及び委任投票は認めない。

（開票結果の公示等）

第４６条　選挙管理委員会は、開票後速やかに開票結果を公示するとともに、学生主事に届け出なければならない。

（その他の役員及び委員）

第４７条　書記は会長が指名する。

２　会計監査は原則として最高学年の各学科から１名選出する。

３　体育局長及び文化局長は各主将及び各部長の互選による。

４　広報局長、自治局長及び会計局長は執行部の互選による。

５　学級会の委員の選出は、原則として各学級会構成員全員の参加する、直接無記名投票による。

６　各部（クラブ）及び同好会の委員の選出は、それぞれ構成員全員の互選を原則とする。

（役員、委員及び局長の補充）

第４８条　役員、委員及び局長（以下「役員等」という。）に欠員が生じた場合は、前９条に準じて選挙を行い、欠員を補充する。

２　前項により、補充された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員等の解任及び補充）

第４９条　直接選挙によって選出された役員等は、その有権者の過半数の有効署名により解任される。

２　前項により欠員ができた場合は、前条の規定を準用する。

（役員等の兼任禁止）

第５０条　役員、評議員選挙管理委員及び局長は、他の役員等を兼ねることができない。

第６章　会計

（経費）

第５１条　本会の経費は、会員の納入する会費をもって充てる。

（会費等）

第５２条　本会の会費は、月額６００円とし、前期分は４月に、後期分は１０月に一括納入する。

２　納入された会費は、一切返還しない。

（会計年度）

第５３条　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（予算及び決算）

第５４条　本会の予算及び会計監査の監査を経た決算は、総会の承認を受けた後、校長の承認を受けなければならない。

第７章　会則改正

（会則の改正）

第５５条　全会員の３分の１以上又は、評議会の２分の１以上の要求があったときは、会則の改正を会長が総会に発議しなければならない。

学則改正には全会員の３分の２以上の賛成を必要とする。

附　則

1　本会則は、平成元年４月１日より施行する。

2　広島商船高等専門学校学生会会則（昭和４５年２月１５日制定）は廃止する。

3　本会の運営に必要な細則は別に定める。

附　則

この会則は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成１０年４月３日から施行する。

附　則

この会則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、令和元年６月１日から施行する。

附　則

この会則は、令和３年４月１日から施行する。

第１号様式

学生団体結成許可願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

顧問教員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任代表者

＿＿＿＿＿＿＿＿学科＿＿学年

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

このたび、下記のとおり団体を結成したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

１．団　体　名

２．目　　的

３．活動内容

４．設立年月日

５．活動場所

６．顧問教員の氏名

７．規　　約　　別　　紙

８．会員名簿　　別　　紙

第２号様式

学生団体（変更・継続）許可願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

代表顧問教員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任代表者

＿＿＿＿＿＿＿＿学科＿＿＿年＿＿＿組

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

このたび、下記のとおり団体を（　変更　・　継続　）したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

団　　体　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会　員　名　簿　＿＿＿＿＿別紙＿＿＿＿＿

クラブ費徴収希望　　**有　・　無**

第３号様式

学　生　団　体　解　散　届

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

顧 問 教 員 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責 任 代 表 者

＿＿＿＿＿＿＿＿学科＿＿＿年＿＿＿組

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

このたび、下記のとおり団体を解散したので、お届けいたします。

記

１．団　体　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２．解散年月日　　令和　　年　　月　　日

３．解 散 理 由

６．学　　寮

(1) 広島商船高等専門学校学寮規則

（趣旨）

第１条　この規則は、広島商船高等専門学校学則（昭和４３年１２月２３日制定。以下「学則」という。）第５０条の規定に基づき、学寮の円滑かつ適正な運営を図るため必要な事項を定めるものとする。

（学寮の目的）

第２条　学寮は、入寮する学生（以下「寮生」という。）の規律ある集団生活を通じて、勉学の効果を上げるとともに、次の各号に掲げる資質を育成することを目的とする。

一　責任観念、実践力並びに指導力

二　自立及び協調の精神

三　時間厳守及び清潔整頓の習慣

四　礼儀作法

（指導）

第３条　寮生の指導は、寮務主事が当たる。

（寮務委員会）

第４条　学寮の運営及び寮生の指導に関する具体的事項を審議するため、寮務委員会を置く。

２　寮務委員会に関する必要な事項は、別に定める。

（入寮許可）

第５条　学寮に入寮を許可する者は、本校本科に在学する学生とする。

２　入寮を許可する期間及び時期は次のとおりとする。

一　第１学年入学時、入寮を許可された者の入寮許可期間は３年間とする。

二　第４学年又は第５学年時、入学時から継続して入寮することを再入寮といい、再入寮を許可された者の入寮許可期間は１年間とする。ただし、商船学科第４学年の入寮許可期間は５ヶ月間とするが、第５学年進級時、再入寮を希望することができる。

三　編入学の入学時、入寮を許可された者の入寮許可期間は１年間とする。

四　入寮又は再入寮を許可する時期は、当該年度４月のみとする。

五　上記の定めによらず入寮又は再入寮を許可する場合は、校長が決定する。

３　入寮又は再入寮を許可する入寮希望者の居住地域は、次のとおりとする。

一　大崎上島町、東広島市安芸津町及び竹原市を除く地域とする。

二　入寮者が入寮定員を超過する場合については、呉市、東広島市（安芸津町除く）、三原市に居住する者は、入寮許可を制限する。

三　前二号の規定に関わらず、公共交通機関を利用した場合、相当な時間を要し通学が困難と認められる者、家庭状況等により自宅からの通学がその者の不利益になると認められる者等特別な事情がある場合は、校長が入寮又は再入寮を許可することがある。

４　第２項第２号で規定する再入寮の許可は、学寮に入寮可能な空室がある場合に限り、次の条件を満たす者を許可する。ただし、該当者が入寮可能な空室を超過する場合は、抽選等により再入寮を許可する者を選考することがある。

一　学寮在寮中に非違行為が認められない者
二　申請時、給食費を含む学寮に関するすべての経費の納入を完了している者
5　入寮又は再入寮を希望する者の手続きについて、次の各号に定めるものとする。
一　第５条第２項第一号又は第三号に該当する者
学則第１７条に規定する入学志願手続きに際し､入寮希望の申請を行うものとする。
二　第５条第２項第二号又は第五号に該当する者
入寮又は再入寮許可願（第１号様式）にて，入寮希望の申請を行うものとする。
6　入寮の許可は、寮務委員会の審議を経て、校長が行う。
7　入寮を許可された者は、所定の期日までに、入寮誓約書（第３号様式）を、独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項（令和３年２月１８日理事長裁定)に規定する､学校に在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、 学生を指導・支援する立場にある者（以下､「保護者等」という。）連署の上、提出しなければならない。
8　入寮を許可された者が、所定の期日までに、入寮誓約書を提出しなかった場合、入寮の許可を取り消すものとする。

（退寮）

第６条　前条に該当する寮生が退寮を希望する場合は、その理由を付した保護者等連署の退寮許可願（第２号様式）を提出し、校長の許可を受けなければならない。
2　寮生は、休学、退学、卒業及び席上課程を終了したときは、退寮するものとする。
3　寮生は､原級留置となった場合は､原則として退寮するものとする。ただし､病気､留学等を理由として原級留置となった場合は、この限りではない。

（退寮処分）

第７条　校長は、寮生が次の各号のいずれかに該当するときは、退寮を命ずることがある。
一　３か月以上寄宿料又は第１６条に定める経費の納入を怠ったとき。
二　風紀及び共同生活の秩序を著しく乱す行為のあったとき。
三　法令に違反する行為のあったとき。
四　保健衛生上共同生活に適していないとき。
五　その他学寮の運営上著しく支障をきたす行為のあったとき。

（居住禁止）

第８条　寮生で停学を命ぜられた者は、その期間学寮に居住できないものとする。

（閉寮期間）

第９条　学則第５条第１項第４号から第７号までに定める休業期間は原則として閉寮する。

（居室の割振り）

第１０条　寮生の居室の割振りは、寮務主事が行う。

（日課及び外泊等）

第１１条　学寮の日課は、寮務主事が定める。
2　学寮における日課の遂行は、当直者の指導のもとに行うものとする。
3　寮生は、外泊又は門限外に外出をする場合は、あらかじめ寮務主事の許可を受けなければならない。

（学寮への立ち入り）

第１２条　通学生等は、学寮には立ち入ってはならない。ただし、寮務主事又は当直者の許可を得た場合はこの限りでない。
2　寮生は、寮務主事又は当直者の許可を受けた場合、通学生、親族等を学寮に立ち入らせることができる。ただし、異性寮への立ち入りは保護者等のみに限る。

（施設保全の義務）
第１３条　寮生は、居室、共同施設及びその他学寮の施設を常に正常な状態に保つため、次の各号に掲げる事項を誠実に守らなければならない。
一　居室を居室以外の目的に使用しないこと。
二　居室に許可なく工作を加えないこと。
三　共同施設は、常に良好な状態に保つよう連帯して努めること。
四　学寮施設に許可なく貼紙等をしないこと。
五　故意又は過失により施設・設備を滅失、き損又は汚染したときは、その現状回復に必要な経費を弁償すること。
六　防火管理、保健衛生管理、災害防止及びその他学寮施設の管理運営上必要な学校の指示に忠実に従い、積極的に協力すること。
（備品の貸与）
第１４条　校長は、寮生に寮生活に必要な寝台、机、椅子等の備品を貸与する。
２　寮生は、貸与備品を大切に使用しなければならない。き損又は滅失したときは弁償しなければならない。
３　退寮する者は、居室その他に付属する設備等について検査を受け、かつ、貸与備品を返納しなければならない。
（寄宿料）
第１５条　寮生は、所定の寄宿料を所定の期日までに納付しなければならない。
２　風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、別に定めるところにより寄宿料を免除することがある。
（経費の負担）
第１６条　寮生は、食費、光熱水費及びその他寮生活に必要な経費を負担するものとし、別に定めるところにより納付しなければならない。
（寮生会）
第１７条　学寮に寮生会を置く。
２　寮生会は、寮生全員をもって構成する。
３　寮生会における必要な事項は、別に定める。
（細則等の委任）
第１８条　この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。
（その他）
第１９条　この規則によりがたい特別の事情がある場合は、その都度校長が定める。

附　則
１　この規則は、平成４年４月１日から施行する。
２　広島商船高等専門学校学寮規則（平成元年３月１５日制定）は、廃止する。
附　則
（省略）
附　則
この規則は、平成３１年４月１日から施行する。
附 則
この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附 則
この規則は、令和３年４月１日から施行する。
附 則
この規則は、令和７年２月１日から施行する。
附 則
この規則は、令和７年１２月２３日から施行し、令和７年１２月１日から適用する。

第１号様式

入　寮
再入寮　許　可　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

学科　　年(　　年度入学)

ふりがな
本　人(男・女)　氏　名　　(自署)

保護者等　　住　所　〒

ふりがな
氏　名　　(自署)

下記の理由により 入　寮 / 再入寮 を許可くださるようお願いします。

なお、許可のうえは学寮規則及び諸規則を遵守することを誓います。

記

理由

(以下記入不要)

令和　　年　　月　　日 上記願出を許可　する。 / しない。					
校　　長	事務部長	学生課長	課長補佐	寮務係長	寮務係
	寮務主事				

第２号様式

退　寮　許　可　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

（本　人）　　学科　　年（　　年度入学）
氏　名　　自署
（保護者等氏名）
現住所
本人との続柄
氏　名　　自署

下記の理由により退寮したいので、許可くださるよう保護者等連署をもってお願いします。

記

１．退寮を希望する理由

２．退寮希望年月日　　令和　　年　　月　　日
３．転　出　先　　住所
氏名

（以下記入不要）

令和　　年　　月　　日 上記願出を許可　する。 しない。					
校　　長	事務部長	学生課長	課長補佐	寮務係長	寮務係
	寮務主事				

第３号様式

入寮誓約書

広島商船高等専門学校長　殿

貴校学生寮に入寮の上は学則及び学生寮の諸規則が在寮中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校
学科
氏　名　　（自署）

私は、「独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項」（令和3年2月18日理事長裁定）に基づき、上記の者が貴校の学生寮に在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

（保護者等）
住　所
学生との関係
氏　名　　（自署）
緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条、第６条の４及び第７条で定める学生を監護する者並びに監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては３親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

(2) 学寮の日課表

１．日　課　表

区　　分	時　刻　又　は　時　間　帯	
日　　課	平　　日	休　　日
起　　床	７：１０	
朝　　食	７：００　～　８：１５	８：００　～　９：００
Ｓ　Ｈ　Ｒ	８：３５　～　８：５０	
午前授業	８：５０　～　１２：００	
昼　　食	１２：００　～　１３：００	１２：００　～　１３：３０
午後授業	１３：００　～　１６：１０	
入　　浴	１７：００　～　２２：００	１７：００　～　２２：００
夕　　食	１８：００　～　１９：３０	１８：００　～　１９：３０
自　　習※1	２０：００　～　２２：００	
掃　　除	２２：００　～　２２：２０	２２：００　～　２２：２０
巡回点呼	２２：２０　～	２２：２０　～
消　　灯	２３：００	２３：００

※１　自習時間（２０：００～２２：００）は、他人の部屋に行かないこと

２．門限及びフェンス解施錠

区　　分	平　　日	休　　日
フェンス解錠	５：３０※2※3	５：３０※3
フェンス施錠(門限)	２０：００	２１：３０

※２　平日の日中はフェンスを施錠します（9:００～１５:００）
　　１５：００以前の開錠は寮事務室に申し出ること
※３　女子棟の玄関解錠は７：００です

(3) 広島商船高等専門学校学寮生活心得

（目的）

1　この学寮生活心得は、本校学寮生活上、常に心得るべき事項について示したものである。

（規律の遵守）

2　学寮においては、共同生活の秩序を乱すような行為があってはならない。次の行為は厳にいましむべきものであるから違反のないようにすること。

(1)　暴力行為並びにその扇動的な言動

(2)　火気の使用、電灯線への不正工作・規定外配線・防火施設に対する違反等火災予防上有害な一切の行為

(3)　窃盗・飲酒・喫煙及びとばく行為等の違法行為

(4)　深夜徘徊・無届外泊等

(5)　施設・備品を故意にき損する行為

(6)　個人的利益を目的とした物品売買を強要する行為

(7)　通学生及び部外者を寮内に立ち入らせる、不正に居室等を使用させる行為

(8)　その他共同生活の秩序が著しく乱される違反行為

（生活の模範）

3　寮生は、日課・規則を遵守し、他人の迷惑にならないよう生活すること。そのため次の事項に留意すること。

(1)　教職員、来訪者に対してはもちろんのこと、学生相互間においても常に礼儀正しく、言葉づかい等に留意すること。

(2)　寮内では、他人の迷惑になるような音は立てないよう、留意すること。

(3)　夜間の騒音は安眠を妨げることになるため、寮内の通行・ドアーの開閉等に留意すること。

(4)　施設、備品は大切に取扱い、私有化したり、長時間独占するようなことのないよう留意すること。

(5)　寮生活上必要である諸届を忘れないよう留意すること。

(6)　電気・水道・ガスの乱費をしないよう留意すること。

(7)　他の学生が不快となるような被服を身につけないよう、身だしなみに留意すること。

(8)　その他共同生活上のマナーに反する言動のないよう留意すること。

（学習）

4　定められた自習時間帯には静粛にし、学習に専念すること。この間は他の居室の訪問を禁止する。また、テレビの視聴及び楽器等使用をしないこと。

5　各自学習計画を立て、常に学力の向上に努める習慣を身につけていくよう心掛けること。

6　学習の時間帯は、原則として自室からの移動を禁止するが、やむをえず移動する場合は、他の寮生に迷惑を及ぼさないよう十分注意すること。

（学寮経費の負担）
7　寮生は学則に定める寄宿料及び食費のほかに光熱水費・薬品・教養費及び厚生福利等の経費として所定の金額を各期又は毎月納入しなければならない。
（施設・設備の保全）
8　施設・設備の使用に際しては常に大切に取扱い、保全に留意すること。万一損傷を与えたときは、速やかに当直者或いは寮務係に届け出ること。
9　寮内設備は、所定の位置で使用し、みだりに移動してはならない。居室に設置している掲示板以外の場所にものを貼らないようにすること。
10　電気配線に工作をしてはならない。
11　洗濯機・乾燥機の使用は迅速に行い、長時間洗濯物を入れたままにしてはならない。
（災害防止）
12　寮生は、災害又は事故の発生を知ったときは、直ちに臨機の処置をとるとともに当直者に報告し、その指示に従って行動しなければならない。
13　備え付けの消火器・消火栓及び火災警報装置等の使用は熟知しておかなければならないが、みだりに触れてはならない。
（集会及び掲示）
14　寮生が学寮において、集会しようとするときは、寮務主事の許可を受けなければならない。集会が終わったときは、責任者は速やかにその結果を当直者に報告すること。
15　寮内における掲示は、寮務主事の許可を得ること。
（外泊及び外出）
16　外泊及び外出中、病気・事故その他の理由で帰寮が遅れるときは、電話等で当直者に連絡してその了解を得ること。
17　寮生が外泊しようとするときは、正規の手続きにより、原則として外泊の３日前までに外泊届を届け出ること。
18　外泊して帰寮したときは、直ちに当直者に届け出ること。
（食事及び入浴）
19　寮生は、定められた時間帯に寮の食堂で食事をとり、食器の持出しをしないこと。
20　入浴は、定められた時間帯に停滞することなく行い、かつ、節水を心掛け、洗濯をしないこと。
（衛生及び清潔）
21　寮生は寝具、被服等を清潔に保つとともに、常に保健衛生に留意し、寝具の日光消毒、室内の換気等を施行するよう努めること。また、調髪に留意し、不潔にならないようにすること。
22　日課の掃除のほか、指定された寮内外の大掃除を行う。
23　トイレは常に清潔に保ち、また、備え付けの紙以外のものは使用しないこと。
（医療備品）
24　外用薬品は、当直室に備え付けてあるので無駄のないように使用すること。体温計・アイスパックは使用後速やかに返却すること。
25　疾病・負傷のときは、当直者に届け出ること。
26　疾病・負傷のため点呼不参加等をする場合は、当直者の許可を受けること。

（服装）
27　登校時においては、学校規定の服装をしなければならない。
（所持品）
28　所持品には記名し、常に整理整頓し、貴重品の管理は各自十分注意するとともに、不要なものは、出来る限り所持しないようにしなければならない。
29　次のような私有物を寮内に持ち込んではならない。
(1)　暖房器具等失火の原因となる器具
(2)　テレビ
(3)　冷蔵庫等消費電力の大きな電気家具
(4)　オートバイ（自動二輪・原動機付自転車）・自動車
(5)　他に迷惑を及ぼす動植物
（住民登録）
30　寮生は、在寮期間中学寮の所在地に住民登録をしなければならない。
（健康保険証又は医療受給者証）
31　寮生は、健康保険証又は医療受給者証を作成し所持しておくこと。

（４）学寮の医療体制

学寮における学生の医療処置は、次の要領で対処する。特に夜間における緊急事態発生に際しては、緊急医療体制をとる。

１　通常医療体制

(1)　対処

重くならないうちに、また、夜遅くならないうちに、病院での診療を受けさせる。

(2)　病人

病人は必要に応じて保健室を使用させる。ただし、保健室のベッド数が不足する場合は、別に指示する。

(3)　保健室

保健室の管理は、看護師及び寮務係があたる。入室者に対する看護は、勤務時間内においては寮務係が、また、土・日・祝等については当直者がその任にあたる。

(4)　保健室の整備

保健室には、寝具その他の専用備品をおき、寮務係が管理する。

２　緊急医療体制

(1)　対処

急病や重症と判断される場合は、救急車を依頼する。

(2)　公用車の使用

休日及び夜間（特に深夜）などにおいて、寮生の急病に伴い、寮内配備の公用車を運行する必要がある時は、自動車使用内規により運行する。

(3)　公用車の運転者

寮内配車の公用車の運転は当日の当直者又は近隣宿舎の職員で運転免許証所有者に依頼して協力を求める。

（５）学寮の火災予防、消火及び緊急避難要領

１　学寮内の火災予防及び消火並びに緊急避難等に関する要領を、次のとおり定める。

２　火災予防

(1)　火災予防のため、常にガス器具・電気器具等の取扱いに注意するとともに、火災発生の原因排除に努める。

(2)　部屋内の整理整頓及び掃除に留意する。

３　初期消火

(1)　寮内又は近隣に火災が発生した場合は、直ちに近くの寮生に通報するとともに、当直者又は寮務係に連絡する。

(2)　寮内で火災が発生した場合は、初期消火（消火器等での消火）を行い、万一火災が蔓延した場合は、速やかに避難する。

(3)　火災が発生した場合は、速やかに消防署へ通報するとともに、全寮への放送及び寮務主事・学生課長への連絡をする。

４　緊急避難

(1)　火災その他不時の災害が発生した場合は、速やかに避難する。

(2)　避難にあたっては、冷静に判断し、煙その他の災害に注意する。

(3)　避難場所は寮庭とするが、災害の状況によっては、当直者その他教職員の指示に従って避難する。

(4)　避難した場合は、各班長等により各班の人員を確かめ、当直者又は寮務主事に報告する。

５　警備

学寮内には、消防署員・消防団員・警察署員及び本校の教職員・警備員以外は入寮を禁止し、警備については、当直者・寮務主事等で適宜指示する。

６　救護

当直者・寮務主事等の指示に従い、応急の処置をとる。

７　訓練

寮務主事は、火災予防・初期消火・消火器の取扱い・安全及び緊急避難時等について、寮生の教育訓練を行う。

８　施設・設備の点検整備

消防法、その他学内防火規程に基づき、常に点検整備に留意する。

（６）広島商船高等専門学校若潮寮寮生会会則

（準拠）

第１条　広島商船高等専門学校学寮規則（平成４年４月１日制定）第１７条の規定に基づき、広島商船高等専門学校若潮寮寮生会（以下「本会」という。）会則を定める。

（目的）

第２条　本会は、寮生が学寮での日常の生活において、自発的な活動を営み、集団生活における責任と義務を自覚し、併せて自治能力の向上を図ることを目的とする。

（指導）

第３条　本会は、寮務主事の指導を受ける。

（設置機関）

第４条　本会に次の機関を置く。

一　総会
二　寮生会本部役員
三　寮生会役員
四　指導学生

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

一　会長
二　副会長
三　整備・衛生部長
四　給食部長
五　指導学生代表

（役員の選出）

第６条　会長選出は、原則として立候補により、寮生全員の直接選挙によって行うこととする。ただし、複数立候補者がいない場合は、直接選挙は行わず、寮生会役員の承認を得て決定することもある。

２　寮生会本部役員は、寮生会役員のうちから会長が任命する。

３　指導学生代表は、各指導学生の互選による。

（役員の任務）

第７条　会長は、本会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐する。

３　寮生会本部役員は、寮生会役員を統括する。

４　指導学生代表は、指導学生を統括する。

（役員等の任期）

第８条　会長及び寮生会本部役員、寮生会役員、指導学生の任期は各学期毎とする。

（総会）

第９条　総会は、全会員によって構成し、会長が年１回以上これを召集する。

２　総会は、次の事項を議決する。

一　会則の改正

二　その他本会の運営に関する重要事項

３　総会は、寮生の３分の２以上の出席により成立する。

（寮生会本部役員）

第１０条　寮生会本部役員は、寮生会役員より選出された代表役員により構成する。

２　寮生会本部役員は、次の各号の任務を担当する。

一　副会長

(1)　会長の補佐として、寮生会役員を統括すること。

(2)　レクリエーション行事の計画実施に関すること。

二　整備・衛生部長

(1) 寮内施設・設備の保全に関すること。

(2) 美化清掃に関すること。

(3) 寮生の保健衛生に関すること。

三　給食部長

(1)　寮生の食事に関すること。

(2)　給食設備・備品の衛生管理に関すること。

四　指導学生代表

(1) 寮生の規律遵守に関すること。

(2) 寮生の生活指導に関すること。

（寮生会役員）

第１１条　寮生会役員は、会長が任命する。

２　寮生会役員より、会長が各棟に指導学生を任命し、１名を指導学生代表とする。

３　寮生会役員以外に会長が各棟各階に班長・副班長各１名を任命する。

第１２条から第１４条まで　削除

（会則の改正）

第１５条　本会則の改正は、総会において寮生の３分の２以上の賛成により可決する。

附　則

この会則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、平成３１年４月１日から施行する。

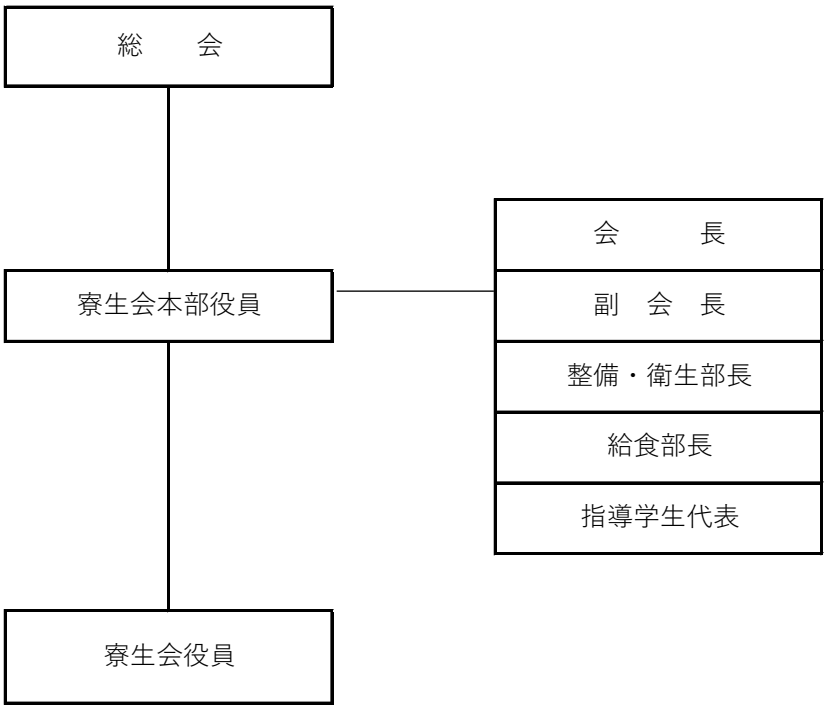
附　則

この会則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この会則は、令和３年４月１日から施行する。

寮　生　会　組　織　図



7.　諸施設・設備の使用心得

(1)　広島商船高等専門学校図書館利用規程

（趣旨）

第１条　この規程は、広島商船高等専門学校図書館規則（平成４年３月３０日制定）第５条の規定に基づき、広島商船高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（図書館資料）

第２条　利用することができる図書館資料（以下「資料」という。）は、次のとおりとする。

一　図書

二　雑誌

三　視聴覚資料

四　その他の資料

（利用者の範囲）

第３条　図書館を利用することのできる者は、次のとおりとする。

一　広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）の職員

二　本校の学生

三　本校以外の者で図書館の利用を願い出た者

（図書館利用証）

第４条　利用者は、所定の手続きを経て、図書館利用証（以下「利用証」という。）の交付を受けるものとする。ただし、職員については職員証を、学生については学生証をもって、利用証に代えるものとする。

２　利用証の発行については、別に定める。

（開館時間）

第５条　図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

一　平日　８時３０分から１７時まで。ただし、学校行事等により１９時まで開館することができる。

（休館日）

第６条　休館日は、次のとおりとする。ただし、校長が必要と認めたときは、臨時に休館日を変更することができる。

一　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

二　年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）

三　土曜日・日曜日

（資料の利用方法）

第７条　資料の利用方法は、次のとおりとする。

一　館内閲覧

二　館外帯出

三　文献複写

四　参考調査

（館内閲覧）

第８条　閲覧室で資料を閲覧しようとする者は、開架書架から必要な資料を取り出して閲覧することができる。

２　閲覧を終えた資料は、正確に元の位置に返さなければならない。

３　閲覧室においては、注意事項を守るとともに、係員の指示に従い、他人の迷惑になる行為をしてはならない。

４　注意事項に違反し、若しくは係員の指示に従わない場合は、図書館から退去を命ずることがある。

（館外帯出）

第９条　資料を館外に帯出して閲覧しようとするときは、その都度、利用証を呈示して、館外帯出の手続きをしなければならない。

２　館外帯出できる資料の冊数及び期間は、次のとおりとする。

一　一般帯出　　５冊以内、１４日以内

二　休業期間中帯出(学生のみ)１０冊以内、休業期間中

三　卒業研究帯出(学生のみ)　１０冊以内、卒業研究指導教員の指導の下に３０日以内

四　特別帯出　第１号から第３号までに掲げるもののほか、図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めた場合には、特別に帯出することができる。

３　帯出した資料は、責任をもって保管し、他人に転貸してはならない。

（研究室帯出）

第１０条　教員は、教育研究上特に必要がある場合は、館長の承認を得て長期にわたり図書を研究室に帯出することができる。

２　帯出の期間は、１年を限度とする。ただし、館長の承認を得て１年ごとに帯出期間を更新することができる。

３　研究室帯出図書に関し必要な事項は、別に定める。

（帯出禁止資料）

第１１条　次の各号に定める資料は、館外に帯出することができない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

一　貴重図書及び特殊図書

二　辞書、辞典、百科事典等の参考図書

三　逐次刊行物の最新号

四　視聴覚資料

五　その他館長が指定した図書

（返却）

第１２条　帯出した資料は、帯出期間内に返却しなければならない。ただし、職員にあっては、本校の職員でなくなるとき、学生にあっては、本校の学生でなくなるとき、席上課程を修了するとき、又は休学等のときは、直ちに返却しなければならない。

２　館長は、帯出期間を経過し、返却の督促をしてもなお返却しない者には、館外帯出を停止することができる。

３　館長が必要と認めた場合は、帯出期間内であっても、当該資料の返却を求めることができる。

（継続帯出）

第１３条　同一資料を継続して帯出しようとする者は、当該資料を添えて、継続帯出の手続きをしなければならない。

２　館長は、前項の継続帯出について、他に閲覧希望者がない場合に限り認めるものとする。

（書庫検索）

第１４条　書庫に入り資料を検索しようとする者は、係員に申し出てその指示に従わなければならない。

（弁償）

第１５条　資料を汚損し、破損し、又は紛失した者は、直ちに届け出るとともに、相当の弁償をしなければならない。

（利用禁止）

第１６条　館長は、この規程の定めに違反した者に対し、図書館の利用を禁止することができる。

（雑則）

第１７条　図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規程を常時閲覧室に備え付けるものとする。

２　この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

附　則

この規程は、平成４年４月１日から施行する。

（省略）

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は，令和６年１０月１日から施行する。

(2) 広島商船高等専門学校福利施設使用規程

（趣旨）

第１条　広島商船高等専門学校（以下「本校」という。）の福利施設の使用等については、他に特別の定めがあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第２条　福利施設は、本校の学生及び職員の研修と交流を図り、豊かな教養の修得に資することを目的とする。

（名称）

第３条　福利施設の名称は、「若潮会館」とする。

（管理運営の責任者）

第４条　福利施設の管理運営の責任者は、学生主事とする。

（管理運営事項の審議）

第５条　福利施設の管理運営に関する重要事項は、学生指導委員会において審議するものとする。

（使用者の範囲）

第６条　福利施設を使用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　本校の学生及び職員

二　校長が特に許可した者

（使用時間）

第７条　使用時間は、次の各号に掲げる開館時間内とする。

一　平日の開館時間　　１５時から２１時３０分まで

二　土曜・日曜・祝日の開館時間　　９時から２１時３０分まで

２　授業及び学校行事に使用する場合は、時間を変更することがある。

３　合宿研修に使用する場合は、別に定める。ただし、合宿期間中の１日の研修時間は、２３時をもって限度とする。

（休館日）

第８条　休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　春季、夏季、冬季及び学年末の休業日のうち校長が指定する期間

二　管理上必要がある場合は、臨時に休館することができる。

（使用手続）

第９条　研修室及び作法室を使用するときは、使用責任者は、使用許可願を使用予定日の３日前までに学生課に提出し、校長の許可を受けるものとする。

２　指導教員室及びカウンセラー室を使用するときは、顧問教員又はこれに代わる職員が使用責任者となり、使用予定日の前日までに学生課に使用許可願を提出し、校長の許可を受けるものとする。

３　合宿室又は研修室等を合宿のために使用するときは、顧問教員又はこれに代わる職員が使用責任者となり、使用予定日又は春季、夏季、冬季及び学年末の休業開始日の１０日前までに使用許可願を学生課に提出し、校長の許可を受けるものとする。また、使用許可願提出と同時に合宿に関する所定の関係書類を学生課に

提出しなければならない。

４　合宿研修以外で許可を受けた者が宿泊する場合は、保護者の若潮会館宿泊同意書を学生課に提出しなければならない。

５　使用許可順序は、受付順とする。ただし、合宿研修で使用する場合は、この限りではない。

（使用の中止）

第１０条　使用責任者は、使用を中止するときは、速やかに、学生課に届け出しなければならない。

（研修室等の鍵の受領等）

第１１条　使用責任者は、使用開始前に、学生課で鍵を受領するものとする。

２　使用終了後は、第１４条第１項第５号に定める事項を必ず守り、使用責任者が学生課に鍵を返却するものとする。

３　合宿研修期間中、土曜・日曜・祝日にあっては、使用責任者が警備員から鍵を受領又は警備員に鍵を返却するものとする。

（使用許可の取消し）

第１２条　予告なく使用開始予定時刻を３０分間経過してもなお使用しないときは、使用許可を取り消すことがある。

（転貸の禁止）

第１３条　使用者は、使用許可された研修室等の部屋を他の者に転貸してはならない。

（使用上の注意）

第１４条　福利施設の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　施設・設備・備品は大切に取り扱うこと。

二　火気の取扱いについては十分注意すること。

三　保健衛生には十分留意すること。

四　学生としての良識と品位を重んじ、他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。

五　使用後は、整理・整頓・清掃・器具の点検・消灯を行い、戸締まりを厳重に行うこと。

２　前項の注意を怠り、管理運営に支障があると認められる場合は、使用を制限することがある。

（損害の弁償）

第１５条　故意又は過失により、施設・設備・備品を滅失、き損又は汚損したときは、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

（掲示）

第１６条　学生が福利施設内においてビラ・ポスター類を掲示しようとするときは、本校学生準則（平成元年３月１５日制定）第１６条に基づき許可を受け、指定の場所に掲示しなければならない。

（雑則）

第１７条　合宿等に使用した寝具の洗濯に要する経費及び光熱水料は、使用者の負

担とする。

２　この規程に定めるもののほか、福利施設の使用について必要な事項は別に定める。

（事務）

第１８条　福利施設に関する事務は、学生課学生係において処理する。

附　則

この規程は、昭和５７年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

受付番号第　　号

若　潮　会　館　使　用　許　可　願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　　殿

関係教員 承 認 印	使　用　責　任　者	
	団体名	
	学科	
	氏　名	

このたび、下記のとおり施設を使用したいので許可くださるようお願いします。
なお、使用に際しては使用心得を遵守し、特に火気の取扱いには注意します。

記

使用する室名	
使 用 日 時	
使 用 目 的	
使用予定人員名	
使 用 物 品 の 品 目 ・ 数 量	

注）1. 合宿研修以外で本校の学生が宿泊する場合、保護者の同意書（若潮会館宿泊同意書）を必ず添付すること。

2. 合宿研修の場合、使用予定日又は休業（春季・夏季・冬季及び学年末）開始日の１０日前までに学生課に提出すること。

若潮会館使用心得

1　使用を中止しようとするときは、使用責任者が速やかに届け出て、使用許可書を返却すること。（使用規程第１０条）

2　使用責任者は、使用開始前に、学生課で、鍵を受領するものとする。
なお、使用許可時間を守り、終了後は速やかに鍵を返却すること。（使用規程第 11 条）

3　予告なく使用開始予定時刻を３０分間経過してもなお使用しないときは、使用許可を取り消すことがある。（使用規程第１２条）

4　使用者は、使用許可された研修室等の部屋を他の者に転貸してはならない。（使用規程第１３条）

5　使用規程第１４条第１項各号に定める使用上の注意を必ず守ること。
特に、火気の取扱いには注意を払い、使用後は、整理整頓・器具の点検・消灯を行い、戸締まりを厳重に行うこと。

6　器具等は、無断で移動したり、施設外に持ち出さないこと。

7　施設・設備・備品を破損・紛失した場合又は破損・紛失に気づいた場合は、速やかにその旨を学生主事又は学生課へ報告のこと。

8　上記以外の事項については、本校の福利施設使用規程に従うものとする。

(3) 体育館使用心得

1　体育館の使用希望者（正課及び学校行事の場合を除く。）は、使用前に代表者（個人の場合は本人）を通じて学生主事に届出ること。
2　館内土足を禁ずる。(体育館シューズ使用のこと。)
3　シャワー使用に際しては節水を旨とし、使用後の閉栓に留意すること。
4　体育館の使用については、各クラブ間において調整のうえ定めること。
5　用具使用後は、員数並びに損傷の有無を確認のうえ、定位置に整理格納のこと。
6　当日該当クラブは、使用後必ず床面のからぶき清掃を行うこと。(用具在庫)
7　使用時間は、８時３０分から１９時までとする。ただし、必要に応じて延刻を認める場合もある。

〔備考〕
部外者の使用については別に定める。

(4) 広島商船高等専門学校水泳プール使用心得

1　使用期間及び時間

使用期間及び時間は、原則として次のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合、願出により適当と認めたときはそれを許可することがある。

また、使用期間及び時間内でも不適当と思われる場合は、禁止することがある。

○使用期間　６月１日から９月３０日まで（土曜日・日曜日・祝日・休業日は除く。）

○使用時間　１５時から１９時まで

2　使用の手続

（1）使用を希望する者(正課及び学校行事の場合を除く。)は責任者を定め別紙様式による水泳プール使用願を学生主事を経て、校長の許可を受けなければならない。

（2）使用願は、５名以上の団体で申し込むこと。

（3）使用願は、使用日の１週間前までに学生主事に提出すること。

（4）許可を受けた者は、許可書を携行し、許可書の提示を求められたときはこれを呈示しなければならない。

（5）水泳部の練習中は、使用を許可しない。

3　使用心得

（1）土足で場内に入らないこと。

（2）必ず水泳着を着用すること。

（3）使用前には、必ずシャワーでよく身体を洗い、準備運動を行うこと。

（4）身体に異常があるとき、空腹時、食事又は激しい運動の直後及び気温と水温の差が著しいときは、水泳を自粛すること。

（5）風紀を乱したり、他人の泳ぎを妨げるような行為はしないこと。

（6）プール内でのたん、つば、鼻じる等は、オーバーフローに吐くこと。

（7）長時間プールにひたることなく、適宜休憩して体の調整をはかること。

（8）水泳を終えたときは、整理運動及び洗眼、うがいを励行し、身体の水気をよくふくこと。

（9）次に該当する者は、使用を禁止する。

イ　伝染性疾患のある者及び医師の診断により水泳を禁じられた者

ロ　この使用心得を遵守しない者及び教職員の指示に従わない者

（１０）プールの注排水・消毒・循環等の装置を勝手に操作しないこと。

5　整理整頓

（1）器具・用具は、使用後定められた場所に整理整頓しておくこと。

（2）更衣室、プールサイド等の掃除及び整理整頓を行うこと。

（3）使用後は、必ず出入口の施錠を行うこと。

6　使用者の報告義務

事故が発生したとき、又は施設等の異状を発見したときは、臨機の処置をとるとともに、直ちに学生主事に報告して、その指示を受けること。

(5) 広島商船高等専門学校テニスコート使用心得

（趣旨）

1　広島商船高等専門学校(以下「本校」という。)のテニスコートの使用等についてはこの心得の定めるところによる。

（使用の基準）

2　テニスコートは専用コートとして使用するものとし､保健体育に関する授業､行事、学生の課外活動その他校長が適当と認める場合に使用させるものとする。

（使用順位）

3　テニスコート使用の優先順位は原則として次に掲げるとおりとする。

（１）保健体育に関する授業

（２）大会・行事

（３）テニス部が主管するクラブ活動

（４）学生の体育団体が使用する場合

（５）学生又は教職員が使用する場合

（６）その他校長が適当と認める行事

（使用順位等の調整）

4　前項の使用順位等について調整の必要がある場合は､代表責任者間又は関係機関(総務課・学生課）で連絡調整するものとする。

（施設の維持保全）

5　コート及び周辺の維持保全については、通常の場合、使用者及び使用団体の責任者において適正に行うものとし、コート内は、テニスシューズを使用するものとする。

6　授業及び本校学生の使用に関する事務は、学生課学生係において処理する。

(6) 広島商船高等専門学校屋外運動場照明施設使用心得

1　広島商船高等専門学校屋外運動場照明施設(以下「照明施設」という。)の使用等については、この心得によるものとする。

2　照明施設は、次の各号に掲げる用途の順に使用させるものとする。

一　課外活動

二　対外試合

三　その他校長が適当と認めた体育行事

3　照明施設の使用時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、校長が必要と認めたときは、使用時間の一部を変更することができる。

一　前項第１号　日没から午後８時まで

二　前項第２号　日没から試合終了まで

三　前項第３号　校長が定める時間

4　照明施設を使用しようとするときは、使用責任者が使用許可願を使用予定の３日前までに学生課に提出し、校長の許可を受けるものとする。

5　照明施設の使用を許可された使用責任者は、許可を受けた目的以外に使用してはならない。

6　故意又は過失により照明施設を損傷したときは、使用した団体は、その原状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

7　この心得に定めるもののほか、この心得の実施に関し必要な事項は、校長が定める。

水 泳 プ ー ル 使 用 願

令和　　年　　月　　日

広島商船高等専門学校長　殿

使用責任者

学科　　学年

氏　名

下記のとおり、本校水泳プールを使用したいので、許可くださるようお願いします。
なお、使用にあたっては、使用心得を厳守いたします。

記

使用月日	使用時間	使用団体名	責任者名	使用人数	摘要
月　日	～			名	
月　日	～				
月　日	～				
月　日	～				
月　日	～				
月　日	～				
月　日	～				
月　日	～				
月　日	～				
月　日	～				

屋外運動場照明施設使用許可願

令和　　年　　月　　日

顧 問 又 は
関 係 教 員　氏　名

団　体　名
使 用 責 任 者　　学科　　学年
氏　名

このたび、下記のとおり照明施設を使用したいので、許可くださるようお願いします。
なお、使用に際しては使用心得を遵守します。

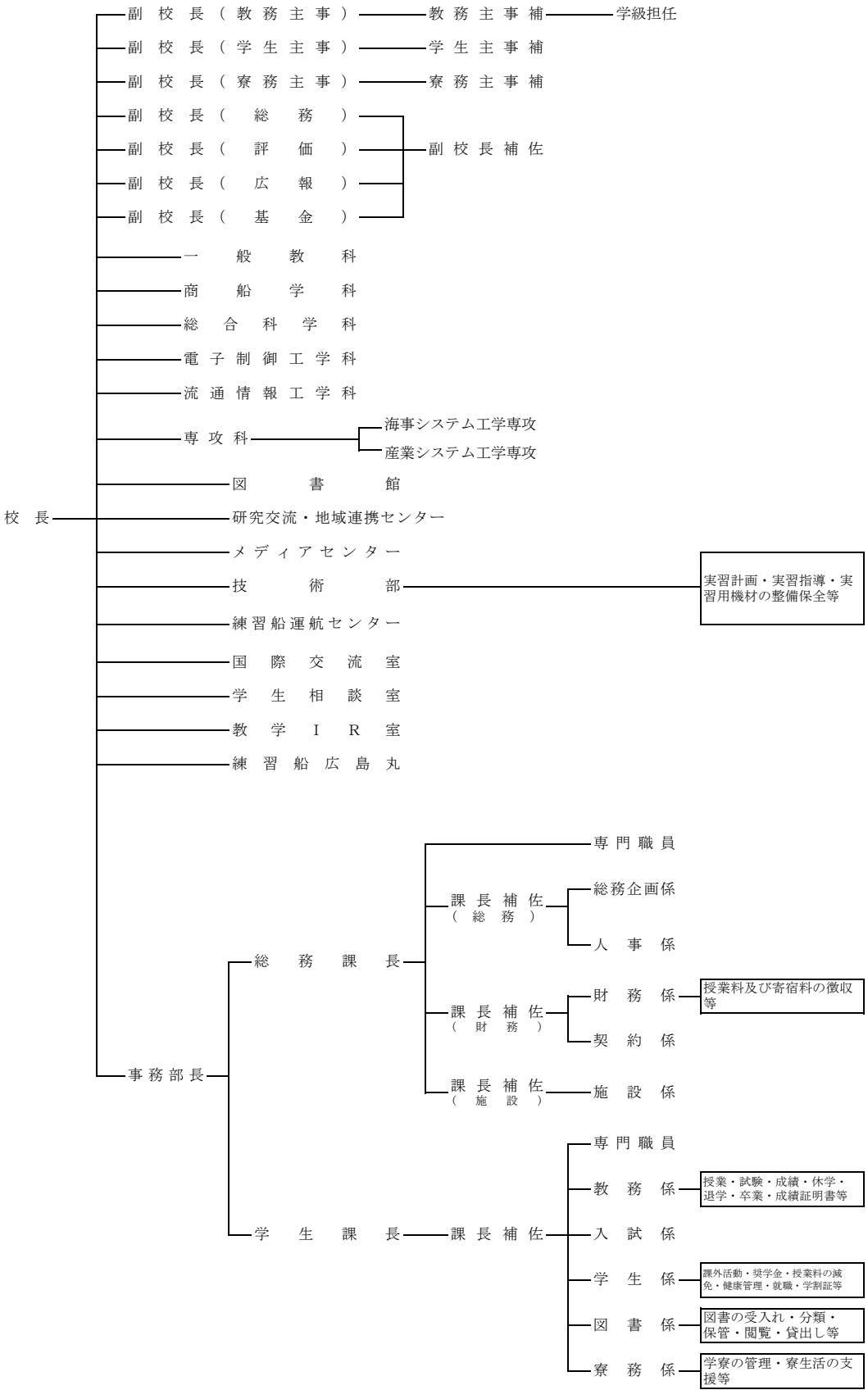
１．使用目的

２．使用日時　　月　　日　　時　　分から　　月　　日　　時　　分まで

３．参加人員

8. 学 校 組 織

学校組織と事務の概要



9. 諸手続一覧

Ⅰ　学校における手続一覧

手続で不明な点がある場合は、下記の提出先へ相談してください。

(1)証明書の交付を受けたい時

種　類	提出先	提出期限	備　考
在学証明書	学生課事務室	その都度	自動発行機対応
成績証明書	〃	〃	「証明書交付願」を学生課事務室に提出 証明書の交付は原則として3日後(土・日・祝日を除く)
修了(見込)証明書	〃	〃	
健康診断証明書	〃	〃	
学割証	〃	〃	自動発行機対応
通学証明書	〃	〃	

(2)身分の異動に関すること

種　類	提出先	提出期限	備　考
住所(氏名)変更届	学生課事務室	その都度	
保護者等変更届	〃	〃	
学生証再交付願	〃	〃	
休学願	〃	〃	学級担任経由(病気の場合は診断書添付)
復学願	〃	〃	学級担任経由
退学願	〃	〃	〃
大学等編入学(入学)推薦(学力)受験願	〃	〃	〃

(3)授業・試験に関すること

種　類	提出先	提出期限	備　考
選択科目受講願	学科長	1月末日	学級担任経由
選択科目聴講願	学科長	〃	科目担任経由
公欠許可願	学生課事務室	その都度	提出期限は理由により異なる
課外活動公欠許可願	〃	1週間前まで	顧問教員、学生主事経由
海技従事者国家試験受験報告書	〃	試験後5日以内	学級担任経由
無線従事者国家試験受験報告書	〃	〃	〃
就職活動実施報告書	〃	実施後5日以内	〃
追試験受験願	〃	その都度	学級・科目担任経由
単位追認試験受験願	〃	指定期日	学級担任経由

(4)本校の施設を利用する時

種　類	提出先	提出期限	備　考
施設・設備使用許可願	学生課事務室	1週間前まで	顧問教員を経由
若潮会館使用許可願	〃	〃	〃
水泳プール使用願	〃	〃	体育教員を経由
屋外運動場照明施設使用許可願	〃	3日前まで	

(5)授業料等に関すること

種　類	提出先	提出期限	備　考
授業料免除申請書	学生課事務室	指定期日	前期4月、後期10月
授業料徴収猶予申請書	〃	〃	〃
寄宿料免除申請書	寮事務室	〃	〃

(6)奨学金の貸与を希望する時

種　類	提出先	提出期限	備　考
奨学金申込書	学生課事務室	指定期日	
奨学生各種異動願	〃	その都度	

(7)課外活動等に関すること

種　類	提出先	提出期限	備　考
校外活動許可願	学生課事務室	その都度	顧問教員を経由
対外試合出場許可願	〃	1週間前まで	〃
校外団体参加許可願	〃	その都度	団体の目的、規約、役員名簿及び参加の目的文書を添付
集会(催物)許可願	〃	〃	〃
印刷物発行・配布許可願	〃	〃	印刷物を添付
掲示許可願	〃	〃	掲示物を添付
学生団体結成許可願	〃	〃	団体の規約、顧問教員及び会員名簿を添付
学生団体(変更・継続)許可願	〃	〃	
学生団体解散届	〃	〃	顧問教員を経由
合宿練習許可願	〃	〃	顧問教員を経由

(8)専攻科生に関すること

種　類	提出先	提出期限	備　考
大学院受験願	学生課事務室	その都度	指導教員経由
受講科目履修届	〃	指定期日	
専攻科特別研究テーマ概要申請書	指導教員	〃	
追試験受験願	学生課事務室	その都度	
大学等における学修許可願	〃	〃	
大学等における学修単位認定申請書	〃	〃	

(9)その他

種　類	提出先	提出期限	備　考
自動車等通学・所持使用許可願	学生課事務室	その都度	保護者等の署名、下宿先責任者の同意、学級担任経由
自動車等変更届	〃	〃	
自転車通学届	〃	〃	

※負傷・疾病にかかる災害報告書は、診断書添付の上、学級担任又は顧問教員が作成し、学生課へ提出する。

Ⅱ　学寮における手続一覧

区　分	提出書類	時　期	処理概要（経　路）	備　考
外　泊 外泊・外出に伴う欠食	若潮寮外泊・欠食システムより入力	３日前	本人→若潮寮・外泊・欠食システムより入力 →《授業を欠席する場合学級担任許可》 →寮事務室確認・受理 →本人に外泊・欠食受理通知	帰寮後直ちに当直者に申し出て外泊カードを記入すること
病　気	……	その都度	本人→当直者（寮事務室）	
朝食事前受取	朝食事前受取・欠食願	３日前※ ※平日朝食の事前受取の場合２週間前	代表者→寮事務室	事前受取は朝食のみ可能。
備品整備・物品補充	修理補充願	その都度	本人→寮事務室（当直者）	
寮内集会	集会許可願	２週間前	代表者→寮務主事（許可）→寮事務室	終了時当直者に届ける。
寮内掲示	掲示許可願	その都度	責任者→寮務主事（許可）→寮事務室	期限後は速やかに撤去のこと。
郵便物受払 (小包・書留・荷物)	……	その都度	寮事務室（当直者）→本人	必ず本人が印鑑を持参して受け取ること。
面会者・外来者	……	その都度	本人→当直者（寮事務室） （部外者訪問受付簿に記入）	
居住証明書等	証明書交付願	その都度	本人→寮事務室	

１０．快適な学生生活を送るために



服　装

１年生から３年生までは本校の特別な許可や指定がない限り、本校指定の制服を着用しなければいけません。

怪我等で着用できない場合は教職員へ相談してください。夏服・冬服移行期間は別途お知らせします。

４年生以上は本校の式典等に参列する場合や本校から指定があった場合以外は本校指定の制服を着用する必要はありませんが、節度ある服装をしてください。

挨　拶・礼　儀

挨拶は一日を充実させるための第一歩です。友人や教職員以外の外部の方々にも気持ちのよい挨拶をしましょう。

本校を卒業する学生の多くは就職をします。身だしなみはきちんと整え、交通ルールや法律を遵守する等、社会人として生きていくためのマナーを身につけましょう。

表　彰



本校では皆勤した学生、優秀な成績を修めた学生、課外活動等において他の学生の模範となった学生を表彰しています。

学　生　指　導

服装や交通ルール等を違反している場合、教職員が指導をしています。指導を受ける事がないよう気をつけてください。また、通学路や学生寮付近には多くの方が生活されていますので迷惑をかけることのないよう注意しましょう。

学　　生　　証

1. 学生証は、入学時に学生課教務係から交付されます。
 学生証は、本校の学生であることを証明するものであり、また、学生旅客運賃割引証で乗車券の購入・使用の身分証明書に代用するものになりますので、常に携帯し、本校職員又は鉄道職員等の請求があったときは、いつでも提示できるようにしてください。
2. 学生証の有効期間は原則３か年です。ただし、再履修学生の旧学生証は返納し、当該学年の有効期間に合わせて新規に交付されます。
3. 卒業又は退学等により本校の学生でなくなったときは、すぐに返納してください。
4. 学生証は他人に貸与又は譲渡することはできません。
5. 学生証を滅失又はき損したときは、すぐに学生証再交付願を学生課に提出して再交付を受けてください。なお、学生証の再交付を受けず、学生が不利益を受ける場合があっても、本校は責任を負いません。

学生旅客運賃割引証

学生が校外実習又は帰省等のために JR（航路・自動車線を含む。）を利用して旅行しようとするときは、割引普通乗車券で利用することができます。割引普通乗車券を購入するには事前に学校が交付する学生旅客運賃割引証(以下「学割証」という）の提示が必要です。また、使用に際しては不正のないよう充分注意しなければなりません。もし、不正使用が発覚した場合は、不正使用者本人への制裁のみにとどまらず、学校が一定期間学割証の発行停止になる場合があります。

1. 使用目的の範囲は次のとおりです。
 (1) 休暇・所用による帰省
 (2) 実験・実習などの正課の教育活動
 (3) 学校が認めた特別活動又は体育・文化に関する正課外への教育活動
 (4) 就職又は進学のための受験等
 (5) 学校が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
 (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
 (7) 保護者の旅行への随行
2. 学割証による割引普通乗車券は、学割証１枚につき、１人１回に限って購入できます。片道１０１キロメートル以上の旅行が対象になり、割引率は２割です。
3. 学割証は、発行者(学校)が必要事項の大部分を記入して、使用者(学生)に交付しますが、乗車船区間及び乗車券の種類(○で囲む)は使用者自身で記入してください。
4. 交付を受けた学割証に記入する事項を訂正するときは、その箇所に必ず本人の認印を押してください。
5. 学割証の有効期間は発行の日から３か月です。期間を過ぎた場合は無効になりますので注意してください。
6. 学割証で購入した割引乗車券は、学生証を携帯しないときは使用できません。
 また、係員の請求があった場合は学生証を提示してください。
7. 学割証を必要とするときは、証明書自動発行機により交付を受けてください。
 ただし、校外実習中の正課による練習船の乗・下船に伴う移動の場合は、適宜の方法(葉書等)により学生課まで願い出てください。発行者（学校）から使用者（学生）に送付します。

通 学 証 明 書

通学証明書は定期券を購入する場合必要です。

1. 通学証明書は、JR、私鉄、フェリー、バスの別に発行します。
2. 通学証明書の書式が定めてある場合には、その書式を添付して学生課へ願い出てください。
3. 使用上の注意
 通学証明書の有効期間は発行日より１か月間(JR)又は１５日間(私鉄)です。

保　健　衛　生

1．健康診断

学校保健法に基づき、毎年４月～６月ごろに学生の定期健康診断を実施しています。この診断は、学生の健康保持・増進を図り、学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的としているので、この診断を受けるよう義務づけられています。なお、伝染病の発生その他必要と認められる場合は、臨時に健康診断を行うことがあります。

2．健康相談

学生は常に健康に注意して学業を全うするように努める必要があります。本校では学生の健康管理について色々と注意を払っています。学校に医務室（保健室）を設け簡単な医療器具を備え看護師２名を配置し、学校医の指示のもとに軽度の疾病負傷等について手当てを行っています。

3．カウンセリング

学生相談室では毎日相談員が相談を受け付けています。

また、毎週火曜日及び木曜日は有資格の臨床心理士が、毎週水曜日はスクールソーシャルワーカーが来校しています。予約等詳しいことは医務室（保健室）で尋ねてください。

相 談 日 ： 毎週火～木曜日
相談時間： 10：00～16：00



安　全　保　持

学生は、日常生活はもちろん、実験実習・課外活動・舟艇の使用・その他あらゆる行動に対して安全保持と事故防止のため自ら常に最善の注意を払わなければいけません。分からないことがある場合、必ず教職員へ確認してから行動するようにしましょう。

災　害　補　償

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、学校安全の普及充実を図るとともに、学校の管理下における学生の負傷・疾病又は死亡に関して必要な給付を行っています。

本校学生は全員加入していますので、補償の対象となる場合は必要書類を学生課学生係に取りに来てください。

火災等の防止対策

本校における火災その他の災害を未然に防止するとともに、災害の発生に際しては、通報・初期消火・避難誘導及び施設の保全等に万全を期し、その被害を最小限度にとどめるため、次のような防火対策をとっています。

防火対策

防火管理者

校舎地区及び寄宿舎地区に区分し防火管理者を定め、消防用設備・器具等の整備及び消防計画を実施します。

火気使用責任者

各室ごとに火気使用責任者を定め、受持区域内における次の業務を行います。

一　整理整とん及び清掃の実施

二　火気の使用管理

三　臨時に使用する火気の管理

四　上記の業務を実施するため、関係者に必要な指示を与える。

五　受持区域内の状況を防火管理者に報告

自衛消防隊

校舎地区及び寄宿舎地区に区分し、火災等の発生に備え自衛消防隊を編成し、通報・避難及び初期消火等の訓練を実施し、保全等に万全を期しています。



生　活　マ　ッ　プ

～ 町役場及び町内の店舗・金融機関・医療機関位置図 ～



学生寮からの距離(目安)

機関・店舗名等	距離（備考）	バス停	機関・店舗名等	距離（備考）	バス停
①大崎上島町役場 (0846-65-3111)	1.6 Km	大崎上島町役場	⑦もみじ銀行大崎支店 (0846-64-2630)	3.7 km	中野農協
②白水郵便局 (0846-65-2344)	1.7 km	大崎上島町役場	⑧呉信用金庫大崎支店 (0846-64-3550)	3.8 km	中野農協
③スーパー　フレスタ (0846-65-4134)	1.0 km	商船高専前	⑨広島銀行木江支店 (0846-62-0260)	4.0 km （山越え）	天満桟橋
④ドラッグストア　Wants(ウォンツ) (0846-67-5522)	3.0 km	大崎海星高校	⑩ときや（釈舎）医院/学校医 (0846-63-0001)	12.2 km （山越え）	沖浦農協
⑤スーパー　ユアーズ (0846-64-4147)	3.7 km	中野農協	⑪平田歯科/学校歯科医 (0846-64-4321)	2.3 km	西原下
⑥ホームセンタージュンテンドー (0846-67-5010)	3.9 km	中野農協	⑫コンビニ　ローソン		